

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第1号)
(衆議院 31.2.5可決 参議院 2.7総務委員会付託 2.7本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成30年度の第2次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額(5,311億円)について、普通交付税の増額(396億円)及び特別交付税の増額(700億円)を行った上で、残余の額(4,215億円)を同年度内に交付しないで、平成31年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

警察法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 31.3.12可決 参議院 3.27内閣委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、警察運営の効率化を図るため、警察庁の組織について、警備局に警備運用部を設置するとともに、中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、警察庁警備局に新たに警備運用部を設置し、同部の所掌事務を定める。
- 二、中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置するとともに、管区警察局に警察支局を置くことができることとする。
- 三、警察庁長官官房の所掌事務に「所管行政に係る統計に関する事務の総括に関すること。」を加えるとともに、情報通信局の所掌事務のうち「犯罪統計を除く警察統計に関すること。」を削る。
- 四、この法律は、平成31年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【附帯決議】(31.3.28内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 政令で定めることとされる警察支局の設置については、政府内における機構・定員に関する審査、国家公安委員会による適切な管理等により厳格な運用を期すること。
- 二 中国四国管区警察局が広島市に置かれ、四国地方に管区警察局が所在しなくなることを踏まえ、四国地方において四国管区警察局が担ってきた監察、広域調整等の機能が低下することのないよう、万全の体制を整備するとともに、本法の施行後の中国四国管区警察局の業務の実施状況について随時確認するなど、必要な措置を講ずること。
- 三 四国地方において南海トラフ地震による甚大な被害が想定されていることを踏まえ、各種災害対策が迅速かつ効果的に行われるよう、警察において広域にわたる対応能力の更なる向上に努めること。

右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 31.3.2可決 参議院 3.8財政金融委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、消費税率の引上げに伴う対応、デフレ脱却と経済再生の実現、国際的な租税回避への効果的な対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、消費税率の引上げに伴う対応等

- 1 消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間（現行10年間）を3年延長し、11年目以降の3年間について、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定する。
- 2 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の軽減措置（エコカー減税）について、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化する。
- 3 自動車税（地方税）の引下げの財源として、揮発油税及び地方揮発油税の税率の変更を行う。

二、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするための対応

1 研究開発税制の見直し

オープンイノベーション型について、質の高い研究開発へ支援を強化する観点から、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の10%（現行5%）に引き上げる。

総額型について、増加インセンティブ強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を法人税額の40%（現行25%）に引き上げる。

高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置を講じた上で、高水準型を総額型に統合する。

2 個人事業者の事業承継税制の創設

新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設し（現行の事業用小規模宅地特例との選択適用）、事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予する。

三、国際的な租税回避への効果的な対応

BEPSプロジェクトを踏まえ、海外への過大な利払いや無形資産の移転を通じた租税回避に対してより効果的に対応するため、過大支払利子税制及び移転価格税制について見直しを行う。

四、その他

適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平年度の租税減収見込額は、約1,000億円である。

【附帯決議】（31.3.27財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大に加え、税制改正、社会保障・税一体改革への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。
特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為、富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 31.3.2可決 参議院 3.13総務委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、法人事業税

地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税の創設にあわせて、法人事業税の税率の引下げを行う。

二、車体課税

自動車税の税率の引下げを行うとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置等の見直し、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等を行う。

三、個人住民税

地方公共団体に対する寄附に係る寄附金税額控除における指定制度の導入等を行う。

四、その他

- 1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
- 2 この法律は、一部を除き、平成31年4月1日から施行する。

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案(閣法第5号)

(衆議院 31.3.2可決 参議院 3.13総務委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税を創設し、その収入額に相当する額を特別法人事業譲与税として都道府県に対して譲与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特別法人事業税の創設

- 1 特別法人事業税は、法人の事業税の納税義務者に対して課する国税とし、法人の事業税額を課税標準とする。
- 2 税率は、資本金1億円以下の普通法人等について37パーセントとする等とする。
- 3 申告及び納付、賦課徴収等については、法人の事業税と併せて行う。

二、特別法人事業譲与税の創設

特別法人事業譲与税は、特別法人事業税の収入額を、用途を限定しない一般財源として人口の基準等により都道府県に対して譲与する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成31年10月1日から施行する。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案(閣法第6号)

(衆議院 31.3.2可決 参議院 3.13総務委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税を創設し、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、森林環境税の創設

- 1 森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とし、年額1,000円とする。
- 2 賦課徴収等については、個人の市町村民税と併せて行う。

二、森林環境譲与税の創設

森林環境譲与税は、森林環境税の収入額を、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として私有林人工林面積、林業就業者数及び人口の基準により市町村及び都道府県に対して譲与する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成31年4月1日から施行する。

【附帯決議】(31.3.27総務委員会議決)

政府は、森林環境税及び森林環境譲与税創設の趣旨にのっとり本法の施行が円滑に進むよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、市町村を核とした新たな森林管理システムの整備が本法施行の重要な柱であり、市町村が主体となった私有人工林の森林整備促進が求められる。市町村が行うべき業務は、森林経営管理の判断、森林所有者の確定、境界の明確化、森林の適正管理や巡視など多岐にわたる。本法の目的が早急に達成されるよう市町村業務を支援していくこと。
- 二、本法施行に併せ、かねてから課題であった、森林整備に重要な路網の整備、木材利用を拡大するための川上と川下の連携強化による安定的、効率的な供給体制の構築と木材新需要の創出、鳥獣被害対策、主伐後の植栽による再造林、保育の確実な実施など、国においても対策を強化すること。
- 三、前2項の目的を達成するために市町村が創意工夫をもって業務の遂行ができるよう森林環境譲与税の使途について分かりやすく例を示すとともに、その運用に当たっては市町村の主体性を尊重すること。
- 四、市町村が林業経営者を評価するに当たっては、生産性(生産量)だけでなく、作業の質、持続性、定着性、地域経済への貢献、労働安全、賃金等の労働条件などを基準として評価できるよう市町村を支援するとともに、この評価の基準を満たす健全な林業経営者を育成するために、森林に関する高度な知識、技術、経営に関する研修計画を企画し、実施すること。
- 五、市町村が、これまでの森林施策では対応できなかった奥地等の森林の整備等を円滑に実施することができるよう、市町村の林業部門担当職員の確保・育成を図る仕組みを確立するとともに、林業技術者等の活用の充実、必要な支援及び体制整備を図ること。
- 六、森林の育成には、林業労働力の確保・育成は不可欠である。国においては、林業就業者の所得の向上、労働安全対策を始めとする就業条件改善に向けた種々の対策強化を図ること。
- 七、山村振興に向け、都市と山村自治体の連携強化を図るため、森林整備協定に基づく森林整備等を一層推進すること。
- 八、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林環境譲与税による措置も含め、我が国全体で必要な森林整備が着実に進められるよう、所要の予算を確保するとともに、森林環境税を活用した森林整備等への国民の理解と協力が一層得られるよう、国は、森林整備の効果等について分かりやすく公表するなどの取組を進めること。
- 九、私有人工林の荒廃が進み、保水力低下、土砂災害の発生、野生鳥獣の生息地の破壊、花粉症り患者の急増など深刻な問題が生じていることが我が国の森林における重要な課題であることを認識し、森林環境譲与税を活用して、豊かな森再生のために、地域の自然条件等に応じて放置人工林の広葉樹林化を進めること。
- 十、広葉樹林化の施策は、実践例が乏しく、森林環境譲与税の交付を受ける市町村にその技術がなく、人材も不足していることから、森林環境譲与税で放置人工林の広葉樹林化が進むように、具体的な指針を示し、必要な支援を行うこと。
- 十一、既存の森林整備に係る補助金等は、放置人工林の広葉樹林化に利用が難しく、自治体独自の補助事業もほとんどないことに鑑み、放置人工林の広葉樹林化が各地で進むよう、必要な取組を行うこと。
- 十二、森林環境税及び森林環境譲与税制度について、各自治体における使途及び豊かな森林の公益的機能増進への効果を検証しつつ、必要がある場合には、豊かな森林環境の再生のために、森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、所要の見直しを行うこと。

右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 31.3.2可決 参議院 3.13総務委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 平成31年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額16兆1,809億円とする。
- 2 平成31年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 3 平成31年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに3,250億円を確保することとし、総額4,049億円とする。

二、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を行うことによる地方公共団体の減収額を埋めるため、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を創設する。

三、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行する。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 31.3.14可決 参議院 3.27総務委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、成田国際空港の周辺地域における道路、農地及び農業用施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長するとともに、農地及び農業用施設等の整備に係る国の負担割合の特例等の対象となる事業を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を10年間延長し、平成41年3月31日までとする。
- 二、水資源開発施設の改築を国の負担割合の特例等の対象となる事業に追加する。
- 三、この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 31.3.14可決 参議院 3.27財政金融委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率等の見直し

- 1 ヘキサメチレンジアミン等の基本税率を無税とするとともに、海藻製品の分類変更に伴い、税細分を新設し現行関税率を維持する。
- 2 パイオポリエチレンについて暫定税率を設定し無税とする。

二、暫定税率等の適用期限の延長等

- 1 平成31年3月31日に適用期限が到来する暫定税率(411品目)並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を1年延長する。
- 2 乳幼児用調製液状乳の製造に使用されるホエイについて、関税割当制度の対象に追加する。
- 3 平成31年3月31日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置(選択課税制度)

について、適用期限を2年延長する。

三、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行する。

【附帯決議】(31.3.28財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入を阻止する観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 一 最近におけるグローバル化の進展やTPP11、日EU・EPAの発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、G20大阪サミット等の重要な国際的行事を迎える中、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安心・安全を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 31.3.19可決 参議院 3.27財政金融委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際復興開発銀行の増資に伴い、日本が同銀行に対して追加出資を行い得るよう、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国際復興開発銀行に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同銀行に対し、従来の出資の額のほか、34億4,410万協定ドルの範囲内において出資することができる。
- 二、政府は、国際復興開発銀行に対して出資する合衆国ドルの一部を、国債で出資することができる。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(閣法第11号)

(衆議院 31.3.26可決 参議院 4.10経済産業委員会付託 4.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成37年に開催される国際博覧会(以下「博覧会」という。)が国家的に特に重要な意義を有することに鑑み、博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会推進本部の設置及び基本方針の策定並びに博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国際博覧会推進本部
 - 1 博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、国際博覧会推進本部(以下「本部」という。)を置く。
 - 2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - イ 博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)の案の作成に関すること。
 - ロ 基本方針の実施を推進すること。

八 博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

3 本部の長は、国際博覧会推進本部長とし、内閣総理大臣をもって充てる。

4 本部に、国際博覧会推進副本部長を置き、内閣官房長官及び国際博覧会担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、博覧会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

5 本部に、国際博覧会推進本部員を置き、本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

6 本部は、平成38年3月31日まで置かれるものとする。

二 基本方針

内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

三 博覧会協会

1 経済産業大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、博覧会の準備及び運営等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて1個に限り、博覧会協会として指定することができる。

2 博覧会協会としての指定は、平成40年3月31日までの間に限り、その効力を有する。

3 博覧会協会は、経済産業大臣に対し、毎事業年度、事業計画書等を提出しなければならない。また、役員を選任し、又は解任したときは、その旨を届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、博覧会協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

四 博覧会の円滑な準備及び運営のための支援措置等

1 国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

2 寄附金付郵便葉書等は、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。

3 博覧会協会の要請に応じて博覧会協会に国の職員を派遣できるものとし、国家公務員共済組合法等の特例等、国の職員の派遣に関し必要な規定を整備する。

五 附則

1 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一、二及び五の2の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 内閣法の一部を改正し、本部が置かれている間、国務大臣の数の上限を1名増員する。

【附帯決議】(31.4.16経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 「いのち輝く未来社会のデザイン」のテーマの下に開催される大阪・関西万博について、ソサエティー5.0を鍵としたSDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指すとの趣旨に鑑み、その理念が途上国を含めた多くの国等に共有され、海外からの積極的な参加が得られるよう取り組むとともに、中小・ベンチャー企業、NPO、NGO及び地域住民等の多様な主体の幅広い参加を促進すること。

二 第四次産業革命に続く時代を先取りする博覧会となるよう、世界のイノベーションを促進する場を提供するとともに、それが、我が国における産業の活性化や新たな産業・ビジネスの創出につながるよう取り組むこと。また、地域の持続的な発展に向けて、跡地利用を含め大阪・関西万博の理念が継承できるよう努めること。

三 仮想現実（VR）等の活用により、博覧会会場を訪れることのできない国内外の人々も広く参加できる取組を行うとともに、身体等に障害のある人も広く参加し体験できる博覧会を目指すこと。

四 大阪・関西万博の準備及び運営に当たっては、防災対策、テロ対策、サイバーセキュリティ対策、訪日外国人を含め来場者の円滑な受入れ体制の整備、環境への配慮等に万全の措置を講ず

るとともに、現下の厳しい財政事情を踏まえて、諸経費の節減、効率的な事業運営の推進に留意すること。

五 博覧会協会の財務、業務の状況について、積極的な情報開示を促すとともに、「ジェンダー平等」等を掲げているSDGsの理念に沿った組織運営となるよう指示・監督に努めること。

六 内閣総理大臣が作成する基本方針の案の検討に当たっては、関係者の意見・要望等が反映されるよう配慮すること。また、基本方針の閣議決定後においても、博覧会の円滑な準備及び運営の推進に係る施策等の進捗状況について、適時に公表を行うこと。

七 国際博覧会担当大臣については、経済産業大臣等との職務分担を明確にした上で、博覧会に関する重要施策の企画、立案、総合調整等において主導的な役割を果たせるよう万全を期すこと。

なお、専任の担当大臣を発令する必要がなくなった場合には、発令を早期に終了すること。

右決議する。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

（衆議院 31.3.14可決 参議院 3.19国土交通委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限をそれぞれ5年間延長し、平成36年3月31日までとすることとする。

二 この法律は、一部の規定を除き、平成31年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】（31.3.28国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 奄美群島及び小笠原諸島の振興開発基本方針の策定に当たっては、地元の創意工夫が十分に発揮できる内容となるよう留意すること。

二 奄美群島及び小笠原諸島における定住の促進に資するため、医療・介護を始めとする生活環境の改善について具体的かつ充実した施策の実施に努めるとともに、両地域における交流人口の増大や物価格差の是正等のため、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。

三 奄美群島振興交付金制度は、主にソフト面での支援施策として、地域が主体的に施策を実施するためのものである趣旨に鑑み、積極的な活用が図られるようきめ細かな配慮をすること。また、大島紬・黒糖焼酎等の地場産業のより一層の活性化、奄美群島の条件不利性を克服するための情報通信産業の振興等が図られるよう配慮すること。

四 奄美群島及び小笠原諸島は、自然環境面において極めて貴重な地域であることから、その振興開発に当たっては、自然環境の保護・保全に積極的に取り組むとともに、エコツーリズム等の自然環境の保護・保全と両立する持続的な観光振興が図られるよう配慮すること。

五 離島航空路線が住民の生活路線であること、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラであること等に鑑み、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、本土・奄美群島間の航空の利便性向上や小笠原諸島における航空路の開設を含め、必要となる取組に努めること。

六 奄美群島及び小笠原諸島は、台風の常襲地帯に位置するとともに、南海トラフ地震に伴う津波被害も想定されるなど、災害を被りやすい地理的・自然的条件にあることから、必要な防災・減災対策をより一層推進すること。

右決議する。

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 31.3.12可決 参議院 3.15外交防衛委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の有効期限を5年延長し、平成36年3月31日までとするものである。

【附帯決議】(31.3.27外交防衛委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、本特別措置法によらない国庫債務負担行為での調達契約と比較し、本特別措置法の適用による長期契約により縮減される経費の推定額を含めた適正な調達価格算定能力の向上は、本特別措置法の適切な運用に当たり不可欠なものであることに鑑み、信頼性及び客観性を持った金額を主体的に算定できるよう、体制や制度の構築に向けた取組を行うこと。
- 二、本特別措置法第3条に基づき、契約の概要と本特別措置法によらない国庫債務負担行為で契約する場合と比較した経費の縮減見込みを明らかにするとともに、長期契約に基づく支払の終了時には、それまでの支払実績の詳細(支払総額、長期契約によって縮減された最終的な金額、未精算の金額が発生した場合はその金額及び理由等)を遅滞なく公表することについて検討を進めること。
- 三、米国との間のFMS契約については、契約及び条件の見直し、納期等を米国政府の判断により変更可能な契約であることに鑑み、安定的な調達に資することが確認されない限り、本特別措置法の適用を厳に慎むこと。
- 四、FMS契約については、前払が前提のところ、契約履行後の精算手続が迅速に行われるよう米国に働きかけるとともに、縮減額等の支払実績の詳細を遅滞なく公表すること。なお、同契約に基づき国内企業に初度費等を支払う場合には、これを支払実績に含めること。

右決議する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 31.4.11可決 参議院 4.15外交防衛委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編並びに日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定及び日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、航空自衛隊の警戒航空隊を警戒航空団に改編することに伴う規定の整備を行う。
- 三、即応予備自衛官の員数を改める。
- 四、カナダ及びフランスとの各物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備を行う。
- 五、大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、カナダ及びフランスの各軍隊を追加する。
- 六、本法律は、平成32年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 31.4.9可決 参議院 4.12内閣委員会付託 元.5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、基本理念の追加

子ども・子育て支援の内容及び水準は、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない旨を基本理念に追加する。

二、子育てのための施設等利用給付の創設

1 施設等利用費の支給

子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とする。市町村は、2の認定に係る小学校就学前子どもが、3のイにより市町村長が確認する子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（以下「特定子ども・子育て支援」という。）を受けたときは、当該認定に係る保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他の内閣府令で定める費用を除く。）について、施設等利用費を支給する。

2 支給要件

次のいずれかに該当する小学校就学前子どもの保護者であって市町村の認定を受けたものを対象とする。

イ 3歳以上の小学校就学前子ども

ロ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の小学校就学前子どもであって、保育の必要性があるもの

3 特定子ども・子育て支援施設等

イ 特定子ども・子育て支援施設等の確認

施設等利用費の支給に係る子ども・子育て支援施設等（認定こども園（特定教育・保育施設であるものを除く。）幼稚園（特定教育・保育施設であるものを除く。）特別支援学校（幼稚園に限る。）認可外保育施設（児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出がされたものに限り、認定こども園であるもの等を除く。以下同じ。）のうち内閣府令で定める基準を満たすもの、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業）の確認は、施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。

ロ 勧告、命令等

市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者が、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるとき等は、勧告、命令、確認の取消し等を行うことができる。

三、費用等

施設等利用費の支給に要する費用は、原則として、市町村の支弁とし、政令で定めるところにより算定した額の2分の1を国が、4分の1を都道府県が負担する。なお、国は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行による地方公共団体の地方消費税等の増収見込額が平成31年度において過小であること等に対処するため、平成31年度に限り、都道府県及び市町村に対して、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する。

四、施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、平成31年10月1日から施行する。

2 二の子育てのための施設等利用給付については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年を経過する日までの間は、認可外保育施設を子ども・子育て支援施設等とみなして、この法律による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新法」という。）の規定（一部を除く。）を適用する。

3 市町村は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、当該市町村の条例で定めるところにより、2により子ども・子育て支援施設等とみなされる施設に係る二の1による施設等利用費の支給について、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち当該市町村の条例

で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り行うものとすることができる。

- 4 政府は、この法律の施行後2年を目途として、2及び3の施行の状況について、また、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について、それぞれ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(元.5.9内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 潜在的待機児童を含む待機児童の早急な解消、保育士の負担を軽減する配置基準の改善その他の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し等教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び子どもの安全確保に係る質の向上を図るための措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。
- 二 保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、短時間労働の非常勤職員を含めた保育等従業者の賃金その他の保育等従業者の処遇の改善について、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。
- 三 保育士及び保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していないものについて就職相談や職業紹介を行う体制の整備及び充実、処遇の改善、労働負荷の軽減策等、教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて予算の確保を含め所要の措置を講ずるものとする。
- 四 保護者の負担が重く待機児童数が多い0歳から2歳までの保育については、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付について、安定した財源を確保しつつ、保育の必要性がある子ども全てが対象となるよう検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。特に待機児童問題が解消するまでの間については、必要な子育て支援策を講ずること。
- 五 認可外保育施設に対する国の指導監督基準に満たない認可外保育施設は、5年間にわたり無償化の対象となるが、子どもの安全確保のため、特にベビーホテルに重点を置いた定期的な巡回指導を確実に行うよう地方自治体を指導すること。
- 六 幼児教育の無償化措置に便乗して、質の向上を伴わない保育料の引上げを計画している私立幼稚園が多くあることは、幼児を持つ世帯の負担を軽減するという本法の趣旨に反するものであり、関係団体を通じて便乗値上げをしないよう求めること。
- 七 企業主導型保育事業者については保育の需給調整が必要なことから、市町村との連携を強化する措置を講ずること。あわせて本年度の実施機関の公募・選定に当たっては、全国の個別の保育事業所を確実に監査指導できる機関を選定するとともに、業務の引継ぎ若しくは継続が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 八 本法の施行後5年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であって学校教育法第4条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

右決議する。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 31.4.23可決 参議院 元.5.10財政金融委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、金融機能早期健全化業務の終了の日における国庫納付

預金保険機構は、金融機能早期健全化業務の終了の日において、内閣総理大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を国庫に納付することができる。

二、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定への繰入れ

預金保険機構は、金融再生業務の終了の日又は金融機能早期健全化業務の終了の日において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定に繰入れをすることができる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 31.4.11可決 参議院 4.16政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 元.5.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況などを考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、最近の選挙の実情に対応し、天災等の場合における安全かつ迅速な開票に向けた規定の整備などを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

- 1 最近における選挙等の執行状況を踏まえ、投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定などを設ける。
- 2 最近における物価の変動などを踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費などの基準額を改定する。

二、公職選挙法の一部改正

- 1 悪天候により離島から投票箱を運べなかった事例などを踏まえ、安全かつ迅速な開票の観点から、開票区の設置に係る規定の整備を行う。
- 2 投票所の円滑な設置及び運営のため、投票管理者及び投票立会人の選任要件を緩和する。
- 3 選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、公職選挙法の改正に係る部分については平成31年6月1日から施行する。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 31.4.23可決 参議院 4.25総務委員会付託 元.5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進するため、電波利用料の料額の改定等を行うとともに、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備を行うほか、実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波利用料の料額の改定等

- 1 電波利用料について、料額の区分のうち周波数帯等の区分を見直すとともに、その金額の改定を行う。
- 2 電波利用料の用途として、電波の伝わり方の観測、予報及び調査研究等や大規模災害に備えるための放送用設備の整備に係る補助金の交付を追加する。

二、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備

電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画の記載事項に、その特定基地局の無線通信を確保するための機能を付加した既設の特定基地局に関する事項や開設計画の認定を受けた者が納付すべき特定基地局開設料の額を追加するとともに、特定基地局開設料の収入相当額を、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備等に要する費用に充てる等の規定を整

備する。

三、実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備

電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備を使用する実験等無線局の開設及び運用について、あらかじめ総務大臣に届出をした場合には、一定の期間に限りその無線設備を同法に定める技術基準に適合する無線設備とみなすこととする等の規定を整備する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、特定基地局の開設計画の認定に関する改正規定等は公布の日から、実験等無線局の開設及び運用に係る特例に関する改正規定等は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.5.9総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務に要する費用を受益者である免許人等が負担する、いわゆる特定財源である。したがって、今後の電波利用料の見直しに当たっては、電波の利用状況等の変化に対応しつつ、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、使途、予算規模及び料額について、議論の透明性を確保し、一層の公平性・適正性の向上を図ること。
- 二、前項のうち、電波利用料の料額の改定については、免許人等が負担の水準を予測できるよう、3年ごとに検討することを原則とし、安易な電波利用料額の引上げは慎むこと。検討結果に基づいて所要の措置を講ずる場合においても、料額が急激に増加することのないよう留意すること。
- 三、電波利用料の歳入と歳出の累積差額については、電波利用料の共益費用としての性格や特定財源としての位置付けを踏まえ、必要性や緊急性の高い電波利用共益事務への積極的な活用を図ること。
- 四、特定基地局の開設指針の策定及び同指針に基づく審査に当たっては、公平性・透明性を確保すること。
また、特定基地局開設料の使途については、電波の公平かつ能率的な利用を確保する電波法の趣旨に鑑み、最大限効率的に活用されるよう適正化を図るとともに、電波利用料と同様に、その実施状況について公表するなどの透明化を図ること。
- 五、公共用無線の高度化については、当該高度化を促すための財政措置等に万全を期すとともに、新たに電波利用料を徴収する公共用無線局の範囲を政令で定めるに当たっては、各無線局の特性や財政措置等の状況を適切に反映すること。また、公共用周波数の割当て・用途の開示を進めること。
右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 31.3.26可決 参議院 4.15法務委員会付託 4.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 裁判官のうち、判事の員数を40人増加し、2,125人に、判事補の員数を25人減少し、927人に、それぞれ改める。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を13人減少し、2万1,835人に改める。
- 三 この法律は、平成31年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一

部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 31.3.19可決 参議院 3.27外交防衛委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在スワジランド日本国大使館等の在外公館の名称及び位置の国名を改める。
- 二、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 三、外務公務員の子女教育手当の支給額を改定する。
- 四、この法律は、平成31年4月1日から施行する。

大学等における修学の支援に関する法律案(閣法第21号)

(衆議院 31.4.11可決 参議院 4.19文教科学委員会付託 元.5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、大学等における修学の支援は、文部科学大臣等の確認を受けた大学、高等専門学校及び専門学校(以下「確認大学等」という。)に在学する学生等のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。
- 二、学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構が学生等に対して行う学資支給金の支給とし、これに要する費用は消費税率引上げによる財源を活用して、政府が補助する。
- 三、授業料等減免は、確認大学等の設置者が学生等に対して行う授業料及び入学金の減免とし、これに要する費用は消費税率引上げによる財源を活用して、国及び地方公共団体が支弁する。
- 四、文部科学大臣等は、授業料等減免を行おうとする大学等の設置者から、確認を求められた場合において、当該求めに係る大学等が社会で自立し、活躍できる人材育成のための教育を継続的・安定的に実施することができる大学等であるとの要件を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。
- 五、確認大学等の設置者は、在学する学生等のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められるものを授業料等減免対象者として認定するものとする。
- 六、確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が偽り其他不正の手段により授業料等減免を受けたとき、学業成績が著しく不良となったと認められるとき等は、五の認定を取り消すことができる。
- 七、文部科学大臣等は、確認大学等が四の要件を満たさなくなったとき等の場合には、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。その際、授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、確認を取り消された大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。
- 八、この法律は、一部の規定を除き、消費税率引上げの施行日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行する。
- 九、政府は、この法律の施行後4年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

【附帯決議】(元.5.9文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」における「無償教育の漸進的な導入」の実現に向け、政府は教育費の負担軽減策に取り組むこと。

- 二、政府は、本支援制度の安定的運用及び更なる高等教育における教育費の負担軽減策を講じることができるよう、安定的な財源の確保に努めること。
 - 三、大学等の確認要件を文部科学省令で定めるに当たっては、大学の自治等への過度な干渉とならないよう、十分配慮すること。
 - 四、各高等学校等において本人の学習意欲や進学目的等を確認するに当たっては、公平性・公正性が確保され、学校によって運用にばらつきが生じないよう、判断基準等についてガイドライン等により各学校へ示すこと。
 - 五、学生等に対する支援の継続を判断するに当たり、相対評価による学業成績の判定においては、必ずしも本人の努力不足による成績不振とは言えない場合があることを踏まえ、低所得世帯の者の修学の支援という本支援制度の趣旨を没却することがないよう、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を適切に講じること。
 - 六、学生等ができる限り安心して学業に専念できるよう、支援を打ち切る場合や学資支給金を返還させる場合については、その判断基準や具体的な実施方法をあらかじめ明確にするなど、慎重な運用を行うこと。
 - 七、本法附則第3条による施行後4年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定その他学生等への経済的支援制度全般の在り方について検討を行い、必要があると認める場合には、早期に対応を図るよう努めること。また、見直しに際しては、検討過程において関係者の意見の聴取や情報公開の充実を図るなど、できる限り学生等のニーズに応えた制度設計が図られるよう努めること。
 - 八、高等教育に係る費用は中間所得層にとっても重い負担となっていることに鑑み、あらゆる財源確保に向けて努力し、各大学等による授業料の適切な設定を可能にするための環境整備に努めること。また、消費税率引上げに伴う授業料の便乗値上げが行われることのないよう、大学等に対し本支援制度の趣旨の周知徹底に努めること。
 - 九、政府及び独立行政法人日本学生支援機構は、本支援制度の実施により、学生等への経済的支援制度が複雑化することを踏まえ、学生等、保護者及び学校関係者等へ丁寧な説明を行うなど、貸与型奨学金制度を含む支援制度全般の更なる周知徹底に努めること。
 - 十、独立行政法人日本学生支援機構が行っている貸与型奨学金について、所得連動返還方式の対象者の拡大、返還期限の猶予、延滞金の賦課率、返還負担軽減のための税制など、返還困難者の救済制度の在り方の検討に努めること。
 - 十一、教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨に鑑みれば、有利子奨学金が事業費・貸与人数とともに無利子奨学金を上回っている現状を速やかに改善し、有利子から無利子への流れを更に加速するための施策の検討を行うこと。
 - 十二、貸与型奨学金における人的保証については、奨学生及び保証人の負担が大きく、保証能力にも限界があることを踏まえ、保証機関の健全性を前提としつつ保証料の引下げをはじめとした負担軽減策を講じることにより、機関保証制度の利用促進に努めること。
 - 十三、独立行政法人日本学生支援機構は、本法の施行に伴い業務量の増加が見込まれる中においても本支援制度が円滑に実施されるよう万全を期すとともに、国は、そのための人員の拡充を行うなど、同機構の体制強化に努めること。
 - 十四、低所得世帯の子供たちの学習意欲を高めるため、ロールモデルの提示や教科指導等の支援を行うとともに、大学等へ安心して進学できるようにするため、専門家等による教育相談体制の整備充実を図ること。
- 右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 31.4.11可決 参議院 元.5.13文教科学委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととするとともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、学校教育法の一部改正

大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けるとともに、適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めるものとする。

二、国立大学法人法の一部改正

- 1 国立大学法人岐阜大学を国立大学法人名古屋大学に統合し、岐阜大学及び名古屋大学を設置する国立大学法人東海国立大学機構とする。
- 2 国立大学法人が2以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合に、当該国立大学法人に、その設置する国立大学に係る学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事を置くことができることとする等の規定を整備する。
- 3 理事の員数が4人以上である国立大学法人において、学長が理事を任命するに当たっては、学外者が2人以上含まれるようにしなければならない。
- 4 国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第2項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る認証評価の結果を踏まえて実施するよう要請するものとする。

三、私立学校法の一部改正

- 1 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。
- 2 学校法人の役員の職務及び責任並びに理事会及び評議員会の議事等に係る規定を整備する。
- 3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、認証評価の結果を踏まえ、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。
- 4 文部科学大臣が所轄庁である学校法人の財産目録等の公表等に係る規定を整備する。

四、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正

国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集・分析等を業務として追加する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成32年4月1日から施行する。

【附帯決議】(元.5.16文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、大学が自ら改革を実践し、その役割と使命を果たすことができるよう、大学に関する制度的枠組みや国による支援の在り方について継続的に検討するとともに、我が国の大学の国際的な競争力・研究力を下支える基盤的経費の拡充に向けた今後の財政的支援の在り方について検討すること。
- 二、大学に対し学生や社会が適切な評価を行うことができるよう、大学における教育研究の内容やその成果、経営状況等に関する情報公開を一層促進するとともに、学校法人による不祥事や不正等について速やかに公表するための仕組みについて検討すること。
- 三、認証評価における、大学評価基準への適合が認定されなかった大学に対する文部科学大臣からの資料提出要求については、当該大学の学問の自由、大学の自治への干渉とならないよう十分に留意すること。
- 四、認証評価と国立大学法人評価など類似の複数の評価制度が大学等の負担となっている現状について、「評価疲れ」を指摘する意見があることを踏まえ、大学評価の仕組みをより効率的なもの

とするため、評価に係る事務の簡素化や類似制度の整理統合について速やかに検討すること。また、評価の在り方を検討するに当たっては、大学関係者の意見を幅広く聴取するとともに、基礎研究を含む研究の多様性が尊重されるよう、十分に留意すること。

五、国立大学における一法人複数大学制度の導入に当たっては、個々の国立大学における教育研究の多様性が損なわれることのないよう留意するとともに、法人全体の責任者である理事長による経営方針と各国立大学における教育研究への取組が相反することなく円滑な運営が図られるよう必要な措置を講ずること。

六、学校法人が、その設置する私立学校の教育の質の向上を図るに当たっては、学校の経営状況や教学上の方針について教職員と十分に情報を共有するなど、経営と教学の連携に努めるとともに、とりわけ文部科学省所轄学校法人においては、憲法で保障されている学問の自由及び大学の自治の理念を踏まえ、私立大学の自主性・公共性を担保する観点から、その設置する大学の教育・研究や運営に過度な干渉をすることがないように、特段の留意を払うこと。

七、学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、理事長・理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

八、学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずること。

九、学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう、これらに対する告発が隠蔽されずに適切に聞き入れられる仕組みの構築等、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

右決議する。

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第23号)

(衆議院 31.4.23可決 参議院 元.5.8農林水産委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構(以下「機構」という。)と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化、農用地利用改善事業等による担い手への農地の集約の加速化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

- 1 農地中間管理事業の実施地域を農業振興地域の区域内から市街化区域外に拡大することとする。
- 2 機構による担い手への農地貸付けについて、機構による利害関係人への意見聴取を義務付けた上で農用地利用配分計画(以下「配分計画」という。)の縦覧及び利害関係人からの都道府県知事への意見書の提出を廃止することとする。
- 3 機構が配分計画の案の提出等の協力を求めることができる対象として、市町村に加え、農用地の利用の促進を行う者であって農林水産省令で定める基準に適合するものとして市町村が指定するものを追加することとする。
- 4 機構による担い手への農用地等の貸付けについては、機構が借受けと貸付けを同時に行う場合には、1の農用地利用集積計画に基づき行うこともできることとする。
- 5 農業者等による地域協議の場において、市町村が農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成等の必要な情報を提供するように努めることとするとともに、農業委員会が農地所有者

の利用意向の提供、委員及び推進委員の当該協議への出席等の必要な協力を行うことを明確化することとする。

二、農業経営基盤強化促進法の一部改正

- 1 農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化することとする。
- 2 2以上の市町村の区域内において農業経営を営む農業者の農業経営改善計画について、農林水産大臣又は都道府県知事が認定事務の処理を行うこととする。
- 3 農業経営改善計画に農地所有適格法人に出資している会社の役員が出資先の農地所有適格法人の役員を兼務することを記載できることとし、当該農業経営改善計画について市町村の認定を受けた場合には、当該役員は農業の常時従事者たる役員とする措置を追加することとする。
- 4 青年等就農資金について、その償還期限を「12年以内」から「17年以内」に延長するとともに、政府が行う公庫に対する利子補給金の支給可能年限を「15年度以内」から「20年度以内」に延長することとする。
- 5 農用地利用改善団体が、農地の所有者等の3分の2の同意等を得て農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限定する旨を定め、市町村の認定を受けた場合には、当該規程に定めた者又は機構以外に対して賃借権の設定又は所有権の移転等を行うことができないこととするとともに、市町村による農用地区域からの除外に制限を課すこととする。

三、農地法の一部改正

農用地の転用の不許可要件について、地域における担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を追加することとする。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一の1並びに二の1及び2については、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 二の1の施行の際現に存する農地利用集積円滑化団体は、当該施行日から起算して3年を経過する日までの間において、機構に対して、農地売買等事業のために借り受け、現に貸し付けている農用地等に係る権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができることとし、機構が当該申出を承諾し、その旨を公告したときは、当該権利及び義務が承継されることとする。

【附帯決議】(元.5.16農林水産委員会議決)

農業者の減少及び高齢化、農地面積の減少が進む中、農業の生産性を向上し、持続可能なものとすることが不可欠である。そのため、担い手の育成・確保を図りつつ、担い手への農地の集積・集約化を加速化させること等により、農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進することが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 地域における農業者等による協議の場において作成する人・農地プランが、単に支援措置を活用するためのものではなく、地域の農業の将来像を見通すことのできるものとして実質化されるよう、地域の農業事情に精通した市町村、農業委員会等が、農業者等の協議において調整能力を発揮しうよう、その活動に対して十分な支援を行うこと。

また、農業者等による協議の場が適時適切に開催されるとともに、その協議の場に地域の農業者はもとより、新たに農業経営を営もうとする者等多様な農業者等が参画し、十分な議論を行い、関係者の合意が形成されるよう留意すること。その際、これらの取組に対して十分な支援を行うこと。

- 二 農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化に当たっては、これまで旧円滑化団体が実績を有している地域において混乱が生じないよう、旧円滑化団体の機能が存続し、効果を発揮していることを明確化した上で、本改正内容を丁寧に周知すること。

- 三 農地中間管理機構が、農用地利用配分計画案の提出等の協力を求めることができる対象として

- 追加される市町村が指定するものの基準については、各地域における農地の集積・集約化の取組等を踏まえ、旧円滑化団体を位置付ける等、地域の実情に即した実効ある体制を整備すること。
- 四 中山間地域等の条件不利地域においては、農地の受け手不足等、平坦地との格差により農地の集積・集約化を進めることが困難であることに鑑み、当該地域の実情を考慮した事業運用を図るとともに、関連施策との連携を図る等効果的な支援措置を講ずること。
 - 五 複数の市町村にわたる農業経営改善計画の認定等に当たっては、申請する農業者に混乱を生じさせず、円滑な認定等が行われるよう、農林水産省、都道府県及び市町村が相互に協力・連携する体制を整備すること。
 - 六 農用地利用改善団体が農用地利用規程に利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限定する旨を定めようとするため、農地の所有者等の同意を得るに当たっては、極力、全ての農地の所有者等の同意が得られるよう努めること。
 - 七 認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の利用等に当たっては、本法の施行に必要な限度を超えることのないよう十分に配慮すること。
 - 八 新規就農者の定着状況について把握・分析し、その結果と現場のニーズ等を踏まえながら、新規就農に係る支援措置を講ずること。
 - 九 農地転用の不許可要件として追加される、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合について、具体的な事項を早急に示し、転用期待の抑制につながる実効性あるものとする。
 - 十 この法律の施行後5年を目途として、施行状況等の勘案を行うに当たっては、施行直後より、農地及び農業経営をめぐる多様な状況、農地の集積・集約化によるコストの低減効果等について、常時、きめ細かく把握し、分析すること。
右決議する。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案(閣法第24号)

(衆議院 31.4.11可決 参議院 4.15国土交通委員会付託 4.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、アイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにこれらに資する環境の整備に関する施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的として、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを定めることとする。
- 二 基本理念として、次に掲げる事項について定めることとする。
 - 1 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならないものとする。
 - 2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならないものとする。
 - 3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、

アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならないものとする。

- 4 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないものとする。
- 三 国及び地方公共団体は、二に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。
- 四 政府は、アイヌ施策の意義及び目標に関する事項、政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項、アイヌ施策推進地域計画の認定に関する基本的な事項等を定めたアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針を閣議決定により定めなければならないものとする。
- 五 国土交通大臣及び文部科学大臣は、民族共生象徴空間構成施設の管理を、指定法人に委託するものとし、指定法人は、同施設の管理、アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務、アイヌの伝統等に関する広報活動その他のアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発、アイヌ文化の振興等に資する調査研究、アイヌ文化の振興・アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対する助言・助成その他の援助等の業務を行うものとする。
- 六 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、アイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとし、同計画には、その目標、アイヌ文化の保存又は継承に資する事業、アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業、観光の振興その他の産業の振興に資する事業等に関する事項を記載するものとするとともに、国は、当該認定を受けた計画に基づく事業に関しては、国による交付金の交付等の特別の措置を講ずることができるものとする。
- 七 アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部を設置することとし、基本方針の案の作成、基本方針の実施の推進、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどるものとする。
- 八 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 十 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律は、廃止するものとする。

【附帯決議】(31.4.18国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 過去の国会決議や本法等に基づくアイヌ施策を推進するに当たっては、我が国が近代化する過程において多くのアイヌの人々が苦難を受けたという歴史的事実を厳粛に受け止め、アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努めること。
- 二 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の趣旨を踏まえるとともに、我が国のアイヌ政策に係る国連人権条約監視機関による勧告や、諸外国における先住民族政策の状況にも留意し、アイヌの人々に関する施策の更なる検討に努めること。
- 三 アイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策の推進に当たっては、アイヌの人々の実態等の把握に努めるとともに、国、地方公共団体等の連携の強化を図ること。
- 四 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育並びにアイヌへの理解を深めるための啓発及び広報活動の充実に向けた取組を推進すること。あわせて、本法第4条の規定を踏まえ、不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある具体的措置を講ずること。
- 五 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、

アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。

- 六 本法に基づく措置、とりわけ交付金制度については、本法の目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ること。あわせて、市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成に当たり、アイヌの人々の要望等が十分に反映されるよう、適切な指導を行うこと。
- 七 本法において特例措置が設けられる認定アイヌ施策推進地域計画に係る地域団体商標の取得を契機に、アイヌ文化のブランド化の確立や販路拡大などの産業振興を図るため、交付金制度の活用や国等からのノウハウの提供等により、アイヌの人々の自立を最大限支援すること。
- 八 内水面におけるさけの採捕や国有林野における林産物の採取といった本法の特例措置に関し、アイヌにおいて継承されてきた儀式的保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関との緊密な連携の下、アイヌの人々の視点に立ち、制度の円滑な運用に努めること。
- 九 国内外においてアイヌの伝統等に関する理解が一層深まるよう、民族共生象徴空間への誘客促進に向けた広報活動やアクセスの改善等を図ること。また、民族共生象徴空間に関し、適切な運営が図られるよう、指定法人に対する指導監督に努めること。
- 十 本法の施行後、本法の施行状況について適時適切に検討を行い、その結果に基づき得られた課題に関し、必要な措置を講ずること。なお、その際にはアイヌの人々の意見を十分踏まえること。右決議する。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 31.4.16可決 参議院 4.24厚生労働委員会付託 元.5.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 療養の給付等を受けようとする者は、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、当該給付等を受けるものとする。また、厚生労働大臣等は、健康保険事業等の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、被保険者番号等を告知することを求めてはならない。
- 二 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、医療情報化支援基金を設けるとともに、医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用を補助する業務等を行う。
- 三 厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報、匿名介護保険等関連情報等を利用し、又は地方公共団体、研究機関、民間事業者等であって、当該情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務を行うものに提供することができる。また、当該情報の利用又は提供を行う場合には、匿名医療保険等関連情報、匿名介護保険等関連情報等を連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。
- 四 後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は、高齢者保健事業を行うに当たっては、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険法の規定による国民健康保険保健事業及び介護保険法の規定による地域支援事業と一体的に実施するものとし、当該広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとする。
- 五 健康保険法等における被扶養者等の要件について、日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定めるものであること等を加える。
- 六 支払基金の業務に、診療報酬請求書等に関する記録に係る情報等の分析等に関する事務を加える。

七 支払基金の従たる事務所を廃止する。

八 この法律は、一部を除き、令和2年（平成32年）4月1日から施行する。

【附帯決議】（元.5.14厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、今回の医療保険制度の運営に関する改正に続き、2025年には団塊の世代が後期高齢者に移行することなどから、少子高齢社会の進展を見据えた取組を早期に開始し、医療保険制度の健全な運営に努めること。

二、保険医療機関等における個人番号カードによるオンライン資格確認が導入されることを踏まえ、個人番号カードの更なる普及拡大に向けて、国民にとって利便性の高い利用機会の創出やセキュリティ対策の充実など、効果的な施策を検討するとともに、その広報・周知も含め、関係府省が連携して取り組むこと。

三、個人番号カードによるオンライン資格確認の導入に当たっては、過度な事務的、金銭的負担とならないよう保険医療機関等に対する支援を丁寧に行うとともに、保険者や保険医療機関等に対する負担軽減の観点から、システムの維持・運営に係る経費の縮減に向けた不断の見直しを行うこと。

四、レセプト情報・特定健診等情報データベース、介護保険総合データベース等の情報を民間企業等の第三者に提供するに当たっては、医療情報等の機微性に鑑み、国民の不安を招くことのないよう、透明性の高いルールの下で提供の可否を判断すること。また、提供された情報が適切に管理されるよう、十分な監督指導体制を整備するとともに、その利活用によって得られるメリットが広く国民に還元・享受されるシステムを確保すること。

五、介護分野において、医療分野と比べて進んでいないデータ集積・分析の一層の推進を図ることにより、科学的根拠に裏付けられた介護サービスの提供に係る方法論を確立するとともに、その普及を図ること。

六、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施において、市町村が配置する保健師等の医療専門職については、適切な人数及び処遇が確保されるよう、必要な支援を行うこと。また、後期高齢者医療広域連合に交付される特別調整交付金を活用する際には、市町村において煩雑な事務手続を必要とせず、創意工夫を活かせる制度となるよう、関係者の意見を十分に踏まえた制度設計を行うこと。

七、我が国の医療保険制度は内外無差別の原則を採っていることを踏まえ、健康保険の被扶養者等の認定等に当たっては、国籍による差別的な取扱いとならないよう取扱いを明確にすること。

八、被扶養者の国内居住要件の例外規定については、国籍や在留資格等による差別的な取扱いとならないようにすること。また、保険者が被扶養認定を行うに当たり、被扶養者の身分関係、生計維持要件を適切に確認するよう指導すること。

九、年収がほぼ同じ夫婦の子について、保険者間でいずれの被扶養者とするかを調整する間、その子が無保険状態となって償還払いを強いられることのないよう、被扶養認定の具体的かつ明確な基準を策定すること。

十、社会保険診療報酬支払基金の組織見直しに当たっては、審査結果の不合理な差異の解消に向けて、適切に指導すること。また、社会保険診療報酬支払基金がレセプト事務点検作業の集約化を進めるに当たっては、職員の家庭の実情等に十分配慮すること。

十一、社会保険診療報酬支払基金の審査委員会及び審査事務局については、地域医療の特性を踏まえ、引き続き47都道府県に設置されるよう、必要な措置を講ずること。

十二、介護納付金算定に係る事務誤り事案を踏まえ、社会保険診療報酬支払基金及び厚生労働省においては、関係者間における情報共有及びリスク管理を徹底するとともに、必要な専門性を確保する観点から人員及び人材育成の強化を行い、保険者等の関係団体とも緊密に連携しながら、再発防止に向けた取組を進めること。

十三、近年の後期高齢者支援金や介護納付金の総報酬割の導入等に伴い、健康保険組合等の財政負担が増加していることを踏まえ、財政状況が厳しい健康保険組合等に対する必要な支援を検討す

ること。

十四、高齢社会化が今後ますます進行し、医療保険制度の運営が更に重要性を増す一方、身体能力や健康状態は個人によって様々であることを踏まえ、高齢者を対象とする健診（検診）の対象や結果の基準範囲の考え方について、老年医学の見識も参考にしつつ、検討を加えること。

十五、市町村におけるデータ分析を実効的に機能させるため、あらかじめ厚生労働省や保険者の全国団体等による基礎的な分析を行ったり、実用性の高い分析ツールやフォーマットを整備したりすることにより、簡便で信頼性の高い分析や得られた知見の活用を市町村が無理なく行えるよう必要な支援を行うこと。

右決議する。

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 元.5.16可決 参議院 5.17経済産業委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自然災害の頻発、経営者の高齢化等の近年における中小企業をめぐる環境の変化を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業が単独で又は連携して行う事業継続力強化に対する支援、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を図る事業に対する支援、遺留分に関する民法の特例の個人事業者への対象の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 中小企業等経営強化法の一部改正

- 1 「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（自然災害等）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。
- 2 「社外高度人材活用新事業分野開拓」とは、新規中小企業者等が、新事業活動に係る投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者として経済産業省令で定める要件に該当する者から投資及び指導を受け、社外高度人材（当該新規中小企業者等の役員及び使用人その他の従業者以外の者であって、新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者）を活用して、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。
- 3 主務大臣が中小企業等の経営強化に関する基本方針において定めるべき事項に、中小企業の事業継続力強化に関する事項及び社外高度人材活用新事業分野開拓に関する事項を追加する。
- 4 中小企業者は、事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣に提出して、認定を受けることができるものとするとともに、複数の中小企業者は、共同で、連携事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣に提出して、認定を受けることができるものとし、認定を受けた計画に従って行われる事業継続力強化について、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法の特例、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）による協力業務等を措置する。
- 5 国、地方公共団体、親事業者等は、中小企業者の事業継続力強化に資するため、助言、研修、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 6 新規中小企業者等は、社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成し、主務大臣に提出して、認定を受けることができるものとし、認定を受けた計画に従って行われる社外高度人材活用新事業分野開拓について、中小企業信用保険法の特例、課税の特例等を措置する。

二 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正

商工会又は商工会議所は、管轄する市町村（特別区を含む。）と共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての計画を作成し、都道府県知事に提出して、認定を受けることができるものとし、認定を受けた計画に従って行われる事業について、中小企業信用保険法の特例及び中小機構による協力業務を措置する。

三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

1 「旧個人事業者」とは、一定期間以上継続して事業を行っていた個人である中小企業者であった者として経済産業省令で定める要件に該当する者であって、他の者に対して当該事業に係る事業用資産の全部の贈与をしたものをいい、「個人事業後継者」とは、旧個人事業者から事業用資産の全部の贈与を受けた個人である中小企業者（事業用資産受贈者）又はその者から当該事業用資産の全部を相続により取得した個人である中小企業者であって、当該事業用資産をその営む事業の用に供しているものをいう。

2 旧個人事業者の推定相続人（兄弟姉妹及びこれらの者の子を除く。）及び個人事業後継者は、その全員の合意をもって、書面により、個人事業後継者が旧個人事業者からの贈与又は事業用資産受贈者からの相続により取得した事業用資産の全部又は一部について、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる等とする。

四 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

中小機構の行う業務に、一の4及び二の協力業務等を追加する。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（元.5.28経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中小企業の防災・減災対策の高度化に向けて、認定事業継続力強化計画等が最大限活用されるよう、効果的なハンズオン支援を実施できる人材を育成するとともに、制度の普及啓発を含め十分な支援措置を講ずること。

特に、小規模事業者による活用を促すため、商工会・商工会議所と関係市町村の緊密な連携に向けて、商工会・商工会議所、小規模事業者に関する実情が市町村において十分に理解されるよう、政府が責任を持って対応するとともに、「基本方針」で分かりやすい認定基準を示すほか、申請手続をできる限り簡素化すること。

二 商工会・商工会議所の経営指導員については、マンパワー不足が確認されているため、地方交付税措置等を通じ、必要な財源措置を講ずるよう努めること。また、都道府県による設置定数基準の見直し等を促し、抜本的な体制整備に努めるとともに、こうした取組が着実に継続して実施されるよう、不断の検証を実施すること。さらに、支援能力向上のための研修を充実し、小規模事業者支援を十分に実施できる体制を構築すること。

三 サプライチェーンの強靱化に当たっては、親事業者が下請中小企業に対して過大な負担を一方的に押し付けることがないよう、下請法の運用等について適切な対応を図ること。

四 喫緊の課題である中小企業の事業承継への対応を推進するため、事業承継税制等について広く周知に努めるとともに、事業引継ぎ支援データベースの抜本的な拡充を図る等の取組を加速すること。

五 プログラマーや弁護士等の社外高度人材をストックオプション税制の対象として認める課税特例については、社外高度人材活用新事業分野開拓計画に関する合理的かつ客観的な認定基準を定めた上で、適切な認定を行うこと。あわせて、認定後も計画の実施状況について継続的な確認に努めるとともに、税の公正の観点から、制度全体を通じて適切な運用を行うこと。

右決議する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第27号)

(衆議院 31.4.23可決 参議院 4.24国土交通委員会付託 元.5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上を図るため、建築士に対し小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及びその結果の建築主への説明を義務付けるとともに、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲を中規模以上の非住宅建築物に拡大することとする。
- 二 中規模以上の住宅に課されるエネルギー消費性能確保のための計画の届出について、建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定める事項の結果を記載した書面を添付するときは、届出期限を延長することとする。
- 三 小規模建築物の新築等に係る設計を行う建築士は、当該建築物のエネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、建築士に対し、評価結果等について説明しなければならないこととする。
- 四 国土交通大臣は、一定数以上の注文戸建住宅等を建設する事業者に対し、その住宅のエネルギー消費性能の向上を図る必要があるときは、勧告等を行うことができることとする。
- 五 複数の建築物に対し優れたエネルギー消費性能を実現する取組について、所管行政庁の認定を受けたときは、容積率の特例として、当該取組のために設置する自他供給型熱源機器等の床面積のうち、他の建築物のエネルギー消費性能向上に資する部分に相当する床面積についても、容積率の算定基礎となる延べ面積に算入しないこととする。
- 六 地方公共団体は、その地方の自然的条件等の特殊性により、建築物エネルギー消費性能基準のみによってはエネルギー消費性能を確保することが困難であると認めるときは、条例で当該基準に必要な事項を付加することができることとする。
- 七 建築主は、建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
- 八 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(元.5.9国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 省エネ基準の適合義務制度の対象の拡大が市場の混乱につながることをないよう、関係政省令等の制定から施行までに十分な準備期間を置いた上で、制度を運用する地方公共団体等の関係機関、関係事業者等に対する制度の周知を徹底すること。
- 二 届出制度の審査手続の合理化を踏まえ、制度を運用する地方公共団体に指針を示すこと等により、省エネ基準不適合物件への指示・命令等がよりの確に行われるよう促すこと。
- 三 説明義務制度等が円滑に導入されるよう、省エネ基準の簡素化等を進めるとともに、省エネ基準や省エネ改修に関する技術等に係る中小工務店及び建築士等に向けた講習会等の実施を積極的に推進すること。
- 四 地域の気候風土に対応した伝統的構法による住宅・建築物の建設に支障を与えないよう、省エネ基準の適正化を検討するとともに、伝統的構法による木造住宅等の省エネ性能の向上を引き続き支援すること。
- 五 地方公共団体が条例により省エネ基準を付加するに当たり、円滑な実施に向け、多様なケースに対応できるよう指針を作成するなど、必要な支援を行うこと。
- 六 住宅・建築物単体の省エネ性能の向上に併せて、植栽等の建物周辺の緑化を進めることによる

省エネ効果に関する調査研究を推進すること。

- 七 地中熱を活用した冷暖房設備など、現行の省エネ基準では評価手法が確立されていない技術について、適切な評価手法を検討すること。
- 八 国民に対して、住宅・建築物の省エネ性能の向上の必要性、断熱性能の向上がヒートショックの防止など居住者の健康の維持等に資することの検証結果を含む効果や本法に盛り込まれた制度等の内容を分かりやすく説明し、本法が円滑に施行される環境を整備すること。
- 九 建築物における熱の放出及び流入は、その多くが開開口部を通じて行われることから、建築物の省エネ性能向上のため、木製サッシの活用推進を図るなど、窓枠に係る断熱性能の向上を進めること。
- 十 既存の住宅・建築物の省エネ改修を更に促進するため、住宅事業者による、省エネ性能に関する情報の積極的な提供を促すこと等により、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）等の更なる普及を促進し、省エネ性能に優れた住宅が市場において適切に評価される環境を整備するとともに、既存ストックの更なる性能向上に向け、新技術・工法の開発支援に係る措置及び財政・税制上の支援措置を講ずること。
- 十一 パリ協定を踏まえた温室効果ガス排出量に係る住宅・建築物分野の2030年度の目標達成に向けて、本法に盛り込まれた措置を的確に実施し、その効果等を丁寧にフォローアップすること。また、2050年までに80%の温室効果ガスの削減を目指すという長期的目標の達成に向けて、戸建住宅を含むすべての住宅・建築物の省エネ対策の充実に向けた検討に引き続き取り組むこと。
- 十二 省エネ施工等に係る不正が見逃されることのないよう、関係機関等と連携し、審査及び監督の充実に必要な対策を講ずること。
右決議する。

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 31.4.16修正議決 参議院 4.22法務委員会付託 元.5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民事執行制度をめぐる最近の情勢に鑑み、債務者の財産状況の調査に関する規定の整備、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設、子の引渡しの強制執行及び国際的な子の返還の強制執行に関する規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 民事執行法の一部改正

- 1 財産開示手続の申立権者の範囲を拡大し、手続違背に対する罰則を強化するとともに、債務者以外の第三者（登記所、市町村、金融機関等）から債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に係る情報を取得する手続を新設する。
- 2 不動産競売において最高価買受申出人が暴力団員であること等を売却不許可事由とし、その判断のための手続（買受けの申出をしようとする者による陳述、執行裁判所による警察への調査の嘱託）に関する規定を新設する。
- 3 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法によって強制執行を行う場合について、その申立ての要件や執行場所における執行官の権限等に関する規定を新設する。
- 4 執行裁判所の職権による債権差押命令の取消しに関する規定及び債務者に対する差押禁止債権の範囲の変更の申立ての教示に関する規定等を整備する。

二 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正

国際的な子の返還の強制執行について、その申立ての要件や執行場所における執行官の権限等に関する規定を、改正後の民事執行法に基づく国内の子の引渡しの強制執行に関する規定と同内容のものに改める。

- 三 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、法律の略称を「平成31年改正法」から「民事執行法等一部改正法」に改める修正が行われた。

【附帯決議】(元.5.9法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 第三者からの情報取得手続に関し、金銭債権についての強制執行の実効性を確保する観点から、以下の事項について留意すること。
 - 1 近年における夫婦の離婚後の養育費の支払率が改善されていない現状を踏まえ、子の福祉に資するため、養育費が適切に支払われるよう、本法施行後における第三者からの情報取得手続に関する実務の運用状況を勘案し、第三者から情報の提供を求めることができる債務者財産の範囲やその申立ての要件などについて、申立人の制度の利用のしやすさを考慮し、必要に応じて検討するよう努めること。
 - 2 債務者の給与債権に係る情報の取得ができる「生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権」について、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、その他の損害賠償請求権を含め債務者の給与債権に係る情報の取得ができる損害賠償請求権の範囲について、必要に応じてその見直しを検討するよう努めること。
- 二 不動産競売における暴力団員の買受け防止に関し、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、競売手続の円滑性を確保しつつその実効性を図るため、必要に応じて、刑事罰による虚偽陳述の抑止以外の更なる対策について検討するよう努めること。
- 三 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に関し、子の福祉の観点から、以下の事項について留意すること。
 - 1 子の引渡しの直接的な強制執行については子の心身に有害な影響を及ぼさないよう、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。
 - 2 執行裁判所や執行官の責務として、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮する義務規定を設けた趣旨を踏まえ、子の引渡しを実現するに当たり、執行補助者として児童心理学の専門家等を積極的に活用できるようにするため、当該専門家等の確保のための方策を講じるよう努めること。
 - 3 執行官に女性がいない現状を踏まえ、女性の登用の在り方などを検討するとともに、執行補助機関である執行官の負担が増大することを考慮し、執行官の適正な職務の環境整備や個々の執行官の質の更なる向上を図るための研修の充実など執行官制度の基盤の更なる整備を行うよう努めること。
- 四 差押禁止債権の範囲変更の制度に関し、債務者の財産開示制度の見直しにより、債権者の地位の強化が図られることに鑑み、以下の事項について留意すること。
 - 1 差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たってはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようにするなど、債務者に当該制度が周知されていない現状を改め、債務者に配慮した手続の整備に努めること。また、これらについて、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。
 - 2 給与債権の差押禁止の範囲の定めに関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、必要に応じて、我が国において給与債権の差押禁止の最低限度額の定めを設けることの是非を含め、我が国における法定の差押禁止の範囲についての見直しを検討するよう努めること。
- 五 国際的な子の返還の代替執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点から、本法施行後における国際的な子の返還の代替執行に関する実務の運用状況を注視し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。
- 六 公的機関による養育費や犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、我が国におけるそれらの制度の導入の是非について検討を行うよう努めること。

- 七 近年、面会交流、監護者の指定、婚姻費用の分担など家庭裁判所における離婚に関わる調停・審判などの家事事件の件数が増加傾向にある現状を踏まえ、家庭裁判所が丁寧な審理を行えるよう、その体制の整備について検討すること。
右決議する。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律案(閣法第29号)

(衆議院 31.3.26可決 参議院 4.15農林水産委員会付託 4.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災上重要な農業用ため池を指定し、必要な防災工事の施行を命ずることができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業用ため池の管理

- 1 農業用ため池の所有者は、当該農業用ため池を設置したときは、遅滞なく(既存農業用ため池の所有者又は管理者は、この法律の施行の日から起算して6月を経過する日までに)、農業用ため池の名称及び所在地等を都道府県知事に届け出なければならないこととする。
- 2 農業用ため池の所有者(既存農業用ため池については所有者又は管理者)は、1により届出した事項に変更があったとき、又は当該農業用ため池を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。
- 3 都道府県知事は、農業用ため池に関するデータベースを整備し、公表するものとする。
- 4 農業用ため池の所有者(管理者を含む。以下「所有者等」という。)は、当該農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、当該農業用ため池の適正な管理に努めなければならないこととする。
- 5 都道府県知事は、農業用ため池の所有者等が当該農業用ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、当該農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができることとする。

二、特定農業用ため池の指定等

- 1 都道府県知事は、農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、関係市町村長の意見を聴いて、特定農業用ため池として指定することができることとする。
- 2 特定農業用ため池について、土地の掘削等当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならないこととする。
- 3 市町村長は、水害その他の災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めるものとする。

三、特定農業用ため池に係る防災工事の施行

- 1 特定農業用ため池の所有者等は、防災工事を施行しようとするときは、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならないものとし、都道府県知事は、当該計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないとき、当該計画の変更を命ずることができることとする。
- 2 都道府県知事は、一の5の勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等が正当な理由がなくて防災工事の施行をしないとき、又は1による届出のあった計画に従って防災工事を施行していないと認めるときは、相当の期限を定めて、当該防災工事について必要な命令をすることができることとする。
- 3 都道府県知事は、特定農業用ため池の所有者等が2による命令に係る防災工事を施行しない

とき、特定農業用ため池の所有者等を確認することができないため一の5の勧告をすることができないとき等に該当すると認めるときは、自らその防災工事の全部又は一部を施行することができることとする。

四、裁定による特定農業用ため池の管理

- 1 市町村長は、特定農業用ため池について、現に管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが確実であると見込まれる場合であって、当該特定農業用ため池の所有者（数人の共有に属する特定農業用ため池にあつては、2分の1を超える持分を有する者）を確認することができないときは、都道府県知事に対し、当該特定農業用ため池の施設管理権の設定に関し裁定を申請することができることとする。
- 2 都道府県知事は、1による申請に係る特定農業用ため池について、引き続き管理上必要な措置が講じられないことによりその保全上著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、当該特定農業用ため池の施設管理権を当該申請をした市町村長に設定することが必要かつ適当と認めるときは、施設管理権を設定すべき旨の裁定をするものとする。
- 3 2の裁定について公告があつたときは、市町村長は、当該裁定の定めるところにより当該特定農業用ため池についての施設管理権を取得することとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(31.4.18農林水産委員会議決)

農業用ため池は、農業用水を供給する施設として我が国農業の発展に重要な役割を果たしてきた。近年、台風等による豪雨や大規模な地震等により農業用ため池が被災する事例が発生している一方で、江戸時代以前に築造された古い施設や築造時期が明らかでない施設が多く、管理が適正に行われなくなることが懸念される状況にある。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 都道府県及び市町村が農業用ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずるに当たって、農業用ため池に係る正確な情報が、都道府県の整備する農業用ため池に関するデータベースに蓄積されることが前提となる。このため、所有者等による届出が確実に行われるよう周知徹底を図るとともに、市町村が農業用ため池に係る情報を把握できるよう配慮すること。
- 二 決壊による水害等により周辺区域に被害を及ぼすおそれがあるため池の防災工事が迅速かつ確実に行われるよう、特定農業用ため池の指定の要件を適切に定めること。
- 三 農業用ため池の管理や廃止に当たっては、地域における水利用の在り方、農業用ため池の位置付け、必要な対策について、農業用ため池の所有者・管理者、農業用水の供給を受ける農業者及び地方公共団体の関係者が十分に話し合いを行うよう、ガイドラインの策定等による支援を行うこと。
- 四 地方公共団体又は農業用ため池の所有者等が施行する防災工事に対して、適切な財政上の支援を確保するとともに、農業用ため池の所有者等が行う適正な管理に対して、必要となる資金面及び技術面からの援助を実施すること。

右決議する。

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案(閣法第30号)

(衆議院 元.5.10可決 参議院 5.13法務委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、所有権の登記がない一筆の土地のうち表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないものの登記及び管理の適正化を図るため、登記官による表題部に登記すべき所有者の探索及び当該探索の結果に基づく登記並びに当該探索の結果表題部に登記すべき所有者の全部又は一部を特定することができなかつたものについての裁判所が選任する管理者によ

る管理等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 表題部所有者不明土地の所有者等の探索及び表題部所有者の登記に関する措置

- 1 所有権の登記がない一筆の土地のうち表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないもの（以下「表題部所有者不明土地」という。）について、その登記の適正化を図るため、所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。以下「所有者等」という。）の探索に必要な登記官の調査権限に関する不動産登記法の特例を定める。
- 2 登記官による調査を補充するため、表題部所有者不明土地の所有者等の探索に必要な知識及び経験を有する者を所有者等探索委員に任命し、所有者等探索委員に必要な調査を行わせる不動産登記法の特例を定める。
- 3 表題部所有者不明土地について、所有者等の探索を行った結果を登記に反映させ、正常な表題部所有者の登記に改めるために必要となる登記に関する不動産登記法の特例を定める。

二 所有者等を特定することができなかつた表題部所有者不明土地の管理に関する措置

- 1 所有者等の探索を行った結果、所有者等を特定することができなかつた表題部所有者不明土地について、その適正な管理を図るため、裁判所の選任した管理者による管理を可能とする措置を講ずる。
- 2 所有者等の探索を行った結果、法人でない社団又は財団に帰属していることが判明したものの、当該法人でない社団又は財団の全ての構成員を特定することができず、又はその所在が明らかでない表題部所有者不明土地について、裁判所の選任した管理者による管理を可能とする措置を講ずる。

三 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（元.5.16法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 所有者等の探索を行う表題部所有者不明土地の選定については、選定過程の透明性及び公平性の確保に努めること。
- 二 表題部所有者不明土地に関する所有者等の探索及びそれに基づく登記への反映が迅速かつ適切になされるよう、体制整備と要員確保に努めるとともに、効率的な予算の執行に努めること。
- 三 所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地の管理及び処分に関し、不当に真の所有者の権利が制約されることのないよう努めること。
- 四 所有者不明土地が、災害の復旧・復興事業の実施など様々な場面において国民経済に著しい損失を生じさせていることを踏まえ、所有者不明土地の発生・解消に向け、相続登記の在り方や土地所有権の放棄の在り方等に関する法制審議会における議論を見据えつつ、相続登記に係る相続人の過大な負担を積極的に軽減することを含め、政府が行っている所有者不明土地等対策の更なる推進を図るよう努めること。
- 五 所有者不明土地問題の解決のため、関係情報を有する各省庁の十分な連携を図ること。
右決議する。

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 元.5.21可決 参議院 5.22農林水産委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を創設するとともに、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を講じようとするものであり、その主な内容

は次のとおりである。

一、国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

1 樹木採取権の設定

農林水産大臣は、民間事業者に2の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利(以下「樹木採取権」という。)を設定することができることとする。

2 樹木採取区の指定

農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であって、当該区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他の基準に該当するものを樹木採取区として指定することができることとする。

3 公募

農林水産大臣は、2による指定をしたときは、樹木採取区の所在地及び面積、樹木採取権の存続期間、権利設定料の額等をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

4 選定

農林水産大臣は、樹木採取区において樹木採取権の設定を受けることを希望する旨の申請をした者(以下「申請者」という。)が、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有すると認められること、申請者が提示する樹木料(樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ。)の算定の基礎となる額(以下「申請額」という。)が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること、木材の需要者との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること等の基準に適合しているかどうかを審査し、申請者がその基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度等を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

5 樹木採取権実施契約

樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産大臣と、施業の計画、樹木料の算定及び納付に関する事項、木材の需要者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項、事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項等をその内容に含む契約(以下「樹木採取権実施契約」という。)を、5年ごとに、5年を1期として締結しなければならないこととする。

6 樹木採取権の取消し等

農林水産大臣は、樹木採取権者が不正の方法により樹木採取権者となったとき、事業を実施できなかったとき、樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき等に該当するとき又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、樹木採取権を取り消すことができることとする。

7 採取跡地の植栽

農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

二、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正

木材安定供給確保事業に関する計画(以下「事業計画」という。)の認定を受けることができる者として、森林経営管理法(平成30年法律第35号)に基づいて公表されている民間事業者等及び木材を原材料とする製品を利用する事業を行う者等を追加することとする。

三、独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正

独立行政法人農林漁業信用基金の業務に、都道府県知事等の認定を受けた事業計画に必要な資

金の供給を円滑にすることを目的として、資金の貸付け及び債務の保証を行うことを追加することとする。

四、施行期日

この法律は、平成32年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(元.6.4農林水産委員会議決)

我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割を占める国有林野は、重要な国民共通の財産であり、国土の保全、水源の涵養、林産物の供給等、広く国民全体の利益につながる多面的機能を有している。また、国有林野事業は、平成10年度の抜本的改革で「公益的機能の維持増進」を旨とする管理経営方針に大きく転換し、平成25年度には公益重視の管理経営を一層推進するとともに、一般会計で行う事業に移行している。昨今、頻発している自然災害への対応や、地球温暖化防止に対する国民の強い関心等も踏まえ、国有林野の有する公益的機能は、より一層十全に発揮されることが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 国民共通の財産である国有林野の管理経営は、国民の理解と協力を得ながら適切に行う必要があることを再認識し、今後とも、学識経験を有する者の意見も取り入れ、生物多様性の保全や災害防止等の森林の公益的機能を重視した管理経営を一層推進していくこと。また、多様な機能の発揮に対する国民の期待に応えるため、引き続き、国が責任を持って一元的に行うこと。
- 二 樹木採取権の設定及び樹木採取区の指定に当たっては、地域における継続的・安定的な雇用の拡大、産業の発展及び所得水準の向上等の地域における産業の振興に対する寄与の程度を重視して行うとともに住民の福祉の向上に寄与する取組を妨げないよう配慮すること。その際、地域の中小規模の林業経営者等の育成整備につながるよう配慮するとともに、地域産業に悪影響を及ぼさないよう配慮すること。
- 三 樹木採取権実施契約に含むこととなる施業の計画は、国有林の公益的機能が維持増進されるよう、管理経営基本計画及び地域管理経営計画に適合したものとなるよう関係者に周知すること。
- 四 樹木採取区の指定に当たっては、地域の林業経営者等の育成整備に資する観点から、従来から国有林野事業が行っている立木販売事業や伐採請負事業はもとより、民有林の経営に悪影響を生じさせないようにすること。また、公益的機能の維持増進に悪影響を及ぼさないよう、森林の特性に応じたゾーニングを踏まえ、樹木採取区の指定を行うこと。その際、関係自治体及び学識経験を有する者の意見も聴くこと。
- 五 樹木採取区において皆伐を行う際には、斜面崩壊等による森林の裸地化を極力回避するため、森林の気候条件、斜度等を加味した上で、伐採面積が過大なものにならないよう配慮すること。
- 六 樹木採取権の存続期間は、制度の適正かつ安定的な運用と地域の実情を踏まえた林業経営者等の育成を図るとともに、適時適切にその検証を行い、10年を基本とすること。
- 七 公益的機能の維持増進及び資源の循環利用の観点から、樹木採取権者と樹木採取権実施契約を締結する際には、樹木の採取と採取跡地における植栽を一体的に行わなければならないことを、契約書において明確化すること。また、樹木採取権者が契約を履行しなかった場合は、国による確実な再造林を行うこと。
- 八 採取跡地における植栽を適切に行うことのできる技術と能力を有する者を早急に育成するとともに、技術開発による機械化を促進すること。
- 九 林業の担い手の育成・確保のため、森林に関する知識の普及・啓発を行うとともに、新規就業者やその希望者に対する林業の技術及び経営に関する研修を充実強化すること。また、林業経営者の経営改善、労働安全衛生の強化をはじめとする就業環境改善に向けた対策の強化を図ること。
- 十 木材の安定供給、造林・保育・間伐等の施業の効率化、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくために必要不可欠な路網整備、鳥獣被害対策、立地条件等に応じた広葉樹林化及び針広混交林化等の多様な森林づくりを推進するとともに、所要の予算を確保すること。
- 十一 本法による措置が木材価格の下落につながることをないよう木材の需給動向を十分勘案し、万全の措置を講ずること。また、国産材の供給量の増加に見合った需要拡大のため、公共建築物

等の木造化・木質化、輸出力の強化、CLT等の新製品・技術の開発・普及・新規需要の創出等を加速化し、川上から川下までの安定的、効率的な供給体制が構築されるよう必要な措置を講ずること。

十二 公益重視の管理経営はもとより、地域の实情に即した林業経営の低コスト化等に向けた先駆的な技術の開発・普及と民有林との連携の更なる推進のため、森林管理局等の地方組織の職員の人材育成、適正配置など、国有林野事業の実施体制を強化すること。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第32号)

(衆議院 31.4.16可決 参議院 4.24経済産業委員会付託 元.5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、知的財産を適切に保護し、その活用を図るため、特許権の侵害に係る訴訟について、当事者の申立てにより裁判所が指定する査証人が、立証されるべき侵害に係る事実の有無の判断に必要な証拠の収集を行うための査証を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設するとともに、損害賠償額の算定の基準となる特許権者等がその特許発明の実施等に対し受けるべき金銭の額の認定に当たり考慮することができる事項を規定するほか、画像及び建築物を意匠権の保護対象に追加する等の意匠制度の拡充に係る措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特許法の一部改正

1 特許権の侵害行為により生じた損害の賠償額の算定方式の見直し

イ 侵害者が譲渡した物の数量に基づく損害額の算定について、特許権者若しくは専用実施権者の実施の能力を超える部分に係る数量又は特許権者若しくは専用実施権者が販売することができないとする事情に相当する数量があるときは、これらの数量に応じた特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を損害の額に加えることができるものとする。

ロ 特許権者又は専用実施権者がその特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額の認定に当たり、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、特許権又は専用実施権の侵害があったことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をすとしたならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができるものとする。

2 査証制度の創設

特許権の侵害に係る訴訟における当事者の証拠収集手続を強化するため、当事者の申立てにより裁判所が指定する査証人が、立証されるべき侵害に係る事実の有無の判断に必要な証拠の収集を行うための査証を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設する。

なお、1の損害の賠償額の算定方式の見直しについては、実用新案法、意匠法及び商標法においても、同旨の一部改正を行う。

二 意匠法の一部改正

1 意匠法の保護対象の拡充等

意匠の定義を見直し、建築物及び画像を保護の対象とするとともに、意匠に係る画像の作成を実施の定義に追加する等、意匠の実施の定義の見直しを行う。

2 意匠登録出願

意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならないと規定する。

3 内装の意匠の導入

施設の内部の設備及び装飾を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠が、内装全体として統一的美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができるものとする。

4 関連意匠制度の見直し

- イ 本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報の発行の日前に出願された場合のみ登録が認められている関連意匠について、本意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する日前に出願されれば、意匠登録を受けることができるものとする。
- ロ 関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠について、意匠登録を受けることができるものとする。

5 意匠権の存続期間の変更

意匠権の設定の登録の日から20年としている意匠権の存続期間について、意匠登録出願の日から25年に変更する。

三 商標法の一部改正

国、地方公共団体又は非営利の公益団体等有する自らを表示する著名な商標の商標権について、他人に通常使用権を許諾することができるものとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.5.9経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 我が国産業の国際競争力強化やイノベーション創出等の重要性に鑑み、特許法等の知的財産制度が有効に機能し、その役割が十分に果たされるよう、諸外国における制度改革の進展に適切に対応しつつ、制度の不断の見直しを行うとともに、制度運用の実効性を注視していくこと。
- 二 新たに創設される査証制度については、営業秘密等の保護に留意しつつ、必要な査証が適切に実施され、実効的な権利保護が図られるよう、その運用について適宜検証し、必要な見直しの検討を行うこと。
- 三 いわゆる「懲罰的賠償制度」及び「二段階訴訟制度」の導入については、諸外国の動向も注視しつつ、引き続き検討すること。
- 四 意匠権の保護対象の拡充に当たっては、クリアランス負担の軽減や十分な審査体制の確保に努めること。
右決議する。

自然環境保全法の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 31.4.9可決 参議院 4.15環境委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、沖合の海底の自然環境の保全を図るため、沖合海底自然環境保全地域の指定及び当該地域内における海底の形質を変更するおそれがある特定の行為に対する許可制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自然環境保全基本方針に沖合海底自然環境保全地域の指定等に関する事項を追加するものとする。
- 二、環境大臣は、自然環境保全地域以外の沖合の区域で、その区域の海底の地形若しくは地質又は海底における自然の現象に依存する特異な生態系を含む自然環境が優れた状態を維持していると認めるもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを、沖合海底自然環境保全地域として指定することができるものとする。
- 三、沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画は、環境大臣が決定するものとする。
- 四、環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域内に、特に保全を図るべき区域(以下「沖合海底特別地区」という。)を指定することができ、当該地区内においては、海底の形質を変更するおそれがある特定の行為(以下「特定行為」という。)は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならないものとする。

- 五、沖合海底自然環境保全地域の区域のうち、沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に対し、所要の事項を届け出なければならないものとする。
- 六、環境大臣は、船舶の船長その他の特定行為に関係があると認められる者に対し、特定行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、船舶その他の必要な場所に立ち入り、特定行為の実施状況の検査等をさせることができるものとする。
- 七、国は、沖合の区域の生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する科学的知見の充実に図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 八、環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、資料等の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。
- 九、外国船舶に係る担保金等の提供による積放等に関する規定を整備するものとする。
- 十、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(31.4.23環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、沖合海底自然環境保全地域の指定に当たっては、愛知目標の達成にとどまらず、関係省庁等との連携、調整を十分に図ることにより、海山、熱水噴出域及び海溝等を中心として、可能な限り多様な生態系が含まれる区域が指定されることとなるよう配慮すること。また、絶滅のおそれがある種が存在する可能性がある場合における種の保存法に基づく科学委員会や多様な利害関係人など、幅広い意見を聴取した上で検討すること。
- 二、海洋環境の保全をより一層進めるため、外国船舶による活動も踏まえ、国内外への沖合海底自然環境保全地域の指定及びその規制内容等の周知徹底を図ること。
- 三、沖合海底自然環境保全地域の保全措置の実効性を確保するため、改正法第35条の6の規定に基づく立入調査等を機動的に行うなど、同地域の保全活動を関係者等と協力して行うよう努めること。また、当該地域で実施される特定行為の自然環境に及ぼす影響を把握し、当該地域の保全措置に適宜反映させるよう努めること。
- 四、沖合の区域の生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する科学的知見がまだ不十分な分野について、関係する省庁や調査研究機関等との連携を図ることにより、調査研究を推進させ、より充実した保全施策を実行すること。
- 五、我が国の生物多様性保全上重要な海域を後世に引き継ぐために、沿岸域を含めた我が国の周辺海域について、自然環境保全基礎調査による調査を充実させ、海洋保護区の指定の推進を図ること。また、的確な調査の実施のために十分な予算及び人員を確保するよう努めること。
- 六、海洋保護区の設定に当たっては、平成28年4月に環境省が公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を踏まえ、沖合域に限定することなく、幅広く海洋保護区化を推進するよう努めること。また、持続可能な漁業と生物多様性保全の両立を目指した保護区の創設など、我が国における海洋保護区の在り方について幅広く検討すること。
- 七、海域の生態系と密接なつながりを持つ陸域の生態系については、絶滅危惧種の多くが里地里山に生息・生育することから、人の手が入ることで保たれる自然環境の保全を目的とした保護区の在り方についても検討を進めること。
- 八、保護区の設定による生物多様性保全が有効であるかを検討した上で、改正法の施行5年後を目途に本改正内容の見直しを検討すること。

右決議する。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 31.4.16可決 参議院 元.5.13内閣委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正

防衛大臣が指定する対象防衛関係施設を、その周辺地域の上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に追加するとともに、自衛隊の施設を職務上警護する自衛官に、安全の確保のための措置を講ずる権限を付与する。また、これらに伴い、題名を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に改めるほか、所要の規定の整備を行う。

二、平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正

文部科学大臣が期間を定めて指定する対象大会関係施設及び国土交通大臣が期間を定めて指定する対象空港を、その周辺地域の上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設とみなし、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の関係規定を適用するほか、所要の規定の整備を行う。

三、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正

二と同様の規定を整備する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】(元.5.16内閣委員会議決)

最近のテロ情勢等を踏まえ、本法において対象施設の追加等の措置を講ずることは極めて重要である一方、必要な限度を超える規制が行われた場合には、取材・報道の自由や、国民の知る権利を始めとする国民の利益が損なわれるとともに、小型無人機等の普及・活用による社会の発展を妨げることとなるおそれがある。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 対象防衛関係施設の指定に当たっては、本法の目的に照らし、その施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止する必要性について慎重に検討を行い、必要な限度を超える規制とならないようにすること。
- 二 対象大会関係施設の指定に当たっては、大会の円滑な運営を確保するために、その施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止する必要性について、施設ごとの特性に応じ、指定期間についても考慮しつつ、慎重に検討を行い、必要な限度を超える規制とならないようにすること。
- 三 対象防衛関係施設、対象大会関係施設及び対象空港の指定に当たっては、事前の合理的な期間の確保とともに、小型無人機等の飛行を行おうとする際の通報等の手続・窓口等について、分かりやすい広報・周知の徹底を図ること。
- 四 在日米軍施設区域に関する本法の適用については、在日米軍と関係機関との緊密な連携の下に、日本国民が有する諸権利に配慮した適切な運用が行われるよう、連絡体制の構築を図ること。
- 五 対象防衛関係施設を職務上警護する自衛官による安全の確保のための措置については、その権限の行使が、当該施設の敷地・区域の外においては、警察官等がその場にいない場合に限定されている点などを踏まえ、当該職務の執行に関する本法の規定が厳格に遵守されるようにすること。
- 六 正当な取材目的の小型無人機等の飛行については、本法に定められた対象施設の管理者は、対象施設ごとの特性に応じ、国民の知る権利及び取材・報道の自由が確保されるよう、合理的な理由に基づき同意・不同意の判断を行うようにすること。
- 七 多様な分野における小型無人機等の安全な利活用が促進されるよう、技術開発の動向や国際的な議論を踏まえた適切な規制の在り方について、引き続き調査・検討を行うこと。

右決議する。

電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 31.4.23可決 参議院 4.25総務委員会付託 元.5.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進及び電気通信役務の利用者の利益の保護を図るため、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者等について当該移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し当該契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等を禁止するとともに、電気通信事業者等について電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為として当該契約の締結の勧誘に先立って自己の名称等を告げずに勧誘する行為を追加するほか、当該契約の締結の媒介等の業務を行う者に届出義務を課す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、総務大臣は、電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして指定した移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であって当該移動電気通信役務の利用者の総数に占めるその利用者の割合が一定の割合を超えないものを除く者を指定できることとし、指定された電気通信事業者は、移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、利用者に対し、当該契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等をしてはならないこととする。
- 二、電気通信事業者は、総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立ってその相手方に対し自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為をしてはならないこととする。
- 三、電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は、その旨を総務大臣に届け出なければならないとともに、一及び二の電気通信事業者がしてはならない行為について、この届出をした者も同様にしてはならないこととする。
- 四、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.5.9総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、携帯電話料金について、事業者による料金設定の動向や販売代理店を含めたわかりやすい料金プランの提示状況を注視し、必要に応じ関係事業者に対して適切な指導を行うこと。
- 二、利用者の自由な選択に基づく良質なモバイルサービスの提供が促進されるよう、モバイル市場における公正かつ自由な競争環境の確保に努めるとともに、事業者の経営判断及び健全な事業活動を阻害することのないよう十分に配慮すること。
- 三、通信料金と端末代金の分離の在り方や行き過ぎた顧客の囲い込みの内容を総務省令で定めるに当たっては、利用者の自由なサービス選択が阻害されることのないよう配慮するとともに、公正な競争の促進を目的とする電気通信事業法の趣旨に鑑み、具体的に規定すること。
また、本法施行によるサービスの提供条件等の急な変更により利用者が混乱しないよう、十分な周知期間を確保するなど、利用者保護に努めること。
- 四、通信料金と端末代金の分離等に係る事業者の指定除外について総務省令を定めるに当たっては、事業者間の公平性及び利用者の適切なサービス選択の確保に配慮し、慎重に行うこと。
- 五、事業者・販売代理店の勧誘等の禁止行為について総務省令を定めるに当たっては、事業者及び利用者に混乱を生じさせないよう内容を明確化するとともに、当該内容に関するわかりやすい情報を提供するなど周知徹底に努めること。
また、電気通信サービス等に対する苦情等については、利用者保護の観点に立って、消費者庁等関係各省庁とも連携し、必要に応じ関係事業者に対して十分な指導を行うこと。
- 六、本法施行までの期間、行き過ぎたキャッシュバックや顧客囲い込み等の本法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、事業

者に対して、必要な措置を講ずること。

七、5G時代に向けて、新たなサービスが進展し、創意工夫やイノベーションが阻害されることがないように、法の運用に努めるとともに、その社会的影響を多面的に考慮し、時代に合わせて見直しを図ること。

右決議する。

放送法の一部を改正する法律案(閣法第36号)

(衆議院 元.5.16可決 参議院 5.22総務委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年における放送をめぐる視聴環境の変化及び日本放送協会(以下「協会」という。)に対する信頼確保の必要性に鑑み、協会のインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、協会の適正な経営を確保するための制度を充実するほか、衛星基幹放送の業務の認定要件を追加する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、協会のインターネット活用業務の対象を拡大し、国内テレビ基幹放送の全ての放送番組の常時同時配信を実施することを可能とするとともに、インターネット活用業務が協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するための規定を整備する。
- 二、協会の適正な経営を確保するため、協会及びそのグループの業務の適正を確保するための体制等に係る制度の充実を図るとともに、協会に関する基礎的な情報の提供等に係る制度を設けるほか、協会の中期経営計画に係る制度を設ける。
- 三、衛星基幹放送に係る周波数の有効利用を図るため、衛星基幹放送の業務の認定要件に、周波数の使用に関する基準に適合することを追加する。
- 四、この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、衛星基幹放送に関する改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.5.28総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、協会は、本年3月28日の当委員会の附帯決議を踏まえ、公共放送としての社会的使命を認識し、公正を保持し、放送法の原則を遵守することにより、国民・視聴者の信頼に応えること。
- 二、協会は、インターネット活用業務における常時同時配信の実施が、協会のみならず、民間放送事業者を含めた我が国の放送全体に与える影響に鑑み、常時同時配信を行うに際しては、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、公正性確保の観点から、会計上の透明性を確保しつつ、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること。
- 三、前項に基づき、協会は、常時同時配信について、インターネット活用業務の実施基準の認可申請を行うに際し、その内容、実施方法、実施に要する費用等を明らかにするとともに、当該費用については、できる限り詳細にその内訳を示すこと。
さらに、協会は、常時同時配信を行うに当たっては、地域における情報の共有、発信及び提供が、地域の社会・文化の維持・発展や地方分権の推進に重要な役割を果たすことに鑑み、その充実を図るとともに、民間地方放送局の事業運営に十分に配慮すること。
また、サービスやインフラ等の面において、民間放送事業者と十分な連携・協力を行うこと。
- 四、政府は、インターネット活用業務の実施基準の認可に当たっては、国民・視聴者や利害関係者からの意見・苦情等について適切に対応すること。
- 五、協会は、外部監査の強化を含め、専門家等による経営委員会や監査委員会等のサポート体制の強化、事後チェック体制を充実させるとともに、意思決定プロセスやグループ全体の運営の透明性を確保するため、情報公開の一層の充実を図ること。
- 六、協会は、「公共メディア」としての役割と具体的な構想に関する協会の考え方について、広く国民・視聴者に示し、意見をよく聴くとともに、それを支える受信料体系の在り方について検討

を行うこと。

- 七、経営委員会は、本法により協会のインターネット活用業務が常時同時配信に拡大されることに鑑み、これまで以上に、放送法に規定する「役員の職務の執行の監督」の役割を徹底すること。右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第37号)

(衆議院 元.5.10可決 参議院 5.27内閣委員会付託 5.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、都道府県から中核市への事務・権限の移譲に関する事項

住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、介護保険法を改正し、全ての事業所が一の中核市に所在する介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等に係る事務・権限の都道府県から中核市への移譲を行うこととする。

二、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等に関する事項

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、児童福祉法を改正し、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直すなど、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律の改正を行う。

三、施行期日等

- 1 この法律は、二の児童福祉法の改正に係る規定等一部を除き、公布の日から施行する。
- 2 政府は、1の児童福祉法の改正に係る規定の施行後3年を目途として、二による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について、放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(元.5.30内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 放課後児童健全育成事業については、子どもの安全や同事業の質が十分に確保されるよう、地方公共団体等に周知徹底すること。また、子どもの安全等が損なわれるおそれがあると認める場合には、国は、当該地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。
- 二 放課後児童健全育成事業の見直しに関する検討を行うに当たっては、市町村、同事業の従事者、保護者等の意見を幅広く聴取するとともに、市町村による条例の改正状況や同事業の運営状況等に関する実態調査を継続的に実施すること。なお、実態調査については、法令上に規定された基準等に基づく調査を行うとともに、実施結果等について、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。
- 三 放課後児童健全育成事業の利用者の増加に伴う待機児童の解消のため、放課後児童支援員等の処遇改善等による人材の確保や、関係施設の整備等に対し、十分な財政措置を講ずること。また、同事業に係る既存の国の支援策について、その利用が促進されるよう地方公共団体に対する周知徹底を図ること。
- 四 放課後児童健全育成事業について、厚生労働省が同事業の従事者や保護者のための相談窓口を設けるとともに、当該窓口における意見等を踏まえ、地方公共団体に対し、報告を求め、情報提供及び助言を行うことも含め、事業の適切な運営を確保するための措置を講ずること。
- 五 地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管する場合にあっては、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、住民組織やNPOなどの運営参加の促進、学校教育との連携等により、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。特に、図書館、博物館等の公立社会教育施設が国民の知る権利、

思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、格段の配慮をすること。

- 六 公民館の運営において、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないことを、首長部局にも周知すること。
- 七 本法の公立社会教育施設に関する規定の施行後3年を目途として、その施行状況を検証し、必要があると認める場合には、社会教育の適切な実施のための担保措置等について、所要の見直しを行うこと。
- 八 指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者による火薬類の無許可譲受けについては、同事業従事者に対する指導を徹底するなど、実包の十分な管理体制を確保し、公共の安全の維持に万全を期すこと。右決議する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第38号)

(衆議院 31.4.25可決 参議院 元.5.8厚生労働委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、女性を始めとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、一般事業主行動計画を定め、厚生労働大臣に届け出るとともに、女性の職業選択に資するよう、女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 二 常時雇用する労働者の数が300人を超える一般事業主は、女性の職業選択に資するよう、女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供実績及び労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備実績に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 三 厚生労働大臣は、認定一般事業主の申請に基づき、当該事業主について、女性活躍の推進に関する取組の実施状況が特に優良なものであること等の基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
- 四 国は、職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実することについて、総合的に取り組まなければならない。
- 五 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 六 事業主は、労働者が五の相談並びに職場における性的な言動、妊娠、出産等に関する言動及び育児休業等に関する言動に起因する問題に関する相談を行ったこと等を理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 七 都道府県労働局長は、五及び六に関する紛争に関し、当事者に対し必要な助言等を行うことができる。
- 八 厚生労働大臣は五及び六に違反している事業主が勧告に従わなかったときは、その旨を公表できる。
- 九 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、四は公布の日から、一は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.5.28厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、一般事業主行動計画の策定等や情報公表の義務の対象拡大に当たっては、新たにその対象とな

- る常用雇用者101人以上300人以下の中小事業主に対し、行動計画の策定支援、セミナー・コンサルティングの実施等、支援策を講ずること。また、その効果を具体的に検証しつつ、将来的な全事業主への適用拡大についても引き続き検討を進めること。
- 二、雇用の分野における男女平等の実現に向けては、事業主行動計画の策定や情報公表を全ての企業を対象とした恒常的な制度とするよう、男女雇用機会均等法の改正も視野に入れて検討すること。また、女性活躍施策やハラスメント対策など、本法が推進しようとする各種施策の実効性を確保する観点から、指針等の策定に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者の参加・参画を促す方策について検討を行うこと。
- 三、事業主の情報公表項目については、女性にとってより働きやすい就職先を求める女性求職者の選択肢を広げる観点から、「セクシュアルハラスメント等対策の整備状況」、男女間格差の結果指標の一つである「男女間の賃金の差異」を加えることについて、「男女間の賃金の差異」を状況把握の基礎項目に加えることも含め、労働政策審議会で検討すること。
- 四、求職者の職業選択に資するため、平均残業時間や有給休暇取得率の情報公表を雇用管理区分ごとに行うことについて、労働政策審議会で検討すること。
- 五、特例認定制度の認定基準を定めるに当たっては、管理職に占める女性労働者の割合について全産業で統一化された基準を設ける等、真に女性が活躍している職場が認定されるように検討すること。また、特例認定後においても、認定時の一般事業主行動計画に定められた水準を維持・向上させることを認定事業者に促すとともに、制度の趣旨にそぐわない事態が生じた場合には、速やかにその認定を取り消すこと。
- 六、2020年までに指導的地位に占める女性割合30%の目標の達成に向けて、女性活躍推進の取組が進むよう、事業主に対する支援を強化するとともに、女性活躍推進法及び厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」を求職者を中心に国民に幅広く周知すること。
- 七、特に中小企業を対象とする女性活躍推進の取組を進めるに当たっては、中小企業における女性活躍推進の取組への需要を喚起するとともに、中小企業の動向を見つつ、女性活躍推進を支援する体制の強化及び拡充を図ること。
- 八、ハラスメントの根絶に向けて、損害賠償請求の根拠となり得るハラスメント行為そのものを禁止する規定の法制化の必要性について検討すること。
- 九、パワーハラスメント防止対策に係る指針の策定に当たり、包括的に行為類型を明記する等、職場におけるあらゆるハラスメントに対応できるよう検討するとともに、次の事項を明記すること。
- 1 パワーハラスメントの判断に際しては、「平均的な労働者の感じ方」を基準としつつ、「労働者の主観」にも配慮すること。
 - 2 自社の労働者が取引先、顧客等の第三者から受けたハラスメント及び自社の労働者が取引先、就職活動中の学生等に対して行ったハラスメントも雇用管理上の配慮が求められること。
 - 3 職場におけるあらゆる差別をなくすため、性的指向・性自認に関するハラスメント及び性的指向・性自認の望まぬ暴露であるいわゆるアウティングも雇用管理上の措置の対象になり得ること、そのためアウティングを念頭においたプライバシー保護を講ずること。
- 十、事業主に対し、パワーハラスメントの予防・防止等のための措置を義務付けるに当たっては、職場のパワーハラスメントの具体的な定義等を示す指針を策定し、周知徹底に努めること。
- 十一、パワーハラスメントの予防・防止等のための措置の周知に当たっては、同僚や部下からのハラスメント行為も対象であること、相手に関係なく決して加害者になってはいけないことなどについて理解促進を図ること。
- 十二、近年、従業員等に対する悪質クレーム等により就業環境が害される事案が多く発生していることに鑑み、悪質クレームを始めとした顧客からの迷惑行為等に関する実態も踏まえ、その防止に向けた必要な措置を講ずること。また、訪問介護、訪問看護等の介護現場や医療現場におけるハラスメントについても、その対応策について具体的に検討すること。
- 十三、セクシュアルハラスメントについて、他社の事業主から事実確認等の協力を求められた場合に、事業主が確実かつ誠実に対応するよう、必要な措置を検討すること。

- 十四、セクシュアルハラスメント等の防止措置の実施状況、被害者の救済状況、ハラスメントが起りやすい業種、業態、職務等について官民間問わず実態調査を行い、その結果に基づいて、効果的な防止対策を速やかに検討すること。その際、ハラスメントの被害を訴えたことで周囲から誹謗中傷されるいわゆる二次被害に対しても必要な対策を検討すること。
- 十五、フリーランス、就職活動中の学生、教育実習生等に対するハラスメントを防止するため、男女雇用機会均等法等に基づく指針等で必要な対策を講ずること。その際、都道府県労働局に設置された総合労働相談コーナー、ハローワークにおける相談の状況を分析した上で、効果的な対策となるよう留意すること。
- 十六、男女雇用機会均等法等の紛争解決援助の適用除外となっている公務員等を含めたハラスメント被害の救済状況を調査し、実効性ある救済手段の在り方について検討すること。
- 十七、紛争調整委員会の求めに応じて出頭し、意見聴取に応じた者に対し、事業主が不利益取扱いを行ってはならないことを明確化するため、必要な措置を検討すること。
- 十八、セクシュアルハラスメント防止や新たなパワーハラスメント防止等についての事業主の措置義務が十分に履行されるよう、指導を徹底すること。その際、都道府県労働局の雇用環境・均等部局による監視指導の強化、相談対応、周知活動等の充実に向けて、増員も含めた体制整備を図ること。その上で、なお指導に従わない場合の企業名公表の効果的な運用方法について検討を行うこと。
- 十九、国内外におけるあらゆるハラスメントの根絶に向けて、第108回ILO総会において仕事の世界における暴力とハラスメントに関する条約・勧告が採択されるよう支持するとともに、条約成立後は批准に向けて検討を行うこと。
- 二十、セクシュアルハラスメント等の防止対策の一層の充実強化を求める意見が多くあることから、第108回ILO総会等の動向も踏まえつつ、更なる制度改正に向けて、本法附則のいわゆる検討規定における施行後5年を待たずに施行状況を把握し、必要に応じて検討を開始すること。
- 二十一、第三者からのハラスメント及び第三者に対するハラスメントに関わる対策の在り方について、検討を行うこと。
- 右決議する。

道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第39号)

(衆議院 元.5.10可決 参議院 5.13国土交通委員会付託 5.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の自動車技術の進展に鑑み、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、一定の条件の下で自動車を自動的に運行させることができる装置を保安基準の対象装置として追加するとともに、当該装置に組み込まれたプログラム等の改変による自動車の改造に係る行為についての許可制度を創設するほか、自動車検査証の電子化、自動車の型式指定制度に係る是正命令の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣は、型式指定制度に係る国土交通省令の規定に違反している自動車製作者等に対し、是正命令又は型式指定の効力停止を行うことができることとする。
- 二 一の是正命令又は型式指定の効力停止を行うために国土交通大臣が行う報告徴収又は立入検査において、虚偽の報告をした者、検査を忌避した者等に対する罰則を強化することとする。
- 三 保安基準の対象装置に、一定の条件の下で自動車を自動的に運行させることができる「自動運行装置」を追加することとする。
- 四 「分解整備」の範囲について、原動機、動力伝達装置等の対象装置を取り外して行う自動車の整備等に限らず、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備等に拡大するとともに、名称を「特定整備」に改めることとするほか、自動車特定整備事業を営もうとする者は、当該事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならないことと

する。

- 五 自動車製作者等は、四の自動車特定整備事業の認証を受けた者等に対し、点検及び整備をするに当たって必要となる自動車の型式に固有の技術情報を提供しなければならないこととする。
- 六 自動車の電子的な検査の導入に伴い、当該検査に必要な技術情報の管理に関する事務を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に行わせることとする。
- 七 自動運行装置等に組み込まれたプログラム等の改変による自動車の改造を電気通信回線の使用によりする行為等に係る許可制度を創設するとともに、許可に関する事務のうち技術的な審査を機構に行わせるものとする。
- 八 自動車検査証は、電子的方法等により記録されたカードとするとともに、特定の自動車を識別して行う事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等が、自動車検査証の自動車検査証記録事項が記録された部分と区別された部分に、当該事務を処理するために必要な事項を記録して利用することができることとするほか、国土交通大臣は、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務等を一定の要件を備える者に委託することができることとする。
- 九 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一の改正は公布の日から、二の改正は公布の日から起算して20日を経過した日から、七の改正は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、八の改正は公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日からそれぞれ施行することとする。
- 十 その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】(元.5.16国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 自動運転に対する社会受容性を高めるため、自動運転車に対する国民の理解・安心感の向上に資する取組を着実に推進すること。
- 二 自動運転技術に起因するこれまで予測し得なかった新たな事故の原因究明及び再発防止を迅速かつ適確に行うため、自動運行装置の作動状況、運転者の状況等の記録を収集し、有効に活用できるよう国において必要な措置を講ずるとともに、国際基準策定に係る動向を踏まえつつ、サイバーセキュリティの確保に向けた取組を進めること。
- 三 自動車事故の原因究明に資するため、ドライブレコーダー等の車外映像や運転者の操作状況の記録装置の設置率の向上に向けた取組を着実に推進すること。
- 四 高齢運転者等による自動車事故を踏まえ、衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置などの先進安全技術を搭載した自動車について、技術の評価を適切に行い、その普及に一層努めるとともに、未搭載車への先進安全技術に係るシステムの後付けに関し、対応車種の拡大などその普及について検討すること。なお、従来からのマニュアル車のユーザーに係る利便性の確保にも留意して進めること。
- 五 自動車の検査に必要な技術情報の管理に関する事務を独立行政法人自動車技術総合機構に行わせるに当たっては、指定自動車整備事業者等において電子的な検査が確実に行われる環境が確保されるように指導すること。また、同機構が行う自動運行装置等の複雑なプログラムにより作動する電子制御装置及びサイバーセキュリティに関する基準適合性審査や、不具合情報に基づく技術的な検証を始め、急速に進化する世界最先端の自動車技術に後追いとならず迅速に対応した審査等を適確に実施するために必要な体制の整備に万全を期すこと。
- 六 分解整備の範囲拡大に当たっては、自動車整備士の養成、研修の充実を図り、自動車整備要員の確保と整備技術の向上に遺憾なきを期すこと。
- 七 自動車製作者等における完成検査の不適切な取扱いを根絶するため、本法により創設される是正命令措置等を必要に応じて実施することに加え、効果的な監査の実施等により、自動車の型式指定制度の適正な運用に努めること。

右決議する。

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 元.5.16可決 参議院 5.20国土交通委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(以下「燃料油条約」という。)及び2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約(以下「難破物除去条約」という。)の締結に伴い、船舶の燃料油の流出又は排出による汚染等により生ずる損害(以下「一般船舶等油濁損害」という。)及び難破物の除去等に要する費用の負担により生ずる損害(以下「難破物除去損害」という。)に関し、これらの損害の被害者の保護を図るため、保障契約の締結を義務付ける船舶の範囲の拡大、保険者等に対する被害者の直接請求に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改めることとする。
- 二 法律の目的を「船舶油濁等損害が生じた場合における船舶所有者等の責任を明確にし、及び船舶油濁等損害の賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて海上輸送の健全な発達に資すること」に改めることとする。
- 三 一般船舶等油濁損害が生じたときは、船舶所有者等は、連帯してその損害を賠償する責任を負うこととし、難破物除去損害が生じたときは、船舶所有者は、その損害を賠償する責任を負うこととする。
- 四 燃料油条約の規定により管轄権を有する外国裁判所が一般船舶等油濁損害の賠償の請求の訴えについてした確定判決は、その効力を有することとする。
- 五 一般船舶等油濁損害賠償保障契約が締結されていないければ航海に従事してはならない船舶の範囲を拡大することとするとともに、難破物除去損害賠償保障契約が締結されていないければ航海に従事してはならない船舶の範囲を定めることとする。
- 六 一般船舶等油濁損害又は難破物除去損害の被害者は、当該賠償責任を有する者と保障契約を締結する保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができることとする。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、燃料油条約及び難破物除去条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第41号)(先議)

(参議院 31.4.8内閣委員会付託 4.12本会議可決 衆議院 元.5.28可決)

【要旨】

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備を行うとともに、自動車又は原動機付自転車を運転中の携帯電話使用等に対する罰則の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備
 - 1 自動運行装置の定義等に関する規定の整備
自動運行装置の定義を規定するとともに、同装置を使用して自動車をを用いる行為は運転に含まれる旨規定する。
 - 2 作動状態記録装置による記録等に関する規定の整備
 - イ 自動車の使用者等は、自動運行装置を備えている自動車で、道路運送車両法に規定することとなる作動状態記録装置により作動状態の確認に必要な情報を正確に記録することができないものを運転させ、又は運転してはならない。
 - ロ 自動運行装置を備えている自動車の使用者は、作動状態記録装置により記録された記録を、内閣府令で定めるところにより保存しなければならない。

八 警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両が運転されているときは、当該車両の運転者に対し、作動状態記録装置により記録された記録の提示を求めることができる。

3 自動運行装置を使用して自動車を運転する場合の運転者の義務に関する規定の整備

イ 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法に規定することとなる国土交通大臣が付する条件をいう。）を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

ロ 自動運行装置を使用して自動車を運転する運転者が、当該自動運行装置に係る使用条件を満たさなくなった場合等において、直ちに、そのことを認知するとともに当該自動運行装置以外の当該自動車の装置を確実に操作することができる状態にあるなどのときは、当該運転者については、携帯電話使用等の禁止の規定は、適用しない。

二、携帯電話使用等対策の推進に関する規定の整備

1 携帯電話使用等に関する罰則及び反則金の限度額の引上げ

イ 自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転する場合において、携帯電話使用等の行為をした者に対する罰則及び同行為に対する反則金の限度額を引き上げる。

ロ 自動車等を運転する場合において、携帯電話使用等によって道路における交通の危険を生じさせる行為をした者に対する罰則を引き上げるとともに、同行為を交通反則通告制度の対象となる反則行為から除外する。

2 免許の効力の仮停止に関する規定の整備

1 ロの行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とする。

三、その他

1 自動車、原動機付自転車及び軽車両の定義に関する規定の整備

小児用の車及び軽車両のうち原動機を用いるものを自動車から除外する等、自動車、原動機付自転車及び軽車両の定義に関する規定を見直す。

2 運転免許証の再交付申請に関する規定の整備

運転免許を受けた者が公安委員会に運転免許証の再交付を申請することができる場合に、運転免許証の記載事項の変更届出をしたとき等を加える。

3 運転経歴証明書に関する規定の整備

申請により運転免許を取り消された者が運転経歴証明書の交付を申請することができる公安委員会を、当該取消しを行った公安委員会からその者の住所地を管轄する公安委員会に改める。運転免許証の更新を受けなかった者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に運転経歴証明書の交付を申請することができる。

四、施行期日

この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）の施行の日から施行する。ただし、二及び三については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（31.4.11内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 自動運行装置を使用して自動車を運転する場合には、運転者に課せられる義務が一部異なること等に鑑み、自動運転中であること等が外形的に判別可能となるような、自動運転車の外観表示の要否や在り方等について速やかに検討すること。

二 自動運行装置を使用して自動車を運転する者が許容される運転操作以外の行為の判断の基準について、可能な限り明確化した上で周知徹底を図ること。

三 自動運行装置から運転者本人による運転に移行する必要が生じた場合に、円滑に運転操作を引き継ぐため、自動運転車を運転する者に対し、自動運転車特有の操作や挙動における留意点等について事前に十分な説明がなされるよう万全の措置を講ずること。

四 自動運転車に関する交通ルールについては、自動運転車の普及状況や交通事故・違反等の発生

状況、技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこと。
右決議する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)(先議)
(参議院 31.4.8農林水産委員会付託 4.12本会議可決 衆議院 元.5.30可決)

【要旨】

本法律案は、農産加工品の輸入の増加等、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長しようとするものである。

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案(閣法第43号)(先議)
(参議院 31.4.9国土交通委員会付託 4.12本会議可決 衆議院 元.6.13可決)

【要旨】

本法律案は、最近における航空機及び無人航空機をめぐる状況に鑑み、航空機及びその航行の安全並びに無人航空機の飛行の安全の一層の向上を図るため、航空機の耐空性の維持に関する制度の整備、無人航空機の飛行に係る規制の強化、運輸安全委員会の航空事故等に係る調査対象の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 航空法の一部改正

- 1 国産航空機の製造者等に対して当該国産航空機の不具合情報の国への報告を義務付けるとともに、迅速かつ適切に修理改造ができるよう国による修理改造手順の承認制度を創設することとする。
- 2 航空機乗務員がアルコール等の影響により正常な運航ができないおそれがある間に航空機の操縦を行った場合の罰則を強化することとする。
- 3 無人航空機の飛行に当たっての遵守事項にアルコール等の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと等の規定を追加することとする。
- 4 耐空証明のある航空機の使用人は、航空機の安全性の確保のため重要な装備品について国土交通大臣による予備品証明を受けることができることとする制度を廃止するとともに、航空機の全ての装備品について国土交通大臣等が認定した事業場が耐空証明の基準に適合することを確認し、これにより確認された装備品等でなければ航空機に装備してはならないこととする。
- 5 国土交通大臣は、申請により、耐空証明のある航空機(航空運送事業の用に供する航空機を除く。)の使用人により定められた整備規程が技術上の基準に適合することについて認定を行うこととし、当該認定を受けた整備規程により整備される航空機について、耐空証明の有効期間を延長することができることとする。

二 運輸安全委員会設置法の一部改正

- 1 航空機が航行していない状態で生じた航空事故の兆候についても調査対象とすることができることとする。
- 2 事故等の調査を終える前に原因関係者等への必要な勧告が行うことができる制度を創設することとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】(31.4.11国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 今後の国産航空機の就航に当たっては、国際民間航空条約上の航空機的设计及び製造国政府と

しての役割・責任を確実に果たすとともに、新たな国際基準の策定等、世界的な航空機の安全性向上のために必要な活動に貢献すること。

- 二 航空機の安全確保を図るため、装備品等の設計・製造者、航空会社を始めとする航空機の使用者、航空機整備会社等の航空機の安全確保に関連する民間事業者等の認定に当たっては、厳格に実施するとともに、民間事業者等に対する監督等を適時適切に行うこと。また、産業競争力の源泉となる民間事業者の技術等の情報管理に係る措置の徹底を促すこと。
- 三 航空機整備検査認定制度の活用等に伴い、国による更新耐空証明検査を実施する機会の減少が見込まれることから、航空機検査官の育成及び技量維持に係る取組を進めること。
- 四 航空機乗組員の飲酒等による不適切事案については、その発生に至る背景について、十分な分析を行うとともに、航空運送事業者に対し、従来にも増して航空機乗組員の心身の健康状態を適切に把握・考慮できるような体制の確立に向け、必要な助言・指導を行うこと。
- 五 無人航空機の利活用の促進が求められている状況を踏まえ、事故やトラブル等を未然に防止することを目的とした飛行ルールの遵守事項の周知徹底が図られるよう、関係機関との連携に十分配慮すること。また、事故情報の分析等を行うことが事故等の再発防止に資することから、引き続き、事故等の情報の適切な把握に努めること。
- 六 運輸安全委員会において、事故調査の報告までに一定の時間を要している現状を踏まえ、組織としての独立性を確保しつつ、航空事故の再発防止を目的とした組織体制の充実を図ること。右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第44号)
(衆議院 元.5.30可決 参議院 6.7経済産業委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公正取引委員会の機能を強化し、不当な取引制限等の一層の抑止を図るため、新たに事業者が公正取引委員会との合意により事件の解明に資する資料の提出等をした場合に課徴金の額を減額することができる制度を設けるとともに、課徴金の算定方法について算定基礎額の追加、算定期間の延長等を行うほか、検査妨害等の罪に対する罰金の上限額の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 課徴金適用対象等の見直し

- 1 納付を命ずる課徴金の額の計算において、違反事業者からの指示や情報に基づいて商品・役務を供給又は購入した完全子会社等の売上額又は購入額、違反行為の対象となる商品・役務に密接に関連する業務の対価相当額及び違反行為の対象となる商品・役務を供給しないこと又は購入しないことに関して得た財産上の利益相当額を算定基礎に加える。
- 2 課徴金の算定期間の始期について、公正取引委員会による調査開始日から最長10年前まで遡れるようにする。
- 3 違反事業者から課徴金の算定基礎となるべき事実の報告又は資料の提出が行われず、その事実を把握することができない算定期間については、公正取引委員会が算定基礎額を合理的な方法により推計することができるものとする。

二 課徴金算定率等の見直し

- 1 不当な取引制限等を行った事業者に対して課徴金の納付を命ずる場合において、卸売業又は小売業に係るものである場合の業種別算定率及び違反行為を早期にやめた者に適用する軽減算定率を廃止するとともに、中小企業算定率の適用対象を実質的な中小企業に限定する。
- 2 割増算定率の適用対象について、他の事業者に対し公正取引委員会の調査の際に資料の隠蔽・仮装等を要求すること等を加える。

三 課徴金減免制度の見直し

- 1 公正取引委員会による調査開始日前又は以後に、単独で、違反行為に係る事実の報告等を行った事業者に対する減算率を見直す。

- 2 公正取引委員会は、事実の報告等を行った事業者から協議の申出があったときは協議を行うものとし、事業者が事件の真相解明に資する協力をを行い、かつ、公正取引委員会がその協力度合いに応じた減算率を適用することを内容とする合意をすることができることとする。
- 3 減免失格事由として、他の事業者に対し事実の報告等を行うことを妨害していたこと、正当な理由なく事実の報告等を行った旨を第三者に対し明らかにしたこと等を加える。

四 排除措置を命ずる手続、課徴金の納付を命ずる手続の整備

- 1 違反行為が既になくなっていない場合において、排除措置や課徴金の納付を命ずることができる期間を当該違反行為がなくなった日から7年とする。
- 2 違反事業者が子会社等に違反行為に係る事業の全部を譲渡等して消滅したときは、公正取引委員会の調査開始日前に事業の全部の譲渡等が行われた場合にも、当該子会社等に対し課徴金の納付を命じなければならないこととする。

五 延滞金の割合の見直し

課徴金をその納期限までに納付しない場合における延滞金の割合を、年14.5パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合とする。

六 罰則規定の見直し

- 1 調査における強制処分違反等の罪に係る罰金の上限額を300万円に引き上げるとともに、行為者を罰するほか、法人等に対しても罰金刑を科する。
- 2 検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額を2億円に引き上げる。

七 犯則調査権限の整備

犯則事件を調査する場合において、記録命令付差押え等ができるようにする。

八 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.6.18経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 公正取引委員会による実態解明と一般消費者の利益、及び減免申請を行う事業者の予見可能性を確保する観点から、新たな課徴金減免制度における事業者が自主的に提出する証拠等の評価方法について、ガイドラインにおいてその明確化を図ること。特に、カルテル・入札談合の対象商品・役務、受注調整の方法、参加事業者、実施時期、実施状況等の評価対象となる情報について、評価方法の考え方や具体例を分かりやすく明示すること。また、制度の運用状況を検証しつつ、適時適切にガイドラインの見直しを行うこと。
- 二 新たな課徴金減免制度において、事業者の調査協力度合いに応じた減算率を適用するに際しては、より高い減算率を得ること等を目的として事実を歪曲した資料の提出や供述調書の作成により迅速な実態解明が阻害されることがないよう留意すること。
また、調査協力や供述内容等により、従業員が事業者から不当に不利益な取扱いを受けることのないよう、企業コンプライアンスの向上に対する支援を充実するなど、適切な対応を行うこと。
- 三 いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権に関して規則・ガイドライン等を整備するに当たっては、対象となる範囲、要件について、国際水準との整合性を可能な限り図るよう留意した内容とともに、新制度の運用を検証しつつ、その在り方の検討を継続すること。
- 四 秘匿特権について、事業者と弁護士との間の相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護できるよう、公正取引委員会における判別手続と審査手続を明確に遮断する等、適正手続を確保する制度を本法施行までに整備すること。
また、手続の透明性、信頼性及び事業者の予見可能性を確保するため、秘匿特権に関する運用事例を定期的に公表するよう努めること。
- 五 経済活動のグローバル化や多様化、複雑化の進展を踏まえ、競争政策や競争法の国際調和を更に進めるとともに、国際市場分割カルテルなど、日本国内で売上額が生じない事業者に対する課徴金の賦課等についても、引き続き検討を行うこと。

- 六 デジタル・プラットフォームをめぐる取引環境に関するルール整備に当たっては、寡占・独占による弊害が生じないように、イノベーションの促進と利用者の保護等に配慮しつつ、取引環境の透明性・公正性の確保、データの移転・開放等の在り方等に関する調査・検討を早急に進め、国際的にも整合性のある適切な競争環境を確立すること。
- 右決議する。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第45号)

(衆議院 元.5.10可決 参議院 5.21文教科学委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、法科大学院と法学部等との連携に関する制度の創設、法科大学院在学中に所定の要件を満たした者に対する司法試験受験資格の付与等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

- 1 大学は、法科大学院において、法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識及びその応用能力、弁論能力や法律に関する実務の基礎的素養等を涵(かん)養するための教育を段階的かつ体系的に実施するものとする。
- 2 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における成績評価、修了の認定及び三の1の法科大学院を設置する大学の学長の認定の基準及び実施状況等を公表するものとする。
- 3 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための「連携法曹基礎課程」を置こうとする大学と、当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣の認定を受けることができるものとする。
- 4 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院の入学者選抜の実施方法等について、社会人、法学未修者、早期卒業や飛び入学により入学しようとする者に対する適切な配慮を行うものとする。
- 5 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求めること等ができるものとする。

二、学校教育法の一部改正

大学院を置く大学は、飛び入学について、当該大学院を置く大学の定める単位の修得状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、認めることができるものとする。

三、司法試験法の一部改正

- 1 司法試験の受験資格を有する者に、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、司法試験が行われる年の4月1日から1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加する。
- 2 司法試験予備試験の論文式試験の試験科目について、一般教養科目を廃止し、専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する1科目を追加する。

四、裁判所法の一部改正

三の1の受験資格に基づいて司法試験を受け、これに合格した者については、司法試験の合格に加え、法科大学院の課程を修了したことを、司法修習生の採用に必要な要件とする。

五、施行期日

この法律は、平成32年4月1日から施行する。ただし、一の5等については公布の日から、三の2等については平成33年12月1日から、三の1及び四等については平成34年10月1日から施行する。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(閣法第46号) (先議)
(参議院 31.4.8法務委員会付託 4.12本会議可決 衆議院 元.6.6可決)

【要旨】

本法律案は、近時の司法書士制度及び土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、司法書士及び土地家屋調査士について、それぞれ、その専門職者としての使命を明らかにする規定を設けるとともに、懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める等の懲戒手続に関する規定の見直しを行うほか、社員が一人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 司法書士法の一部改正

- 1 司法書士は、司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とすることを明らかにする。
- 2 社員が一人の司法書士法人の設立等を許容する。
- 3 司法書士又は司法書士法人に対する懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める。
- 4 司法書士又は司法書士法人に対する懲戒処分について除斥期間を定める規定を設ける。

二 土地家屋調査士法の一部改正

- 1 土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とすることを明らかにする。
- 2 社員が一人の土地家屋調査士法人の設立等を許容する。
- 3 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対する懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める。
- 4 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対する懲戒処分について除斥期間を定める規定を設ける。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 元.5.10可決 参議院 5.20内閣委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則及び行政手続等を情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる事項等を定めるとともに、住民票及び戸籍の附票の記載等に係る本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大、電子証明書及び個人番号カードの利用者への国外転出者の追加、個人番号利用事務への罹(り)災証明書の交付に関する事務等の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正

- 1 題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。
- 2 情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則を定める。
- 3 国の行政機関等は、閣議決定により定める情報システム整備計画に従って情報システムを整備しなければならない。
- 4 申請等に係る手数料の納付について、情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定め

るものをもってすることができる。

- 5 他の法令において申請等に際して添付することが規定されている政令で定める書面等について、行政機関等が、政令で定める措置により当該書面等により確認すべき事項に係る情報入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。
- 6 情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策その他の情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 7 手続等密接関連業務を行う民間事業者は、民間手続を情報通信技術を利用する方法により行うとともに、行政機関等との連携を確保するよう努めなければならない。国は、民間取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用を図るために必要な施策を講ずるものとし、当該施策の実施状況を踏まえ、支障がないと認めるときは、民間手続が情報通信技術を利用する方法により行われることが可能となるよう、法制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

二、住民基本台帳法の一部改正

- 1 市町村長に対し住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存を義務付けるとともに、戸籍の附票の記載事項を追加する。
- 2 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、国の機関等から国外転出者に係る事務の処理に関し求めがあったとき等は、附票本人確認情報を提供等するものとする。

三、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正

- 1 国外転出者は、戸籍の附票を備える市町村の市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行を申請することができる。
- 2 利用者証明検証者は、総務大臣の認可を受けて、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を、当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であって総務省令で定めるものにより行うことができる。

四、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

- 1 市町村長は、個人番号の通知を通知カードによらずに行う。
- 2 市町村長は、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている国外転出者に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付するものとする。個人番号カードの交付を受けている者は、国外に転出をした後の当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を受けるため、国外転出届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。
- 3 罹災証明書の交付に関する事務等の個人番号利用事務の範囲の拡充、乳幼児に対する健康診査に関する事務等の情報連携の範囲の拡充を行う。

五、施行期日

この法律は、一部を除いて公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（元.5.23内閣委員会議決）

政府は、本法による行政のデジタル化の推進に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないうよう、技術革新に対応したセキュリティー対策及び個人情報の保護その他の個人の権利利益の保護のための措置を講じ、業務の信頼性・安全性の確保を図ること。
- 二 経済的事情によりパソコン・スマートフォン等の情報通信機器を所有していない者も、情報通信技術の便益を享受できるよう、必要な施策を講ずること。
- 三 地方公共団体が、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正を図るため、当該能力等が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができる機会の確保、当該援助を行うために必要な資質を有する者の確保及び配置等の施策を講ずることができるよう、必要な支援を行うこと。

- 四 地方公共団体が、行政のデジタル化の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための施策を講ずるに当たり、必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 五 マイナポータルを使用する際に必要な個人番号カードの読み取りに対応したICカードリーダー又はスマートフォン等の普及に努めるとともに、多くの国民がその利便性を享受できるように、制度の周知徹底を図ること。
- 六 地方公共団体の業務において窓口における対面業務が市民と接する上で重要な機能を有していることに鑑み、このような機能が損なわれることがないように配慮すること。
- 七 行政運営の簡素化及び効率化により、行政機関等の職員の事務の負担が軽減されるよう配慮するとともに、行政のデジタル化の推進は、真に必要な行政分野にリソースを配分することにより、行政サービスの質の向上を図るものとなるよう十分留意すること。
- 八 情報システム整備計画の作成に当たり、国民が情報通信技術を利用する方法により申請、届出その他の手続を行うことを促進するため、当該方法による手続に係る手数料の費用効果分析の結果を踏まえた減額、当該方法による手続の処理に際しての優先的取扱いその他の優遇措置を講ずるよう必要な検討を行うこと。
- 九 情報通信技術を利用する方法による手続を促進するに当たっては、その利便性や留意点、具体的な申請方法等について、国民に丁寧かつ分かりやすい説明・広報を行うよう努めること。
- 十 国外に転出した者が、円滑に個人番号カード及び電子証明書を取得し、及び利用し続けることができるよう、在外公館において個人番号カード及び電子証明書の交付及び更新の事務を行うことについて検討を行い、関係府省が連携して体制の整備に取り組むこと。
- 十一 健康保険証としての活用等により個人番号カード及び電子証明書が必要となる場面が拡大することを踏まえ、これらの交付及び更新を無償で行うとともに、交付及び更新が円滑に進むよう地方公共団体等の体制強化や国民に対する十分な周知に関係府省が連携して取り組むこと。
右決議する。

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域住宅団地再生事業に対する建築基準法等の特例及び民間資金等活用公共施設等整備事業に対する株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例を追加する等の措置を講じようとするものである。

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 元.5.21可決 参議院 5.22財政金融委員会付託 5.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加、店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に係る規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、資金決済に関する法律の一部改正

- 1 「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更するほか、暗号資産の定義から金融商品取引法で規定する「電子記録移転権利」を除くとともに、暗号資産交換業の定義に、暗号資産の交換等に関しない暗号資産の管理を業として行うことを追加する。

- 2 暗号資産交換業者は、利用者の金銭を信託し、利用者の暗号資産を原則、利用者の保護に欠けるおそれが少ない方法で分別管理するとともに、それ以外の方法で管理する利用者の暗号資産と同種同量の暗号資産を自己の財産として保有の上、利用者の保護に欠けるおそれが少ない方法で分別管理しなければならない。

二、金融商品取引法の一部改正

- 1 金融商品の定義に、暗号資産を追加し、暗号資産を用いたデリバティブ取引を規制の対象とする。
- 2 収益分配を受ける権利等のうち、電子記録移転権利を、第一項有価証券とし、企業内容等の開示制度の対象とするとともに、電子記録移転権利の売買等を業として行うことを第一種金融商品取引業に係る規制の対象とする。

三、銀行法等の一部改正

銀行等の付随業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務その他保有する情報を第三者に提供する業務であって、本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものを追加する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.5.30財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 近年における暗号資産及びＩＣＯ（イニシャル・コイン・オファリング）取引の実態等を踏まえ、利用者保護等の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。
その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。
- 二 暗号資産、電子記録移転権利及びそれらを支えるブロックチェーン技術は、デジタル化・ネットワーク化が進展する新しい時代の中において特に先進的かつ革新的な技術とその適用であることを踏まえ、本法により整備される各種規定の運用に際しては、民間部門が過度に萎縮することがないように法解釈の周知徹底に努めるとともに、基礎となるブロックチェーン技術の開発及び提供によるイノベーションにも十分留意すること。
- 三 暗号資産、電子記録移転権利についての政府令等を定めるに当たっては、規制対象事業の実態を考慮し、総合的かつ合理的に実施可能な制度を全体として構築するよう努めること。
- 四 暗号資産、電子記録移転権利については、特定の地方公共団体域内や企業内、専ら事業者間において利用されるものなど多様な利用場面が想定されるほか、暗号資産交換業者の業態やＩＣＯについても、広く一般人を対象とするものから適格機関投資家等一定の知識経験を有する者のみを対象とするものなど、多様なものが想定される。本法の運用に当たっては、こうした多様性に配慮して、暗号資産の利用目的や利用対象者の関係で過度な規制とならないよう注視し、必要に応じ適切に対応すること。
- 五 技術革新による金融サービスの急速な変化に対応し、適切な金融規制体系を構築する観点から、必要に応じて行政当局による監督権限の行使を可能とする法令に基づく規制と、環境変化に応じた柔軟かつ機動的な対応を行い得る自主規制団体が策定する自主規制の連携を十分に図るよう努めること。
- 六 暗号資産、電子記録移転権利については、クロスボーダー取引が盛んに行われている実態に鑑み、G20各国の規制動向を十分に把握するとともに各国と連携し、国際的に調和のとれた規制体系となるよう適時に見直しを行うこと。
- 七 ＩＣＯの会計処理等は、発行されるトークンの性質に応じて異なるものと考えられるため、国際的な議論を勘案しつつ、会計処理等の考え方について整理のうえ、ガイドラインの策定等の必要な対策を講ずること。
- 八 附則第32条の検討を行うに当たっては、法的安定性の確保及び利用者保護の一層の確保のため

に、暗号資産、電子記録移転権利等の移転その他の権利義務関係といった私法上の取扱いの明確化も含めた検討を行うこと。

九 地方公共団体が暗号資産及び電子記録移転権利を資金調達的手段として適切に利用することができるようにするための方策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十 暗号資産及び電子記録移転権利の譲渡、暗号資産を用いたデリバティブ取引等に係る所得に対する所得税等の課税の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十一 金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集及び同条第4項に規定する有価証券の売出しに対する規制の在り方について、電子記録移転権利の取引の実態を踏まえた検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十二 他人のために暗号資産の管理のみを業として行う者に対する規制の在り方について、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策という国際的要請に応えつつ、可能な限り暗号資産交換業の利用者の利便性の向上に資する観点から検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十三 八から十二までの各項の検討及び措置を行うに際しては、暗号資産及び電子記録移転権利並びにそれらの基礎となる技術が我が国の産業の高度化に資する可能性があることを踏まえ、法規制がこれらの技術の開発及び応用を過度に制限することがないように配慮すること。

十四 金融機関の顧客情報を第三者に提供する業務については、個人情報 の有用性に配慮しつつ、センシティブ情報を含む個人情報の保護が図られるよう万全を期すとともに、十分な検査・監督体制の整備に努めること。

十五 金融機関の顧客情報を第三者に提供する際の当該顧客の同意においては、提供先である第三者の範囲、当該第三者における利用目的及び提供される個人情報の内容について、当該顧客が理解した上で同意に関する判断を行うことができ、かつ、その意思を明確に反映できる方法により行われるようガイドライン等を適切に策定するとともに、検査・監督によりその実効性を確保し、当該顧客の利便が損なわれることがないようにすること。

右決議する。

戸籍法の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 元.5.16可決 参議院 5.20法務委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、本籍地の市町村長以外の市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行の制度を設けるとともに、法務大臣が、磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用して親子関係の存否、婚姻関係の形成等に関する情報その他の戸籍関係情報を作成し、これを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者からの照会に応じて提供することができるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法務大臣は、戸籍関係情報を作成するため、磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用することができる。

二 戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもって調製されているときは、戸籍証明書等の交付の請求は、本籍地以外のいずれの市町村長に対してもすることができる。

三 二の戸籍証明書等の交付の請求は、戸籍電子証明書等についてもできるとともに、当該請求があったときは、市町村長は、当該請求をした者に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号等を発行する。

四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2に掲げる所要の事務において戸籍関係情報の照会を可能とする。

五 戸籍の記載の正確性を担保するための措置として、市町村長及び管轄法務局長等による任意調

査権の明確化を行う。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、一の規定は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から、二から四の規定は公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行する。

民法等の一部を改正する法律案(閣法第51号)

(衆議院 元.5.28可決 参議院 5.29法務委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特別養子制度の利用を促進するため、養子となる者の年齢の上限を引き上げる措置を講ずるとともに、特別養子適格の確認の審判の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手續に参加することができる制度の新設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 民法の一部改正

- 1 特別養子縁組の成立の審判の申立時に15歳に達していない者は、養子となることができる。例外的に、15歳に達する前から引き続き養親となる者に養育されており、15歳に達するまでに申立てがされなかったことについてやむを得ない事由がある場合には、申立時に15歳以上であっても養子となることができる。特別養子縁組が成立するまでに18歳に達した者は、養子となることができない。
- 2 養子となる者が15歳に達している場合には、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。

二 家事事件手続法の一部改正

- 1 特別養子縁組を2段階の審判によって成立させるものとし、父母による養子となるべき者の監護が著しく困難である等の要件がある場合に、第1段階の審判として、特別養子適格の確認の審判をすることができる。
- 2 特別養子適格の確認の審判の手續においてされた養子となるべき者の父母の同意は、その同意をした日から一定期間を経過した後は撤回することができない。
- 3 第2段階の審判である特別養子縁組の成立の審判における養子となるべき者は、特別養子適格の確認の審判を受けた者でなければならない。
- 4 養子となるべき者の父母は、特別養子縁組の成立の審判の手續に参加することができない。

三 児童福祉法の一部改正

児童相談所長は、自ら特別養子適格の確認の審判の申立てをすることができるとともに、養親となるべき者が同審判の申立てをした場合には、その審判の手續に参加することができる。

- 四 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第52号)

(衆議院 元.5.28可決 参議院 5.29国土交通委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設業者の経営の向上及び建設工事の適正な施工の確保を図るため、建設業の許可基準のうち経営能力に関する基準の緩和、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結の禁止、建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等の制度の導入、公共工事の入札及び契約の適正化に係る指針の記載事項への工期の確保に関する事項の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 建設業法の一部改正

- 1 建設業の許可基準のうち、5年以上の経營業務管理責任者としての経験を有する者を置くこととする基準を、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合することに改めることとする。
 - 2 建設業の譲渡等を行おうとする場合において、あらかじめ国土交通大臣等の認可を受けたときは、譲受人等は、譲渡等の日をもって当該建設業の許可を受けた地位を承継するとともに、建設業者が死亡した場合において、国土交通大臣等の認可を受けたときは、相続人は、当該建設業の許可を受けた地位を承継することとする。
 - 3 注文者は、著しく短い工期による建設工事の請負契約を締結してはならないこととするとともに、発注者がこれに違反した場合において、国土交通大臣等は、当該発注者に対して勧告することができることとし、勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとする。
 - 4 元請負人は、自らの違反行為について、下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととする。
 - 5 工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者を補佐する者を置く場合においては、当該監理技術者は専任であることを要しないこととする。
 - 6 特定の専門工事につき、元請負人が工事現場に専任で置く主任技術者が、下請負人が置くべき主任技術者の職務を併せて行うことができることとし、この場合において、当該下請負人は、主任技術者の配置を要しないこととする。
 - 7 建設業者団体は、災害復旧工事の円滑かつ迅速な実施を図るため、建設業者及び関係機関との連絡調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
 - 8 国土交通大臣等は、建設資材の不具合に起因して施工不良等の違反行為が生じた場合に、建設資材製造業者等に対して、違反行為の再発防止のための措置をとるべきことを勧告することができることとするとともに、勧告に従わないときは、その旨を公表し、又は措置を命ずることができることとする。
 - 9 請負契約書の記載事項への休日等に関する事項の追加、工期等に影響を及ぼす事象に関する注文者の情報提供義務、労務費の現金支払についての元請人の配慮義務、知識及び技術又は技能向上に向けた建設工事従事者の努力義務、技術検定制度的見直し、中央建設業審議会による工期に関する基準の作成、標識の掲示義務の緩和等に関して、所要の規定の整備を行うこととする。
- 二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正
- 1 各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が著しく短い工期で建設工事の下請契約を締結していると疑うに足りる事実があるときは、国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないこととする。
 - 2 公共工事の入札及び契約の適正化に係る指針の記載事項に、公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工時期の平準化を図るための方策に関する事項を追加することとする。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 【附帯決議】(元.6.4国土交通委員会議決)
- 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。
- 一 令和6年度から適用される建設業における時間外労働の上限規制を視野に、長時間労働の是正や週休2日の確保が図られるような工期に関する基準を策定するとともに、この基準を踏まえ、国及び地方公共団体において、適正な工期の実現が図られるよう努めること。
 - 二 工期の適正化等のための措置が講じられるに当たっては、公共工事のみならず、民間発注の工事についても、その実現のため十分な取組が進められるよう努めること。また、週休2日を実現するための大手建設業者による人材確保等に併い、地域の中小建設業者・専門工事業者において

- 人材不足や追加費用の過度な負担等が生じることのないよう留意するとともに、必要な対策を講ずること。
- 三 債務負担行為や繰越明許費の活用により施工時期の平準化に取り組むべきことを、地方公共団体に対して要請するとともに、これらの円滑な実施のために必要な取組を進めること。
 - 四 元請負人と下請負人の間における請負代金の支払の適正化など建設工事の請負契約の適正化を図るとともに、重層下請構造の改善に向けた取組を進めること。
 - 五 公共工事設計労務単価の引上げを一次下請以下の全ての建設労働者の賃金上昇につなげていくとともに、下請代金のうち労務費相当分が着実に現金で支払われるようにすることで、建設労働者への賃金の着実な支払を確保すること。
 - 六 建設業の許可業者における社会保険加入を達成するとともに、下請負人への法定福利費の着実な支払及び一人親方を始めとした小規模な個人事業主やその労働者における適切な保険への加入を促進すること。また、建設技能者が加入する国民健康保険組合に対する十分な財政支援に努めること。
 - 七 建設業は、労働災害による死亡者数が全産業中最も多いことを踏まえ、墜落・転落、交通事故、熱中症等に係る安全対策とともに、メンタルヘルスにも留意した健康管理が適切に行われるよう、事業者等に対する指導を徹底し、好事例の収集、周知等を通じ、その取組を支援すること。
 - 八 技術検定制度の再編を契機として若年者の積極的な登用の促進などを図り、担い手の確保や適正な施工の確保に努めること。
- 右決議する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第53号)

(衆議院 元.5.16可決 参議院 5.29厚生労働委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

- 本法律案は、障害者の雇を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一 国及び地方公共団体は、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならない。
 - 二 厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとし、国及び地方公共団体は、同指針に即して、障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならない。
 - 三 国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した対象障害者の任免状況を公表しなければならない。
 - 四 厚生労働大臣は、特に短い労働時間以外での労働が困難な状態にある対象障害者を特定短時間労働者として雇い入れる事業主等に対して、これらの者の雇入れ又は雇用の継続の促進を図るための特例給付金を支給する業務を行うこととし、その支給に要する費用に障害者雇用納付金を充てる。
 - 五 厚生労働大臣は、その雇用する労働者の数が常時300人以下である事業主からの申請に基づき、当該事業主について、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組に関し、当該取組の実施状況が優良なものであること等の基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
 - 六 国及び地方公共団体は、障害者雇用推進者を選任し、厚生労働省令で定める数以上の障害者が勤務する事業所においては障害者職業生活相談員を選任しなければならない。
 - 七 国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。
 - 八 国及び地方公共団体並びに民間事業主は、対象障害者の確認に関する書類を保存しなければならない。また、対象障害者であるかどうかの確認は、厚生労働省令で定める書類により行うもの

とする。

九 厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、国又は地方公共団体に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を求めることができる。

十 この法律は、令和2年(平成32年)4月1日から施行する。ただし、一及び九は公布の日から、三、六、七及び八は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.6.6厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、国及び地方公共団体は自ら率先して障害者の雇用に努めるという責務を規定することの意義を重く受け止め、障害者が自らの希望や障害の特性等に応じて、無理なく安心して、かつ働きがいをもち安定的に働くことができるよう、障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を着実に進めること。また、民間企業における先進的な取組事例などを参考にしつつ、障害者権利条約が求めるインクルーシブ雇用の推進も念頭に置きながら、公務部門における重度障害者の雇用の促進に努めること。

二、国及び地方公共団体における障害者活躍推進計画の作成に当たっては、障害者団体や当事者の参画を得て指針を策定するとともに、現に就労している障害者や地域の関係者等からの意見も踏まえつつ、その内容について、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」を基準として、国及び地方公共団体における採用方法、採用後の労働環境等の実態の把握及び公表並びに実態を踏まえた改善策を当該計画に盛り込むこと。また、当該計画の実施に当たり、地方公共団体間で格差が生じないよう、各地方公共団体の財政状況や地域事情に応じて、計画実現のための必要な支援を検討すること。

三、国及び地方公共団体による障害者の大量採用の影響を受けて法定雇用率が未達成となった民間企業については、その実態把握に努め、当該企業に対して集中的な支援を行うことを含め、必要な支援策を速やかに検討すること。

四、対象者の範囲を含む障害者雇用率制度の在り方及び助成金の支給を含む障害者雇用納付金制度の在り方について、障害者団体が参画する検討の場を設けること。その際、障害者雇用率制度の対象者の範囲については、障害者基本法及び障害者雇用促進法の障害者の定義を踏まえ、障害者手帳所持者以外も含めることを検討すること。

五、障害者雇用においては、障害者の能力を引き出して就労できるようにすることが重要であることを踏まえ、障害者手帳は取得できないが障害によって働きづらさを抱える者への就労支援と、そのために必要となる就労能力の判定の在り方について、専門家による検討の場を設け、速やかに検討を開始すること。

六、障害者雇用率制度において長期の雇用に対するインセンティブを付与することを検討する等、障害者の平均勤続年数の増加に向けた施策の実現に取り組むこと。

七、障害者雇用の促進等に関する取組が優良な中小事業主に対する認定制度の創設に当たっては、中小企業の障害者雇用や経営の実情等を踏まえ、評価項目等を検討すること。また、当該制度が広く普及するよう、国民に制度の周知啓発を行うとともに、認定制度の新たなメリットの付与について検討を進め、併せて、労働関係法令違反など、制度の趣旨にふさわしくない企業の不認定及び認定取消しについても基準を設けること。

八、除外率制度の廃止に向けて、除外率の段階的な引下げ等を労働政策審議会において遅滞なく検討すること。

九、在宅就業障害者支援制度について、民間企業を含む関係団体の意見を踏まえつつ、その充実に向け取り組むこと。また、障害者就労施設等への仕事の発注に関して、民間企業等からの発注促進策について検討すること。

十、国、地方公共団体及び民間企業における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供の実施状況について、その実態を幅広く把握し、個人情報保護に留意しつつ公表すること。また、実態把握に当たっては、事業主だけでなく雇用されている障害者及び障害者団体からの意見や情

報を十分に反映すること。

十一、障害者が働くための人的支援など合理的配慮を含む環境整備に関する支援策の充実強化に向けて検討すること。また、職場介助者や手話通訳者の派遣等の人的支援に関し、現行制度上の年限の撤廃及び制度利用の促進について検討すること。

十二、障害の種別・程度に応じた男女別、年齢層別の障害者の雇用・就労状況等の実態把握を丁寧に行い、障害のある女性や中高年齢層の複合的困難、また労働時間など働き方に特段の対応が必要な障害者等に配慮したきめ細かい支援策を具体的に検討し、講じていくこと。

十三、労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、現状の把握を行うとともに、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること。

十四、教育委員会における障害者の雇用の促進のため、障害を有する教職員の採用を進めるに当たっては、文部科学省と厚生労働省が連携して、共生社会の形成の理念のもと、必要な施策を進めること。

十五、障害を有する者の勤労意欲が増進し、また、減退しないことを主眼に置いた上で、雇用、年金、福祉等の諸制度間の連続性が確保されるよう、必要な検討を行うこと。

右決議する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、医薬品、医療機器等が安全かつ迅速に提供され、適正に使用される体制を構築するため、医療上特に必要性が高い医薬品及び医療機器について条件付きで承認申請資料の一部省略を認める仕組みの創設、虚偽・誇大広告による医薬品、医療機器等の販売に係る課徴金制度の創設、医薬品等行政評価・監視委員会の設置、薬剤師による継続的服薬指導の実施の義務化、承認等を受けない医薬品、医療機器等の輸入に係る確認制度の創設等の措置を講じようとするものである。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 元.5.28修正議決 参議院 6.5厚生労働委員会付託 6.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、児童虐待防止対策の強化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 児童の親権を行う者、児童福祉施設の長等は、児童のしつけ等に際して体罰を加えることはできない。

二 都道府県の業務として、児童の権利の保護の観点から、児童の安全を確保することを規定する。

三 都道府県は、児童相談所が法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務について、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置等の措置を行うものとする。

四 都道府県は、保護者への指導を効果的に行うため、児童の一時保護等を行った児童福祉司等以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

五 児童相談所において、心理に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。また、児童の健康等に関する専門的な知識等を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師がそれぞれ1人以上含

まれなければならない。

六 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

七 児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会及び配偶者暴力相談支援センターが含まれること等を明確化する。

八 この法律は、一部を除き、令和2年4月1日から施行する。

九 政府は、この法律の施行後2年を目途として、民法第822条の懲戒権の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

十 政府は、この法律の施行後5年間を目途として、児童相談所等の整備の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

なお、衆議院において、児童虐待を受けた児童が移転した場合の児童相談所長による情報の提供、児童虐待を行った保護者に対する医学的又は心理学的知見に基づく指導等に係る規定の新設、児童福祉司の数の基準を定める際に勘案すべき条件及び連携強化すべき関係機関の明記、検討規定の追加等の修正が行われた。

【附帯決議】(元.6.18厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、深刻な児童虐待事件が後を絶たない事態に鑑み、児童虐待の根絶に向けて、本法及び関係閣僚会議等において定めた対応策を着実に実施するとともに、子どもの命を守ることを何よりも第一に据え、国・地方自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策の更なる強化を図るため、必要な取組を率先して進めること。

二、体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体例を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発に努めること。その際、子どもに体罰をしてしまった保護者を追い込むのではなく、その行為の非を自ら認知し、再発の防止が確保されるよう、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口について周知し、支援すること。また、本法施行後2年を目途として検討される民法の懲戒権の在り方については、子どもの権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、規定の削除を含め、早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

三、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。あわせて、乳幼児健診、就学時健診、学校健診及び保育園健診の充実を検討するとともに、乳幼児・子どもの健診等の機会を活用して保護者、とりわけ母親に対する相談・支援の拡充について検討し、必要な施策を講ずること。さらに、虐待の未然防止を図るため、支援を必要とする保護者、特に妊産婦への産前・産後の支援を強化すること。

四、医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分に勘案されるようにすること。また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。さらに、児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

五、子どもの適切な保護の実施及び一時保護等の解除の判定に当たっては、医療とのより密接な連携の強化が必要であることから、協同面接と医学的判断とを連携させたアセスメントの取組を参考とするなど、具体的な方策を検討し、必要な措置を講ずること。

六、子ども自身が教職員等に適切に相談することができるよう、学校教育の場において児童虐待に対する正しい知識を提供できる取組を推進すること。また、学校、教育委員会の教職員等に対し、子どもの権利条約の周知も含めて必要な研修を実施するなど、教育現場における児童虐待対応の向上に努めること。

七、児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司等の増員を確実に進めるとともに、その資質の向上が図られるよう、中長期的な研修の実施を含め、人材確保のため必要な措置を講

ずること。また、児童福祉司1人当たりの相談対応件数が平均で40件を超えないよう、更なる増員に向けた人材・財源確保に努めるとともに、非常勤職員の常勤化を含め、児童虐待に係る相談に応ずるための職員の処遇改善に努めること。

八、児童福祉司を始め、児童福祉を担う人材の専門性の向上に当たっては、地方自治体の職員が十分な経験を積み上げることが必要不可欠であることから、当該職員の人事異動等に際し、地方自治体に対し配慮を求めるなど、必要な措置を講ずること。また、児童相談所における介入機能と支援機能の分化に当たっては、一体的な対応が必要なケースもあることを踏まえつつ、各児童相談所の実情等に応じた柔軟な取組が行えるようにすること。

九、保護者を孤立させず、妊娠期からの切れ目のない支援を実施するため、市町村における相談支援体制の強化に向け、全市町村における子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置・運営や人材育成のため必要な支援の拡充を図るとともに、そのための財源の確保に努めること。

十、一時保護を必要とする子どもが一時保護中においても従前の学校に通学できるようにするなど、子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めるとともに、一時保護の受皿の整備を早急に進めること。また、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化のため必要な支援の拡充を図るため、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。

十一、要保護児童対策地域協議会の実効性を向上させ、関係機関が有機的に連携しながら活動できるよう、調整担当者の研修内容の充実や参画することが望ましい構成機関、効果的な運営方法に関するガイドラインの作成などにより必要な支援を講ずること。

十二、中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずるとともに、中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。また、不交付団体に対する支援について検討すること。

十三、学校の教職員、児童福祉施設の職員等子どもの福祉に職務上関係のある者の守秘義務については、職務に関して知り得た秘密の漏えいが深刻な事態を招きかねないことに鑑み、十分に徹底するとともに、関係機関間において必要な情報提供等を妨げることのないようにすること。

十四、児童虐待の対応に当たり、家庭が転居する際には、リスクが増加するため十分な注意を払いつつ、地方自治体間及び児童相談所間の引継ぎを徹底するとともに、児童相談所及び市区町村相互間の情報共有を効率的かつ効果的に行うことができるよう、全国統一ルールの作成を検討するほか、全都道府県において情報共有システムの構築を推進すること。あわせて、同一都道府県内だけでなく全国の都道府県間の情報共有システムの構築についても速やかに検討すること。

十五、児童相談所における援助方針会議の会議録には、事後に検証ができるよう、組織としての判断とその判断の理由を明確に記録するよう支援を行うこと。

十六、警察と児童相談所の合同研修の実施や、警察における虐待対応の専門部署の設置等を通じ、警察及び児童相談所双方の対応力の強化を図ること。また、児童相談所や警察等の関係機関間で要保護児童の情報を共有できる共通データベースシステムの整備について、必要な検討を進めること。

十七、虐待対応とDV対応の連携の実効性を確保するため、婦人相談員の配置促進や専門性確保、待遇改善など、必要となる体制整備等の措置を講ずること。そのために、また婦人相談所と一時保護所の環境改善に向け、職員の配置基準の改善と地方交付税の単位費用算定基礎や措置費の充実について改善に向けた検討を進めること。

十八、児童虐待の再発を防止するため、加害者、特に虐待を行ってしまった保護者への支援プログラムについて、既に支援を実施している民間団体等との協力・連携を進め、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、保護者の抱える複合的な問題に寄り添った継続的な支援を実施することを念頭に、個々の事情やニーズに応じた支援プログラムの開発及び実施を推進すること。

十九、一時保護等から家庭復帰した後の虐待の再発により、子どもが被害を受けることも少なくないことから、家庭復帰後の一定期間においては児童相談所による家庭訪問の実施等を通じて子ど

- もから意見を聴取するなど、養育状況等を把握するとともに、切れ目なく保護者支援が実施されるよう、必要な措置を講ずること。
- 二十、児童虐待が再発した状況等に関する調査、分析等を行い、必要な対策を講ずること。
- 二十一、新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、里親の開拓、研修及び養成のほか、フォスタリング機関の整備等の支援体制を拡充すること。
- 二十二、心理的困難や苦しみを抱えているなど、里親委託が難しい子どももいることから、心理的治療や相談援助を行う児童心理治療施設の整備が図られるよう、必要な支援を講ずること。
- 二十三、児童養護施設等の施設内における暴力、性暴力について、実態調査の結果等を踏まえ、子ども間に限らず、問題の発生を防止するための効果的な対策について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。また、被害に遭った子どもが、継続的に心身のケアを受けることができるために必要な措置を早急に講ずること。
- 二十四、子どもの死因に関する情報の収集、管理、活用等に関し、府省間での情報共有を含む体制整備の在り方について速やかに検討し、虐待の再発防止に資するよう必要な措置を講ずること。
- 二十五、子どもが意見を述べることを支援するための制度を構築し、子どもの最善の利益を確保するため、いわゆるアドボケイト制度の導入に向けた検討を早急に行うこと。
- 二十六、若い世代を始め、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。加えて、SNS等を活用した相談窓口の開設を進めるとともに、専門性を有する対応者の育成・確保に努めること。
- 二十七、日本で暮らした経験に限られるために、日本語や日本の社会通念等について意思疎通が難しい子ども・家族が一定程度存在していることから、そのような子ども・家族に対応する児童相談所等における対応の実態を調査し、適切な支援を行うこと。
- 二十八、過去の虐待により心の傷を負ったことで、社会生活を送る上での困難を抱えている成人に対する支援を充実させるよう、必要な検討を進めること。
- 二十九、児童虐待相談対応件数の急増に伴って児童相談所の業務量も大きく増加している中で、児童相談所の確実な業務遂行体制が確保されなくなる懸念が生じていることから、保健所、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター等への将来の業務移管を含め、児童相談所の業務内容を必要に応じて検証すること。
- 三十、児童相談所の設置目的について、子どもの命を第一に掲げるという理念を宣言する内容に改正することの検討を行うこと。また、職員一人一人に児童相談所の設置目的とその理念が浸透するよう、必要な研修等を行うこと。
- 三十一、オレンジリボン運動を国民運動として強力に推進するため、企業・団体・個人のサポーター会員の募集やポスターコンクールとその配布の活性化など、政府として積極的に関わること。
右決議する。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 元.5.21可決 参議院 5.22環境委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、フロン類を冷媒として利用する業務用冷凍空調機器である第一種特定製品について、廃棄等に際してのフロン類の回収率が4割弱にとどまる状況等を踏まえ、フロン類の排出抑制を推進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、第一種特定製品に充填されているフロン類を回収せずに当該第一種特定製品の廃棄等を行った者に係る直接罰の規定を設ける。
- 二、建築物又は工作物の解体工事に際して特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の有無の確

認及び書面での説明について、その書面の保存を義務付ける。

三、第一種特定製品の廃棄等に際して、フロン類の回収を証明する書面を第一種特定製品引取等実施者へ交付することを義務付けるとともに、当該書面が交付されない第一種特定製品の引取り等を禁止する。

四、都道府県知事による立入検査の対象に特定解体工事元請業者の事務所等を追加するなど、都道府県の監督権限を拡充する。

五、都道府県は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を推進するために必要な措置について協議するための協議会を組織できるものとする。

六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.5.28環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、業務用冷凍空調機器のフロン類の廃棄時回収率が長期にわたって低迷してきたことを深刻に受け止め、回収率を早急に向上させるため、フロン類の排出抑制の関係者による相互の連携強化を図るとともに、現場で指導監督を担う都道府県への支援に万全を期すること。

二、フロン類の大気中への排出を可能な限り抑制し、できうる限り早くフロン類を廃絶するとの目標の達成を確実にするため、指定製品の対象範囲の拡大や、指定製品の製造事業者等の判断の基準において長期的な削減目標の設定を率先して行い、フロン類の中長期的な廃絶に向けた具体的なロードマップを作成すること。

三、建築物の解体工事の際の事前確認制度に係る書面保存の義務付けや、廃棄機器の引取り時におけるフロン類回収済みを示す書面交付の義務付け等の規制強化については、そもそも廃棄等の際におけるフロン類の回収が実施されていなかった事例が多数あったことを踏まえての措置であることに鑑み、その遵守状況を的確に把握すること。

四、フロン類の排出抑制のためには、前回法改正により措置された使用時の漏えい対策も引き続き重要であり、施行状況を点検した上で、関連施策を強化するなど、追加的な措置の必要性について検討すること。

五、フロン類から代替物質へ転換を進めるに当たっては、環境に対する負荷がより少ない冷媒への転換を行うことを政策的に位置付け、その加速度的な導入を進めること。

六、フロン類の生産及び排出のさらなる抑制に向け、改正法の施行状況も踏まえつつ、我が国における経済的手法の在り方について、その導入による回収率向上等の効果、行政コスト及び負担の公平性等を総合的に勘案しつつ検討を進め、5年を目途に結論を得ること。

七、フロン類の回収における技術的課題等を早期に究明し、その結果に応じて、フロン類の回収が容易な機器等の開発の促進並びにフロン類の回収機の性能及び回収技術の向上のため、機器メーカー等に対する支援等、所要の措置を講ずること。

八、脱フロン化・低炭素化を推進するためには、環境に対する負荷がより少ない冷媒への転換を加速度的に進めていくことが必要とされることから、代替技術の確立していない分野の技術開発の促進、初期導入コストが割高なため普及が進まない機器の導入のための支援を充実・強化すること。

九、フロン類の使用量が増加している開発途上国において、フロン類の回収・破壊・再生処理等に関する取組、代替物質及び代替技術の普及等、フロン類のライフサイクル全体で排出量を低減するためのシステムの構築を支援し、世界の脱フロン化に向けて、我が国の経験・知見を活かした積極的な国際協力を行うこと。

右決議する。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第57号)
(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）等の特例措置の追加、先端的区域データ活用事業活動の実施に活用するために必要なデータの提供の求め及び先端的区域データ活用事業活動の実施又はその促進に必要な新たな規制の特例措置の求めに関する規定の整備等の措置を講ずるとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、清酒の製造を体験するための製造場の製造免許に係る酒税法（昭和28年法律第6号）の特例措置の追加等の措置を講じようとするものである。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第196回国会閣法第56号)

(衆議院 元.5.21修正議決 参議院 6.3内閣委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、成年被後見人又は被保佐人を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の規定を整備する。
- 二、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- 三、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。
- 四、政府は、会社法及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後1年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、建築基準法の改正規定の一部及び建築士法の改正規定の一部の施行期日を平成30年12月1日から令和元年12月1日に改めること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(元.6.6内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの整備等、同制度の利用者や親族後見人等を支援する体制を構築することにより、利用者の意思決定支援・権利擁護及び不正の発生未然防止を図るとともに、制度の運用上の課題の把握・開示、関係機関における情報共有など、制度の透明性を高めるよう努めること。
- 二 成年後見制度を、同制度の利用者がメリットを実感できるものとするため、高齢者及び障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方などを始めとした制度全般の運用等に係る検討において、高齢者及び障害者の意見が反映されるようにすること。
- 三 成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。
- 四 市区町村が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画の策定や、地域連携ネットワークの構築に資する中核機関の整備などの取組に対し、適切な支援を講ずること。
- 五 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう、現状の問題点の把握を行い、それに基づき、必要な社会環境の整備等を図ること。
- 六 障害者の権利に関する条約第39条による障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的な

性格を有する勧告が行われたときには、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、関連法制度の見直しを始めとする必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度利用促進専門家会議等を始めとして、障害者の権利に関する条約の実施及びその監視に当たっては、同条約第4条第3項及び第33条第3項の趣旨に鑑み、障害者を代表する団体の参画を一層推進していくこと。

八 障害者を代表する団体からの聴き取り等を通じて成年被後見人、被保佐人及び被補助人の制度利用に関する実態把握を行い、保佐及び補助の制度の利用を促進するため、必要な措置を講ずること。

九 本法による改正後の諸法において各資格等の欠格事由を省令で定めることとされている場合には、障害者の権利に関する条約や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に抵触することのないようにするとともに、その制定に当たっては、障害者の意見が反映されるようにすること。

十 障害者の社会参加におけるあらゆる社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供について今後も検討を行うこと。

十一 本法成立後も「心身の故障」により資格取得等を認めないことがあることを規定している法律等について、当該規定の施行状況を勘案し今後も調査を行い、必要に応じて、当該規定の廃止等を含め検討を行うこと。

右決議する。

本院議員提出法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 31.4.19議院運営委員会付託 元.5.28撤回)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成31年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が開始する日から平成28年に行われた通常選挙により選出された参議院議員の任期満限の日までの間(以下「特例期間」という。)においては、参議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費の月額については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(以下「歳費法」という。)第1条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、議長にあっては12万9,000円を、副議長にあっては9万4,000円を、議員にあっては7万7,000円を、それぞれ減じて得た額とすること。
- 二、平成28年に行われた通常選挙により選出された参議院議員で特例期間の開始の日引き続き在職するものの当該月の歳費及び平成31年に行われる通常選挙により選出される参議院議員で特例期間の終了の日の翌日に引き続き在職するものの平成34年7月分の歳費の額については、それぞれ、その月のうち、特例期間に該当する期間について一により算定された額を基準としその月の現日数を基礎として日割りによって計算した額と、特例期間以外の期間について歳費法第1条に規定する額を基準としその月の現日数を基礎として日割りによって計算した額との合計額とすること。
- 三、この法律は、平成31年7月1日から施行すること。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 31.4.19政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、参議院比例代表選出議員の選挙について、その定数を減少させるとともに、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにする制度を廃止しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 31.4.19議院運営委員会付託 元.6.5本会議否決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける歳費については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(以下「歳費法」という。)第1条及び国会法第35条の規定にかかわらず、当分の間、歳費月額から、歳費月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 二、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、歳費法第11条の2第2項及び第11条の4の規定にかかわらず、一の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 三、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第5号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満了、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第6号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第8号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第9号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案(参第10号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処するためには一層の歳出の削減が不可欠であること等に鑑み、国家公務員の人件費の総額の削減を図るための施策を総合的に推進するため、当該施策について、国の責務を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人件費削減推進本部を設置しようとするものである。

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合には、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人件費の削減及びこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとするについて定めようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととすること等を内容とするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止しようとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 31.4.19政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、参議院議員の選挙について、その期日を少なくとも14日前に公示し、又は告示しなければならないこととするものである。

自衛隊法等の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、自衛隊法等について、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律による改正前の状態に戻すため、存立危機事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置に係る規定を削る等について定めるものである。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止しようとするものである。

領域等の警備に関する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域における自衛隊の行動及び権限その他の必要な事項について定めることにより、警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするものである。

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、周辺事態における後方地域支援の範囲を拡充し、対応措置に退避邦人等支援活動を追加するとともに、後方地域支援等に関し、国会の承認の対象を見直し、安全の確保等の規定を追加する等について定めるものである。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際的な行政機関等支援活動に対し我が国として協力することとするほか、国際平和協力業務に新たな業務を加え、その一部に関し自衛官の武器使用の権限を定めるとともに、国際平和協力隊の隊員の安全の確保に関し必要な規定を整備する等について定めるものである。

消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、消費者が苦情の申出等を行う機会を十分に確保すること等その利益を擁護することが重要である一方で、消費者対応業務関連特定行為が従業者等の業務の遂行に支障を生じさせ、及び従業者等の心身に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであること等に鑑み、消費者対応業務関

連特定行為対策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針の策定について定めるとともに、消費者対応業務関連特定行為対策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益が擁護されるよう配慮しつつ消費者対応業務関連特定行為対策を総合的に推進して、従業者等がその有する能力を有効に発揮するとともに健康で充実した生活を営むことができるようにしようとするものである。

航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(参第24号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年におけるテロリズムの発生の状況、我が国における航空機の利用者数の増加の傾向等を踏まえ航空機強取等防止措置の重要性が一層増大していることに鑑み、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を集中的に推進するため、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の基本となる事項を定めようとするものである。

日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案(参第25号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政府が日本たばこ産業株式会社とその株主としての利害関係を有しており、政府において、国民の健康の保持の観点からの製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の更なる引上げに関し検討が十分に進んでいるとはいえない状況にあるとともに、我が国のたばこ関連事業の現状に照らし政府が同社の株式を保有する必要性及び同社を特殊法人として存続させる必要性が低下していることに鑑み、同社の完全民営化に関し講ずべき措置について定め、あわせて、同社の完全民営化を契機とした製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の引上げに関する政府における検討等について定めるものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第26号)
(参議院 元.5.29議院運営委員会付託 6.5本会議可決 衆議院 6.18可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、参議院議員の歳費の国庫への返納

- 1 参議院議員が、令和4年7月31日までの間において、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2(公職の候補者等の寄附の禁止)の規定は、適用しないこと。
- 2 1により歳費の一部に相当する額を国庫に返納するに当たっては、1の措置が参議院に係る経費の節減に資するためのものであることに留意し、月額7万7,000円を目安とするものとする。

二、施行期日等

- 1 この法律は、令和元年8月1日から施行すること。
- 2 一の1は、この法律の施行の日以後に支給を受ける歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合について適用すること。
- 3 一の1による参議院議員の歳費の一部に相当する額の国庫への返納が参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ認められるものであることに鑑み、参議院全体としてこれに取り組むよう努めるとともに、参議院に係る経費の節減については、更に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案(参第27号)

(参議院 元.5.30厚生労働委員長提出 5.31本会議可決 衆議院 6.6可決)

【要旨】

本法律案は、自殺対策の一層の充実を図るため、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を定めるとともに、当該調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するために自殺対策基本法第15条第1項の規定により行われる調査研究及びその成果の活用等(以下「調査研究・成果の活用等」という。)は、生きることの包括的な支援を必要とする者が居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けることができるようになることを目指し、総合的かつ確実に推進されること、地域の実情を反映した実践的かつ効果的な自殺対策につながるものとなるようにすること、自殺対策と保健、医療、福祉、教育、労働等の関連施策との有機的な連携について十分な配慮がなされたものとなること等の基本方針に基づき、行われるものとする。
- 二 国は、一の基本方針に基づき調査研究・成果の活用等を行うため、その体制の整備に関し、三の指定調査研究等法人の業務が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備、関係者との連携協力体制の整備等の必要な措置を講ずるものとする。また、地方公共団体は、その体制の整備に関し、その地域の実情に応じ、地域における調査研究・成果の活用等を行うための拠点の整備等の必要な措置を講ずるものとする。
- 三 厚生労働大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、四の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、全国を通じて一個に限り、指定調査研究等法人として指定することができる。
- 四 指定調査研究等法人は、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証を行い、並びにその成果を提供し、及びその成果の活用を促進すること、自殺対策の策定及び実施について、地方公共団体に対し、援助を行うこと、関係者に対する研修を行うこと等の業務を行うものとする。
- 五 国は、予算の範囲内において、指定調査研究等法人に対し、四の業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。
- 六 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

死因究明等推進基本法案(参第28号)

(参議院 元.5.30厚生労働委員長提出 5.31本会議可決 衆議院 6.6可決)

【要旨】

本法律案は、死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定め、並びに死因究明等に関する施策に関する推進計画の策定について定めるとともに、死因究明等推進本部を設置すること等により、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 死因究明等の推進は、死因究明が生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること等の基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする等の基本理念を定める。
- 二 一の基本理念にのっとり、国は、死因究明等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を、地方公共団体は、死因究明等に関する施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、そ

の地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務をそれぞれ有する。

- 三 国及び地方公共団体は、死因究明等に係る人材の育成等、死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備、死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備、警察等における死因究明等の実施体制の充実、死体の検案及び解剖等の実施体制の充実、死因究明のための死体の科学調査の活用、身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備、死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進並びに情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。
- 四 政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項等を定めた死因究明等推進計画を定めなければならない。厚生労働大臣は、死因究明等推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 五 厚生労働省に、死因究明等推進計画の案の作成等の事務をつかさどる死因究明等推進本部を置く。
- 六 地方公共団体は、死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。
- 七 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。
- 八 この法律は、令和2年4月1日から施行する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(参第29号)
(参議院 元.5.31議院運営委員会付託 6.5本会議否決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正
各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を、議長にあつては12万9,000円引き下げて204万1,000円と、副議長にあつては9万4,000円引き下げて149万円と、議員にあつては7万7,000円引き下げて121万7,000円とすること。
- 二、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正
内閣総理大臣の俸給月額を12万円引き下げて189万円とすること。
- 三、裁判官の報酬等に関する法律の一部改正
最高裁判所長官の報酬月額を12万円引き下げて189万円とすること。
- 四、施行期日
この法律は、令和元年8月1日から施行すること。

我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案(参第30号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するため、国会に経済財政等将来推計委員会を置こうとするものである。

国会法の一部を改正する法律案(参第31号)
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、経済財政等将来推計委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行うこと等のため、国会に、経済及び財政等に関する将来の推計に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置こうとするものである。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案(参第32号)

(参議院 元.6.18文教科学委員長提出 6.19本会議可決 衆議院 6.21可決)

【要旨】

本法律案は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(録音図書・音声読上げ対応の電子書籍等)の普及が図られるとともに、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍(点字図書・拡大図書等)が提供されること、これらの書籍及び電子書籍等の量的拡充及び質の向上が図られること、視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされることを旨として行われなければならない。

二、国及び地方公共団体の責務等

国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。地方公共団体は、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、施策を策定し、実施する責務を有する。政府は、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

三、基本計画

文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならない。地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における計画を定めるよう努めなければならない。

四、基本的施策

国及び地方公共団体は、視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等、インターネットを利用したサービスの提供体制の強化、著作権法第37条の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍及び電子書籍等の製作の支援、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等の必要な施策を講ずるものとする。

五、協議の場

国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、当事者である視覚障害者等も含めた関係者による協議の場を設ける。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

国家戦略特別区域法の適用の停止等に関する法律案(参第33号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家戦略特別区域法の適用を停止するとともに、国家戦略特別区域に関する制度の見直しについて定めようとするものである。

国家戦略特別区域等に関する制度の運用における公正性及び透明性の確保を図るための国家戦略特別区域法等の一部を改正する法律案(参第34号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家戦略特別区域等に関する制度の運用における公正性及び透明性の確保を図るこ

とが喫緊の課題となっていることに鑑み、その運用に当たっての公正性及び透明性の確保、国家戦略特別区域諮問会議の有識者議員の議事参与の制限並びに学識経験者等の意見を聴く場合における公正性の確保のための体制の整備等について定めようとするものである。

衆議院議員提出法律案

衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案(衆第1号)

(衆議院 31.4.11可決 参議院 4.22厚生労働委員会付託 4.24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに鑑み、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者」とは、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法第3条第1項、第10条若しくは第13条第2項の規定により行われた優生手術を受けた者(母体の保護のみを理由として行われた優生手術を受けた者を除く。)又は当該間に日本国内において行われた生殖を不能にする手術等を受けた者(母体の保護等の事由のみを理由として行われた生殖を不能にする手術等を受けた者であることが明らかである者を除く。)であって、この法律の施行の日において生存しているものをいう。
- 二 国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金320万円を支給する。
- 三 厚生労働大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求を受けたときは、請求者が一の優生手術を受けた者に該当する者であることを確認できる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法一時金認定審査会(以下「審査会」という。)に通知し、その審査を求めなければならない。
- 四 厚生労働大臣は、三の審査を求めるときは、審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。
- 五 国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。
- 六 国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術等を強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔たられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとする。
- 七 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

食品ロスの削減の推進に関する法律案(衆第8号)

(衆議院 元.5.16可決 参議院 5.21消費者問題に関する特別委員会付託 5.24本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、総則

- 1 この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。この法律において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。
- 2 国は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食

品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律その他の関係法律に基づく食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進しなければならない。

4 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける。食品ロス削減月間は、10月とし、特に同月30日を食品ロス削減の日とする。

二、基本方針等

政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（以下「都道府県食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。市町村は、基本方針（都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

三、基本的施策

1 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者（食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。）及び農林漁業者等の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進するものとするとともに、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

5 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。国は、当該活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

四、内閣府に、特別の機関として、基本方針の案の作成等の事務をつかさどる食品ロス削減推進会議（以下「会議」という。）を置く。会議の会長は、内閣府設置法第11条の2の特命担当大臣（消費者及び食品安全）をもって充て、委員は、農林水産大臣等の関係大臣及び有識者をもって充てる。

五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

日本語教育の推進に関する法律案(衆第10号)

(衆議院 元.5.28可決 参議院 6.19文教科学委員会付託 6.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与するため、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されること、日本語教育の水準の維持向上が図られること等を基本理念として行われなければならない。
- 二、国は、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。地方公共団体は、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。外国人等を雇用する事業主は、国又は地方公共団体が実施する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努める。
- 三、政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならない。
- 四、政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めなければならない。地方公共団体は、基本方針を参酌し、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。
- 五、国は、国内外における日本語教育の機会の拡充、日本語教育の水準の維持向上、日本語教育に関する調査研究等について、必要な施策を講ずる。地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努める。
- 六、政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設ける。
- 七、この法律は、公布の日から施行する。
- 八、国は、日本語教育機関の類型及びその範囲、外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方等、日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第11号)

(衆議院 元.5.28可決 参議院 6.5国土交通委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備、適正な工期等による請負契約の締結、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上等について定めるとともに、公共工事に関する調査等の位置付けを改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公共工事に関し、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計(以下「調査等」という。)を、「公共工事に関する調査等」として定義に追加し、この法律の対象として位置付けることとする。
- 二 基本理念として、公共工事の品質の確保のため、地盤の状況に関する情報その他の工事及び調査等に必要の情報的確な把握等、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の迅速かつ円滑な実施体制の整備、社会保険料等を的確に反映した適正な請負代金及び適正な工期等による請負契約の締結並びにその請負代金の速やかな支払、公共工事等従事者の労働条件、安全衛生その他の労働環境の整備についての配慮、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上についての配慮等を定めることとする。

- 三 公共工事等の発注者等の責務として、社会保険料・工期等を的確に反映した予定価格の設定、災害時における速やかな契約締結及び緊急性に応じた適切な入札契約方法の選択、施工時期の平準化のための翌年度にわたる工期等の設定及び中長期的な公共工事等の発注の見通しの公表等、公共工事等従事者の休日及び工事の準備期間等を考慮した適正な工期等の設定、工期等が翌年度にわたることとなった場合の繰越明許費の活用等、公共工事等の監督及び検査等における情報通信技術の活用、発注関係事務職員の育成及び確保、建設業者団体等との災害協定の締結、公共工事の目的物の維持管理に係る担い手の中長期的な育成・確保に配慮した点検・修繕等の実施について定めることとする。
- 四 公共工事等の受注者等の責務として、下請負人に使用される技能労働者等の労働条件、安全衛生その他の労働環境の整備のための適正な請負代金及び適正な工期等による下請契約の締結、情報通信技術を活用した公共工事等の生産性の向上並びに技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善について定めることとする。
- 五 国及び都道府県は、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進等に努めなければならないこととする。
- 六 この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】(元.6.6国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 災害時における復旧工事等において、緊急性に依りて随意契約等の入札契約方法を選択する場合には、入札契約における手続の透明性及び公正性が確保されるよう、国は、運用に関するガイドラインを周知するなど必要な措置を講ずること。また、国及び地方公共団体等は、災害対応に従事する地域の建設業者が将来にわたり活躍できるよう、平常時から発注者の予定価格の設定に当たっては、可能な限り最新の単価設定や見積りを活用するとともに、災害時には、見積りを積極的に活用し、その災害対応等に必要な費用を反映した適正な価格となるよう努め、地域における発注関係事務が円滑に推進されるよう発注者間の連携を強化すること。
- 二 国及び地方公共団体等は、建設現場で働く技術者・技能者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、週休2日の確保等を含む適正な工期設定を推進するとともに、国は、労務費、法定福利費等が適切に支払われるよう、その実態把握等に努め、必要な措置を講ずること。
- 三 国は、地域における公共工事の施工時期の平準化に当たっては、繰越明許費や債務負担行為等の活用による翌年度にわたる工期の設定等の取組について地域の実情等に応じた支援を行うとともに、好事例の収集・周知、発注者ごとの平準化の進捗状況を把握し公表するなど、その取組を強力に支援すること。また、国及び地方公共団体等は、受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、各発注者が連携し、発注見通しを統合して公表する取組の更なる拡大を図るなど必要な措置を講ずること。
- 四 国及び地方公共団体等は、建設現場における生産性向上を図るため、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術や三次元データの活用、新技術、新材料又は新工法の導入等を推進するとともに、国は、地方公共団体や中小企業・小規模事業者を始めとした多くの企業等においても普及・活用されるよう支援すること。
- 五 国及び地方公共団体等は、公共工事の品質確保を図る上で、公共工事に関する調査等の品質が重要な役割を果たすことを踏まえ、公共工事に関する調査等においても、適正な予定価格の設定、ダンピング受注の防止、適正な履行期間の設定、履行期限の平準化、災害時の緊急対応の推進等に留意した発注がなされるよう必要な措置を講ずること。
- 六 社会インフラの整備及び維持管理の実施や災害の頻発に的確に対応するとともに、公共工事の品質確保に係る取組を推進するため、国及び地方公共団体等は、技術者の確保、育成を含む体制の強化を図ること。また、地方公共団体において財源や人材に不足が生じないよう、必要な支援を行うこと。

右決議する。

災害甲慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第12号)

(衆議院 元.5.28可決 参議院 5.28災害対策特別委員会付託 5.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置、制度の周知徹底等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができることとする。
- 二 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとする。
- 三 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができることとする。
- 四 市町村は、災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 五 国は、災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。
- 六 市町村は、被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとし、免除した場合には、都道府県は、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとするとともに、国は、当該都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- 七 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であって内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとするとともに、国は、当該都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- 八 この法律は、令和元年8月1日から施行することとする。
- 九 その他所要の規定の整備を行うこととする。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第13号)

(衆議院 元.6.6可決 参議院 6.10内閣委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、目的規定の改正

目的に、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」推進すること等を追加する。

二、基本理念の見直し

1 基本理念として、次の事項を新設する。

(一) 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならないこと。

(二) 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならないこと。

2 基本理念に、各施策を「子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に」講ずることを追加する。

三、子どもの貧困対策に関する大綱に関する規定の改正

1 子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）に定める子どもの貧困に関する指標の例示として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」を追加する。

2 大綱に定める事項として、子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項を追加する。

3 子どもの貧困対策会議は、大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

四、市町村における子どもの貧困対策についての計画

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

五、個別施策に関する規定の改正

1 教育の支援について、「教育の機会均等が図られるよう」、必要な施策を講ずることを明記する。

2 生活の支援について、「貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するため」に行われる旨を明記する。

3 保護者に対する就労の支援について、「保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するため」に行われる旨を明記する。

4 調査研究の例示として、「子どもの貧困に関する指標に関する研究」を追加する。

六、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（元.6.11内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 本法が、子どもの「将来」のみならず「現在」の貧困状態の改善を目的に加え、生活の支援については子どもへの直接的な支援以外の支援も含むことを強調したこと、保護者への就労支援は就労後の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための支援を含むことを明確にしたことを十分に踏まえ、大綱の変更等を適切に行うこと。

二 大綱案の作成及び変更の際には、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされた趣旨を踏まえ、都道府県計画、市町村計画の策定に当たってもこれらの者

の意見ができるだけ反映されるよう努めること。

- 三 貧困状態にある子どもがどこの地域に住んでいようと適切な取組の下での支援を受けられるよう、市町村計画が定められているか否かにかかわらず各市町村と十分な連携を行い、子どもの貧困対策に関する施策の充実を図ること。
- 四 本法による市町村計画の策定に係る規定は、市町村の個別の状況が十分勘案されるものであり、市町村計画の策定に関しては、市町村の意思が十分に尊重されなければならないこと。
- 五 市町村計画を策定する市町村に過重な負担が生じることのないよう、当該市町村に対し、必要な学術的又は財政的支援その他の援助を行うよう努めること。
- 六 子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること。
右決議する。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第14号)

(衆議院 元.6.6可決 参議院 6.10環境委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の動物の愛護及び管理に関する状況に鑑み、動物取扱業の更なる適正化や、動物の不適切な取扱いへの対応の強化を図るため必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、動物の所有者又は占有者は、環境大臣が飼養及び保管に関しよるべき基準を定めているときは、当該基準を遵守しなければならないことを明確化するものとする。
- 二、都道府県知事が第一種動物取扱業の登録を拒否しなければならない事由を追加するものとする。
- 三、第一種動物取扱業者が遵守しなければならない基準を明確化するものとする。
- 四、第一種動物取扱業者のうち犬、猫等の動物の販売を業として営む者が動物を販売する場合において動物の状態を直接見せ、対面による情報提供を行う義務について、その行為を行う場所をその事業所に限定するものとする。
- 五、出生後56日を経過しない犬又は猫の販売等の制限について、激変緩和措置に係る規定を削除するとともに、天然記念物として指定された犬の繁殖を行う犬猫等販売業者が、犬猫等販売業者以外の者にその犬を販売する場合について、出生後56日を経過しない犬の販売等の制限の特例を設けるものとする。
- 六、都道府県知事は、不適正飼養に係る指導、助言、報告徴収及び立入検査等を行うことができるものとする。
- 七、特定動物の愛玩目的での飼養又は保管を禁止するものとする。
- 八、犬又は猫の所有者は、適正飼養が困難となるようなおそれがあると認める場合には、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならないものとする。
- 九、動物殺傷罪の法定刑を5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に、動物虐待罪及び動物遺棄罪の法定刑を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、それぞれ引き上げるものとする。
- 十、都道府県等は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者等から求められたときは、周辺の生活環境が損なわれている事態が生ずるおそれがないと認められる場合等には、その引取りを拒否することができるものとする。
- 十一、動物愛護管理センターが行う業務を規定するものとする。
- 十二、動物愛護担当職員の名称を動物愛護管理担当職員に改め、都道府県等は当該職員について、必置とするものとする。
- 十三、マイクロチップについて、犬猫等販売業者は、取得した犬又は猫に装着しなければならないものとし、犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、装着するよう努めるものとする。
- 十四、所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者等は、環境大臣の登録を受けなければならないものとする。
- 十五、獣医師は、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待

を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならないものとする。

十六、この法律は、マイクロチップの装着義務化など一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.6.11環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、動物取扱業者による不適正な飼養・保管が後を絶たない現状に鑑み、地方自治体が、動物取扱業者に対する立入検査を積極的に行い、必要に応じ勧告、命令及び登録取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、規制の実効性を担保するための必要な措置を講ずること。
- 二、動物取扱業者が遵守すべき具体的な基準の策定に当たっては、地方自治体の改善指導の根拠として実効性のある客観的な指標となるよう、十分な検討を経て、できる限り具体的な基準を設定すること。また、基準の遵守を徹底するため、動物取扱業者への周知や地方自治体職員に対する研修の実施等、施行に向けた体制整備の強化を図ること。なお、第一種動物取扱業の登録又は更新について、立入検査をもって基準の遵守状況の確認を行うことを検討すること。
- 三、第一種動物取扱業については、様々な業種について登録制の規制が適用されていることに鑑み、業種や事業規模に応じた規制の細分化について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 四、家畜化されていない野生由来動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が一般的に困難なことから、限定的であるべき旨について周知徹底を図るとともに、人獣共通感染症防止や動物の健康や安全の保持等の観点から、触れ合いを含む動物展示施設等の動物に係る飼養管理基準の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 五、第二種動物取扱業者について、地方自治体の譲渡先として譲渡に関わる団体が動物を受け入れて不適正な飼養管理の状態となる事例も生じていることに鑑み、動物の譲渡に当たって譲渡先団体が受入れ可能か確認するなどの適切な指導が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 六、動物虐待等への対応に当たっては、動物虐待等の該当性の客観的な判断に資するよう、事例の集積及びそれらの分析・評価を進め、それによって得られた知見を活用した地方自治体職員等の人材育成を支援するとともに、関係機関及び民間の団体等との一層の連携強化を図ることを通じて、その対応を強化すること。また、動物の遺棄・虐待防止のために、動物虐待等の該当性などについて、普及啓発に努めること。
- 七、特定動物の飼養・保管の許可については、人体への危害の防止、住民不安の解消、災害時の対策等の観点から、娯楽、触れ合い等を目的とした飼養・保管を規制する措置も含めた規制の在り方を検討すること。また、飼養施設の強度を担保し逸走防止策を図るだけでなく、移動檻での常時飼育などの不適切な扱いを防止し、特定動物のアニマルウェルフェアについても指導、監視できるよう検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 八、本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。
- 九、所有者不明の犬猫の引取り拒否の要件の設定に当たっては、狂犬病予防法との整合性、当該犬猫に飼い主がいる可能性及び地域猫活動等も考慮し、地域の実情に配慮した要件を設定すること。
- 十、地方自治体における動物収容施設については、収容動物に対する適切な飼養管理を図る観点から、その実態把握を踏まえ、適正な施設や管理の水準等に係る指針の策定を、第一種動物取扱業の基準に準じる形で検討すること。
- 十一、犬猫へのマイクロチップ装着の義務付けに当たっては、制度の実効性確保の観点から、犬猫の種類によって扱いに差異を設けることなく、一般飼養者等へのマイクロチップの装着や情報登録等の重要性等についての普及啓発を推進するとともに、各地方自治体や関係機関におけるマイクロチップリーダー等の配備を促進すること。また、マイクロチップ登録情報の一元管理化及び

同情報の情報管理の徹底等について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

十二、畜産農業に係る動物に関して、本法及び本法の規定により定められた産業動物の飼養及び保管に関する基準を周知し、遵守を徹底するよう必要な措置を講ずること。

十三、諸外国等におけるアニマルウェルフェア及び脊椎動物の心身の苦痛の感受性に関する調査研究並びに動物の取扱いに係る制度・運用の事例等について、我が国の動物の取扱いに係る制度の在り方の検討に資するよう、情報の収集・整理を精力的に進めること。また、国際的なアニマルウェルフェアの基本原則である5つの自由について十分に配慮して、動物愛護管理に係る諸施策を執り行うよう、飼養保管基準の遵守義務をはじめとした法制度の理解の浸透・周知徹底を図ること。

右決議する。

浄化槽法の一部を改正する法律案(衆第16号)

(衆議院 元.6.6可決 参議院 6.10環境委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る観点から、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の管理を強化するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除する。

二、環境大臣は、都道府県知事に対して、水質に関する検査に関する事務その他浄化槽の管理に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならない。

三、市町村は、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、都道府県知事と協議の上、浄化槽処理促進区域として指定することができる。

四、市町村は、浄化槽処理促進区域内に市町村が管理する公共浄化槽を設置しようとするときは、あらかじめ、建築物の所有者等の同意を得て、設置計画を作成するものとする。

五、公共浄化槽の設置が完了したときは、四の同意をした建築物の所有者等は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。また、市町村は、排水設備を設置しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めるものとする。

六、保守点検を業とする者の登録に関し、条例で定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加する。

七、都道府県知事等は、その区域に存する浄化槽ごとに、浄化槽台帳を作成するものとする。

八、都道府県及び市町村は、浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

九、都道府県知事は、既存の単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの(以下「特定既存単独処理浄化槽」という。)に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却等必要な措置をとるよう助言、指導等を行うことができる。

十、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

棚田地域振興法案(衆第17号)

(衆議院 元.6.6可決 参議院 6.10農林水産委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、棚田地域における人口の減少、高齢化の進展等により棚田が荒廃の危機に直面していることに鑑み、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の維持増進

を図るため、棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し、必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「棚田」とは、傾斜地に階段状に設けられた田、「棚田地域」とは、自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で政令で定める要件に該当するものをいうこととする。

二、基本理念

- 1 棚田地域の振興は、棚田地域の有する農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能が維持され、国民が将来にわたってその恵沢を享受することができるよう、棚田等の保全を図り、棚田地域における定住等並びに国内及び国外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならないこととする。
- 2 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、農業者の組織する団体、地域住民その他の者が地域の特性に即した棚田地域の振興を図るためにする自主的な努力を助長すること並びに多様な主体の連携及び協力を促進することを旨として、講ぜられなければならないこととする。

三、国等の責務

国は、二の基本理念にのっとり、棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとし、地方公共団体は、二の基本理念にのっとり、棚田地域の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないこととする。

四、基本方針

- 1 政府は、棚田地域の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととする。
- 2 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととする。

五、都道府県棚田地域振興計画

都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県における棚田地域の振興に関する基本的な計画を定めることができることとする。

六、指定棚田地域の指定

主務大臣は、都道府県の申請に基づき、棚田地域であって、棚田等の保全を図るため当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められ、当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものを指定棚田地域として指定することとする。

七、指定棚田地域振興協議会

- 1 六の指定があったときは、当該指定に係る指定棚田地域を管轄する市町村は、二の事務を行うため、当該市町村のほか、農業者、農業者の組織する団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動（以下「指定棚田地域振興活動」という。）に参加する者からなる指定棚田地域振興協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとする。
- 2 協議会は、指定棚田地域振興活動に関する計画（以下「指定棚田地域振興活動計画」という。）の作成及び指定棚田地域振興活動の実施に係る連絡調整を行うものとする。

八、指定棚田地域振興活動計画の認定

市町村が、その組織した協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、認定を申請したときは、主務大臣は、指定棚田地域振興活動計画が、基本方針に適合するものであり、その実施が指定棚田地域の振興又は指定棚田地域内の棚田等の保全に相当程度寄与するものであると認められ、円滑かつ確実に実施されると認められるものであると認めるときは、その認定をするものとする。

九、支援等の措置

国は、八の認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づく指定棚田地域振興活動を支援するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

十、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、令和7年3月31日限り、その効力を失うこととする。

愛玩動物看護師法案(衆第18号)

(衆議院 元.6.13可決 参議院 6.19環境委員会付託 6.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近時の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、愛玩動物看護師の資格を創設するとともに、その業務が適正に運用されるように規律を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるよう規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とする。
- 二、この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいい、「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。
- 三、愛玩動物看護師になろうとする者は、愛玩動物看護師国家試験(以下「試験」という。)に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けなければならない。
- 四、農林水産省及び環境省にそれぞれ愛玩動物看護師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。
- 五、試験は、愛玩動物看護師として必要な知識及び技能について、毎年1回以上行うものとし、大学において指定の科目を修めて卒業した者、都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において3年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者等でなければ、受けることができない。
- 六、農林水産大臣及び環境大臣は、愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務を行う登録機関及び試験の実施に関する事務を行う試験機関を指定することができる。
- 七、愛玩動物看護師は、獣医師法第17条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができ、その業務を行うに当たっては、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない。
- 八、愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。
- 九、受験資格について、施行日から5年間の特例措置を設ける。
- 十、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(元.6.20環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助等に必要な専門的知識・技能を十分に有した資格となるよう、その資質の向上の観点から、受験資格を得るために必要な教育養成機関における養成課程及び国家試験の内容の充実に努めること。また、愛玩動物看護師資格取得後についても、現場での指導及び人材育成の充実に努めること。
- 二、国家試験の詳細及び実施までのスケジュールを広く国民に周知し、円滑な国家資格化への移行に努めること。また、現行の動物看護師等が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること。
- 三、愛玩動物看護師の制度化による業務独占及び名称独占が、現行の動物看護師の業務遂行に支障

をきたさないよう十分配慮すること。

四、愛玩動物看護師の業務のうち、獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助に関する業務は、獣医療関係者、動物愛護団体、消費者団体等、幅広く国民の理解を得られるよう慎重に検討すること。

五、動物看護師の業務は動物診療施設のみならず動物関連施設、企業及び教育機関など活動の場が多岐にわたっていることから、関係省庁間及び関連団体との連携に努めること。特に、所管省庁である農林水産省と環境省は、それぞれの役割を明確にしつつ、十分な連携を図ること。

六、愛玩動物看護師の資格取得のための教育養成機関等における費用負担の増加等が、動物看護師志望者を抑制することにつながらないように、動物看護師全体の処遇の向上に向けて、その社会的役割の周知や認知度の向上等、必要な環境整備に努めること。

七、動物の愛護及び管理に関する法律の実効性を確保する観点から、愛玩動物看護師が適切に役割を果たすことができるよう、同法との連携に十分配慮すること。

八、小動物分野、産業動物分野、行政分野の獣医療の現場において、獣医療を担う獣医師の偏在問題が指摘されている。偏在問題の原因を分析するとともに、産業動物分野、行政分野における獣医療人材の育成、確保に関する検討を行い、その解消を図るための必要な対策を講ずること。

九、愛玩動物看護師の制度化に伴う諸施策を着実に実施するため、必要な体制の確保に向けて、万全を期すよう努めること。

十、本法律の施行後5年を目途として、本法律の施行の状況のほか、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果について所要の措置を講ずること。

右決議する。

学校教育の情報化の推進に関する法律案(第197回国会衆第13号)

(衆議院 元.5.16可決 参議院 6.19文教科学委員会付託 6.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、学校教育の情報化の推進に当たって、基本理念として次に掲げる事項が行われなければならないこととする。

- 1 情報通信技術の特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等が教員の指導を通じて行われることにより、各教科等の指導等において、情報及び情報手段を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の体系的な育成その他の知識及び技能の習得等が効果的に図られること
- 2 デジタル教材等の情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されること
- 3 全ての児童生徒が、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られること
- 4 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られること
- 5 児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保を図ること
- 6 児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮すること

二、学校教育の情報化の推進に関し、国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を規定するとともに

に、政府は、必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないこととする。

三、文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育情報化推進計画を定めなければならない。地方公共団体は、学校教育情報化推進計画を基本として、その区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

四、国は、デジタル教材等の開発及び普及の促進、教科書に係る制度の見直し、障害のある児童生徒の教育環境の整備、相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保、学校の教職員の資質の向上、学校における情報通信技術の活用のための環境の整備、学習の継続的な支援等のための体制の整備、個人情報保護等、人材の確保等、調査研究等の推進、国民の理解と関心の増進に必要な施策を講ずる。地方公共団体は、これらの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努める。

五、政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設ける。

六、この法律は、公布の日から施行する。

予 算

平成三十年度一般会計補正予算（第2号）

平成三十年度特別会計補正予算（特第2号）

（衆議院 31.2.5可決 参議院 2.5予算委員会付託 2.7本会議可決）

【概要】

平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震など、大規模な自然災害が頻発したことを受け、政府は12月14日に新たな「国土強靱化基本計画」及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定した。緊急対策は32年度までに実施することとされ、初年度の対策として速やかに着手すべきものが、三十年度第2次補正予算に計上された。

平成三十年度第2次補正予算は、30年12月21日に閣議決定され、一般会計歳出において防災・減災、国土強靱化対策のほか、TPP協定対策等について措置を講ずるとともに、同歳入において税収の増額補正、前年度剰余金の受入及び公債金の増額等を行った。

歳出については、防災・減災、国土強靱化1兆723億円、TPP協定の早期発効に対応するための農林水産業の強化策等3,256億円、中小企業・小規模事業者に対する支援2,068億円、その他喫緊の課題への対応1兆4,304億円を追加するほか、国債整理基金特別会計へ4,547億円を繰入れ、地方交付税交付金5,108億円を追加する一方、既定経費1兆2,909億円が減額された（うち国債費の減額1兆154億円）。歳入では、4条公債1兆3,082億円、前年度剰余金受入7,131億円等が増額された一方、特例公債が3,000億円減額された。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は2兆7,097億円となり、これを加えた平成三十年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに101兆3,581億円となった。

平成三十年度第2次補正予算のフレーム(一般会計)

(単位:億円)

| 歳出の補正 | | 歳入の補正 | |
|---------------------------------|-----------|-------------|-----------|
| 1. 防災・減災、国土強靱化 | 10,723 | 1. 税収 | 8,490 |
| 2. TPP協定の早期発効に対応するための農林水産業の強化策等 | 3,256 | 2. 税外収入 | 1,393 |
| 3. 中小企業・小規模事業者に対する支援 | 2,068 | 3. 前年度剰余金受入 | 7,131 |
| 4. その他喫緊の課題への対応 | 14,304 | 4. 公債金 | 10,082 |
| 小計 | 30,351 | | |
| 5. 国債整理基金特別会計へ繰入 | 4,547 | | |
| 6. 地方交付税交付金 | 5,108 | | |
| 追加額計 | 40,006 | | |
| 7. 既定経費の減額 | ▲ 12,909 | | |
| 修正減少計 | ▲ 12,909 | | |
| 合 計 (A) | 27,097 | 合 計 | 27,097 |
| 第1次補正後予算額(B) | 986,484 | | 986,484 |
| 第2次補正後予算額(A) + (B) | 1,013,581 | | 1,013,581 |

(出所) 財務省資料

平成三十一年度一般会計予算
平成三十一年度特別会計予算
平成三十一年度政府関係機関予算

(衆議院 31.3.2可決 参議院 3.2予算委員会付託 3.27本会議可決)

【概要】

平成30年の日本経済は、有効求人倍率の上昇や完全失業率の低下など雇用環境の改善が続く一方、自然災害や世界経済の減速などにより、生産や輸出は力強さを欠く状況にある。

他方、我が国財政は、近年の税収増により基礎的財政収支の赤字幅が縮小傾向にあるものの、国・地方の長期債務残高が1,100兆円を超えるなど、依然として厳しい状況にある。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において「新経済・財政再生計画」を策定し、国・地方の基礎的財政収支黒字化時期が32年度から37年度へ延期された。また、消費税率8%から10%への引上げによる需要変動を平準化するため、31、32年度予算において「臨時・特別の措置」を講じることも明記された。

こうした状況の中、平成三十一年度予算は、幼児教育・保育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの投資、研究開発・イノベーション促進など重要政策課題について必要な予算措置を講じるとともに、財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進する等の方針の下に編成され、予算の概算が30年12月21日に閣議決定された。しかし、毎月勤労統計調査の不正調査問題を受け、雇用保険等における不足分の追加給付のため、予算の概算が31年1月18日に再度閣議決定された。

平成三十一年度一般会計予算の規模は101兆4,571億円(対前年度当初予算比3.8%増)で当初予算として初めて100兆円を超え、過去最大を更新した。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が61兆9,639億円(同5.2%増)、地方交付税交付金等が15兆9,850億円(同3.0%増)、国債費が23兆5,082億円(同0.9%増)となった。一般歳出のうち、消費税率引上げに伴う消費の反動減対策については「臨時・特別の措置」として、概算要求基準の枠組みとは別に予算編成過程において検討され、2兆280億円が計上された。具体的には、キャッシュレス手段を使ったポイント還元等による支援(2,798億円)、プレミアム付商品券事業(1,723億円)、次世代住宅ポイント制度(1,300億円)などとなっている。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は34兆593億円(同3.2%増)となった。高齢化等による増加額が概算要求時点で6,000億円と見込まれる中、薬価等のマイナス改定などにより、4,774億円程度に圧縮され、平成28年度から30年度までの期間において、1年度当たりの自然増の目安とされていた5,000億円以下に収まった。

公共事業関係費は6兆9,099億円(同15.6%増)と前年度比大幅増となった。「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、関連予算が「臨時・特別の措置」として1兆3,475億円計上された。そのほか、防災・減災・老朽化対策として、予防保全のための老朽化対策による維持修繕(5,852億円)、地方公共団体への交付金による支援から個別補助による支援への切り替え(1,500億円)などが計上された。

文教及び科学振興費は5兆6,025億円(同4.7%増)と前年度から増額となった。国立大学法人運営費交付金等は、大部分を前年同額で固定していた仕組みを変更し、評価に基づく配分枠が285億円から1,000億円に拡大された。科学技術振興費については1兆3,597億円(同3.2%増)が計上され、科学研究費助成事業2,372億円、H3ロケット開発費227億円などが計上された。

防衛関係費は5兆2,574億円(同1.3%増)となり、7年連続の増加となった。このうち、中期防対象経費は5兆70億円(同1.4%増)となり、平成30年12月18日に閣議決定された31年度以降に係る防衛大綱及び中期防を踏まえた予算となっている。新規後年度負担は、中期防で規定された新たに必要となる事業に係る契約額(物件費)の上限(17兆1,700億円程度)を踏まえ、2兆4,013億円(同13.5%増)が計上された。また、FMS(有償援助)は7,013億円計上されており、前年度予算から7割の増額となった。

地方交付税交付金等は15兆9,850億円（同3.0%増）と前年度から増額となった。また、平成31年度の地方財政は景気回復により地方税収が増加し、臨時財政対策債の発行は前年度比7,000億円減の3.3兆円となり、国と地方で折半負担している財源不足は11年ぶりに解消された。さらに、自治体が自由に使うことができる一般財源は前年度比6,000億円増の62兆7,000億円となり、過去最高を更新した。

国債費は、23兆5,082億円（同0.9%増）となり、3年ぶりの増額となったものの、利払費は、現下の低金利環境を受けて8兆8,153億円（同2.0%減）に減少した。

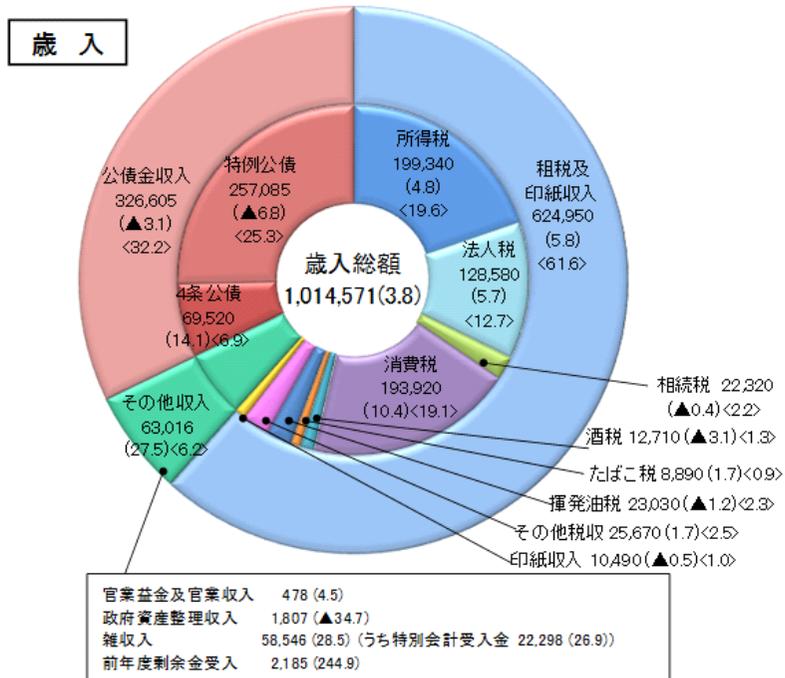
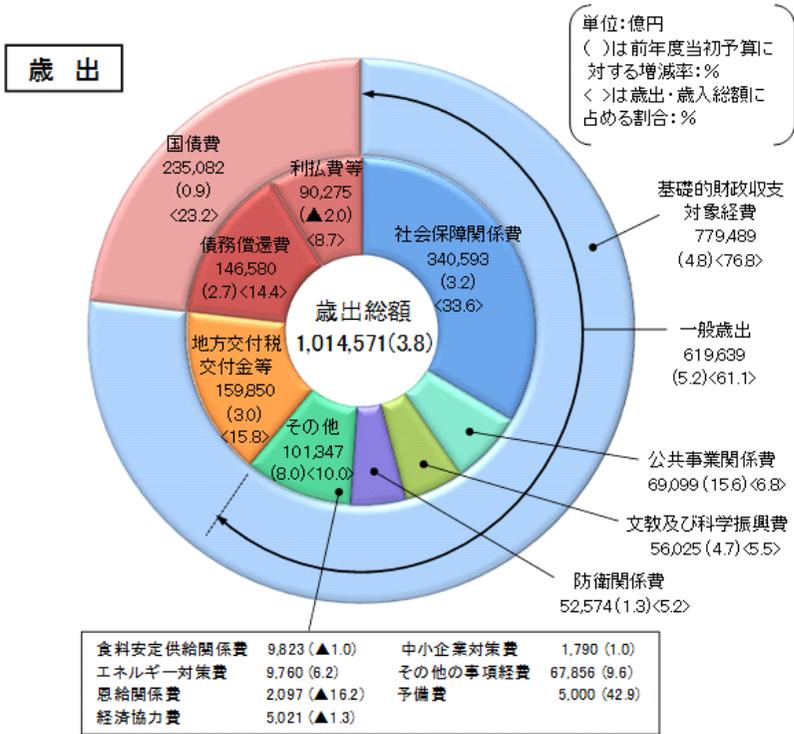
歳入予算については、租税及印紙収入は62兆4,950億円（同5.8%増）となり、当初予算の税収見積りが60兆円を超えるのは5年度以来26年ぶりとなった。

公債金は32兆6,605億円（同3.1%減）で9年連続の減額となった。内訳は、4条公債が6兆9,520億円（同14.1%増）、特例公債が25兆7,085億円（同6.8%減）である。公債依存度は32.2%となり、前年度当初予算に比べ2.3ポイント低下した。

歳出の基礎的財政収支対象経費（一般歳出と地方交付税交付金等の合計）は3兆5,381億円増加（同4.8%増）となり前年度から増加したものの、一般会計ベースの基礎的財政収支は消費税率引上げや景気回復に伴う税収の増加で1.2兆円改善し、マイナス9兆1,522億円となった。

また、SNAベースの平成31年度における国及び地方の基礎的財政収支はマイナス14.6兆円（対GDP比マイナス2.6%）、同年度末の国及び地方の長期債務残高は1,122兆円（対GDP比198%）と見込まれている。

平成三十一年度一般会計予算の内訳



(出所)財務省「予算の説明」等より作成

条 約

日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 31.4.11承認 参議院 4.22外交防衛委員会付託 元.5.8本会議承認)

【要旨】

この協定は、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けるものであり、2018年(平成30年)4月21日にトロントで署名されたものである。

この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、自衛隊とカナダ軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 二、いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、一に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができる。
- 三、この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む。)空港・港湾業務及び弾薬の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。また、物品又は役務の提供については、武器の提供が含まれるものと解してはならない。
- 四、この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。物品又は役務を受領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。
- 五、この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。
- 六、この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するカナダ軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。
- 七、この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目に効力を生ずる。この協定は、10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 31.4.11承認 参議院 4.22外交防衛委員会付託 元.5.8本会議承認)

【要旨】

この協定は、日本国の自衛隊とフランス軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けるものであり、2018年(平成30年)7月13日にパリで署名されたものである。

この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、自衛隊とフランス軍との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 二、いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、一に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができる。
- 三、この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）空港・港湾業務及び弾薬の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。また、物品又は役務の提供については、武器の提供が含まれるものと解してはならない。
- 四、この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。物品又は役務を受領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。
- 五、この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。
- 六、この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するフランス軍が実施するいかなる活動にも適用されない。両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。
- 七、各当事国政府は、他方の当事国政府に対し、この協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 31.4.23承認 参議院 元.5.13外交防衛委員会付託 5.17本会議承認)

【要旨】

中央北極海の公海水域において、近年、氷の範囲の減少に伴い将来的に漁獲が行われ得る水域が拡大していることから、海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するため、同水域において規制されていない漁獲を防止する必要性が国際的に認識されるようになった。この協定は、同水域における漁獲に対する予防的な保存管理措置の適用等について定めるものであり、我が国、カナダ、中国、デンマーク、アイスランド、韓国、ノルウェー、ロシア、米国及び欧州連合の間で、2018年（平成30年）10月にイルリサット（デンマーク）において作成された。

この協定は、前文、本文15箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の適用上、「協定水域」とは、カナダ、デンマーク（グリーンランド）、ノルウェー、ロシア及び米国が漁業管轄権を行使する水域によって囲まれている中央北極海の単一の公海水域をいう。
- 二、この協定は、健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として、予防的な保存管理措置の適用を通じて中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止することを目的とする。

- 三、各締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、地域的な漁業管理のための機関等によって採択される保存管理措置又は締約国会合において締約国が将来定めることがある暫定的な保存管理措置に基づいてのみ協定水域において商業的漁獲を行うことを許可する。また、締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、締約国会合において締約国が定める保存管理措置に基づいてのみ協定水域において試験的漁獲を行うことを許可することができる。
- 四、締約国が、科学的活動における協力を円滑にすること、この協定の効力発生から2年以内に科学的調査及び監視に関する共同計画を作成すること、当該共同計画の発展、調整及び実施を指導すること、共同の科学的会合を行うこと等について規定している。
- 五、締約国が、原則として2年に1回会合し、当該会合において、この協定の実施状況及びこの協定の有効期間に関する問題を検討すること、全ての入手可能な科学的情報を検討すること、協定水域における漁獲を管理する地域的な漁業管理のための機関を設立するための交渉等を開始するかどうかを決定すること、当該交渉等が開始され、締約国が魚類資源の持続可能性を確保するための仕組みに合意した後、協定水域における魚類資源に関する追加の又は異なる暫定的な保存管理措置を定めるかどうかを決定すること、この協定の効力発生から3年以内に協定水域における試験的漁獲のための保存管理措置を定めること等について規定している。また、締約国は、この協定の実施を促進するため、北極の先住民を含む北極の社会の代表者が参加することが可能な委員会又は類似の団体を設置することができる。
- 六、この協定は、交渉参加10箇国・機関によるこの協定の批准書、受諾書及び承認書並びにこの協定への加入書の全てを寄託者が受領した日の後30日で効力を生ずる。
- 七、この協定が、その効力発生の後最初の16年間効力を有すること、当該最初の期間の満了の後は原則として順次5年の延長期間中効力を有すること等について規定している。
- 八、この協定のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約等に反映されている国際法の関連する規定に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について規定している。

二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めの件(閣条第4号)

(衆議院 31.4.23承認 参議院 元.5.8外交防衛委員会付託 5.15本会議承認)

【要旨】

この条約は、船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染損害についての船舶所有者の責任及び強制保険、締約国の裁判所が下す判決の承認等について定めるものであり、2001年(平成13年)3月に国際海事機関(IMO)の主催によりロンドンで開催された国際会議において採択され、2008年(平成20年)11月21日に発効した。

この条約は、前文、本文19箇条、末文及び1の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、締約国の領域及び排他的経済水域において生ずる汚染損害並びに当該汚染損害を防止し、又は最小限にするための防止措置についてのみ適用する。ただし、この条約は、1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約に定義する汚染損害等については、適用しない。
- 二、事故の発生の際における船舶所有者は、船舶内の燃料油又は船舶から流出し、若しくは排出される燃料油によって生ずる汚染損害について責任を負う。
- 三、この条約のいかなる規定も、船舶所有者及び保険等保証を提供する者が適用可能な国内の又は国際的な制度に基づいて責任を制限する権利に影響を及ぼすものではない。
- 四、総トン数が1,000トンを超える締約国登録船舶の登録所有者は、責任の制限に関する適用可能な国内の又は国際的な制度に基づく責任の限度額に等しい額において汚染損害についての自己の責任を担保するため、保険等保証を維持しなければならない。
- 五、締約国は、保険等保証が効力を有していることを証明する証明書の発給要件及び効力要件を定め、要件を満たす船舶に対して証明書を発給する。

- 六、汚染損害の賠償の請求は、保険者等に対して直接に提起することができる。
- 七、締約国は、自国を旗国とする船舶であって総トン数が1,000トンを超えるものについては、証明書が発給されていない限り、いかなる時にも運航を認めてはならない。
- 八、各締約国は、自国の領域内の港等の入出港船舶であって総トン数が1,000トンを超えるものにつき、自国の国内法令により、保険等保証が効力を有していることを確保する。
- 九、各締約国は、自国の裁判所がこの条約に基づく賠償の請求の訴えについての管轄権を有することを確保する。
- 十、締約国は、管轄権を有する他の締約国の裁判所が下した判決であって、当該判決のあった国において執行することが可能であり、かつ、再び通常の方式で審理されることがないものにつき、当該判決が詐欺によって得られた場合等を除くほか、承認し、執行力を付与する。
- 十一、この条約は、効力発生の要件が満たされた後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこの条約に加入する国については、当該国が該当する文書を寄託した日の後3箇月で効力を生ずる。

二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 31.4.23承認 参議院 元.5.8外交防衛委員会付託 5.15本会議承認)

【要旨】

この条約は、危険をもたらす難破物の除去のための措置、難破物の除去に係る費用についての船舶の登録所有者の責任及び強制保険等について定めるものであり、2007年(平成19年)5月に国際海事機関(IMO)の主催によりナイロビで開催された国際会議において採択され、2015年(平成27年)4月14日に発効した。

- この条約は、前文、本文21箇条、末文及び1の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。
- 一、この条約は、条約水域(締約国の排他的経済水域)における難破物について適用する。なお、締約国がこの条約を自国の領域(領海を含む。)内に存在する難破物について適用することを通告した場合には、条約水域には、当該締約国の領域を含む。
 - 二、締約国は、条約水域において危険をもたらす難破物の除去に関し、この条約に従って措置をとることができる。ただし、この条約は、油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約等に基づいてとられる措置等については、適用しない。
 - 三、締約国は、難破物をもたらした海難に自国を旗国とする船舶が関与した場合には、当該船舶の船長及び運航者に対し、被影響国(難破物が自国の条約水域に存在する国)に遅滞なく報告することを要求する。
 - 四、締約国は、自国の条約水域に存在する難破物が危険をもたらすと決定する場合には、その標示のために全ての合理的な措置がとられることを確保するとともに、当該難破物の除去を円滑にするため、船舶の登録国等と協議の上、登録所有者が難破物を除去しなければならない合理的な期限の設定及び通知等、この条約に定める措置をとる。また、自国の登録所有者による保険等保証についての証拠の提出及び難破物の除去を確保するため、自国の国内法令に基づいて適当な措置をとる。
 - 五、登録所有者は、難破物を生じさせた海難が戦争等によってもたらされたこと等を証明しない限り、難破物の位置を特定し、並びに難破物を標示し、及び除去するための費用について責任を負う。ただし、この条約のいかなる規定も、登録所有者が適用可能な国内の又は国際的な制度に基づいて責任を制限する権利に影響を及ぼすものではない。なお、登録所有者は、難破物の除去に係る費用についての責任が、適用可能であり、かつ、効力を有する関連条約等と抵触する場合には、その抵触する限度において、当該費用についてこの条約に基づく責任を負わない。
 - 六、締約国を旗国とする総トン数300トン以上の船舶の登録所有者は、責任の制限に関する適用可能な国内の又は国際的な制度に基づく責任の限度額に等しい額においてこの条約に基づく責任を担保するため、保険等保証を維持しなければならない。

- 七、締約国は、保険等保証が効力を有していることを証明する証明書の発給要件及び効力要件を定め、要件を満たす船舶に対して証明書を発給する。
- 八、この条約に基づいて生ずる費用の請求は、保険者等に対して直接に提起することができる。
- 九、締約国は、自国を旗国とする総トン数300トン以上の船舶については、証明書が発給されていない限り、いかなる時にも運航を認めてはならない。
- 十、各締約国は、自国の領域内の港等の入出港船舶であって総トン数が300トン以上のものにつき、自国の国内法令により、保険等保証が効力を有していることを確保する。
- 十一、この条約は、効力発生の要件が満たされた後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこの条約に加入する国については、当該国が該当する文書を寄託した日の後3箇月で効力を生ずる。

投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 元.5.10承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.29本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とアルゼンチンとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2018年(平成30年)12月にブエノスアイレスで署名されたものである。

この協定は、前文、本文32箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。
- 三、この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 四、附属書 の自国の表に記載する分野等に関して維持する現行の措置については内国民待遇等の義務は課されないが現状維持義務が課される。附属書 の自国の表に記載する分野等については内国民待遇等の義務は課されず、及び現状維持義務も課されない。
- 五、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 六、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 七、両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 元.5.10承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.29本会議承認)

【要旨】

この条約は、1974年(昭和49年)に効力を生じた我が国とスペインとの間の現行の租税条約を全面的に改正するものであり、2018年(平成30年)10月16日にマドリッドで署名されたものである。

この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その

主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす議決権保有割合10パーセント以上の親子会社間の場合及び公認の年金基金が受け取る場合については免税、その他の場合には5パーセントを超えないものとする。
- 四、利子及び使用料については、源泉地国において免税とする。
- 五、給与所得については、一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 六、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 七、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 八、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 九、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 十一、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 元.5.10承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.29本会議承認)

【要旨】

この協定は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とクロアチアとの間で課税権を調整するものであり、2018年(平成30年)10月19日にザグレブで署名されたものである。この協定は、前文、本文31箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす議決権保有割合25パーセント以上の親子会社間の場合には免税、その他の場合には5パーセントを超えないものとする。
- 四、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る場合等については免税、その他の場合には5パーセントを超えないものとする。
- 五、使用料に対する源泉地国における税率は、5パーセントを超えないものとする。
- 六、給与所得については、一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。

- 七、この協定の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 八、この協定の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。
- 九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十一、この協定の特典の濫用を防止するため、配当に対する免税を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が協定の特典を受けることである場合には協定の特典は与えられないことを規定する。
- 十二、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)
(衆議院 元.5.10承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.29本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とコロンビアとの間で課税権を調整するものであり、2018年(平成30年)12月19日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、公認の年金基金が受け取る場合については、源泉地国において免税とする。一定の要件を満たす議決権保有割合20パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 四、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行、金融機関、公認の年金基金等が受け取る場合等については免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 五、使用料に対する源泉地国における税率は、産業上等の設備の使用又は使用の権利に対して支払われる場合には2パーセント、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 六、給与所得については、一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 七、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 八、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。
- 九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十一、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること並びに第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。

十二、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)
(衆議院 元.5.10承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.29本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とエクアドルとの間で課税権を調整するものであり、2019年(平成31年)1月15日にキトで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、5パーセントを超えないものとする。
- 四、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る場合等については免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 五、使用料に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。
- 六、給与所得については、一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 七、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 八、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。
- 九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十一、この条約の特典の濫用を防止するため、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 十二、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

議決を求めるの件

日本国憲法第八条の規定による議決案(閣議第1号)

(衆議院 元.6.13可決 参議院 6.19内閣委員会付託 6.21本会議可決)

【要旨】

本議決案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第2条に規定するもののほか、令和元年10月11日から同年11月29日までの間において、内閣の定める基準により、天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品を譲り受けることができるようにするものである。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 31.3.19承認 参議院 3.27総務委員会付託 3.29本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が7,247億円、事業支出が7,277億円で、30億円の収支不足となる。この不足額については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

平成31年度は、3か年経営計画の2年目として、自主自律を堅持し、放送を太い幹としつつインターネットも活用して、正確、公平・公正な情報を伝え、より安全・安心な暮らしを実現する報道に全力で取り組むとともに、多彩で魅力的なコンテンツの一層の充実、国際発信力の更なる強化、地域の魅力や課題の発信による多様な地域社会への貢献、4K・8Kスーパーハイビジョン放送の充実・普及の推進、受信料の公平負担徹底に向けた支払率向上、効率的で透明性の高い組織運営の推進、「NHKグループ働き方改革宣言」の実現に向けた取組の推進、放送センター建替の推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,524億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,514億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、事業収支差金の赤字を見込んでいる点について、受信料の還元策の実施を考慮するとやむを得ない面があるとした上で、早期に黒字を確保できるよう努めることを強く求め、また、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を実施すること、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう徹底した取組を行うこと等を引き続き求めるとともに、協会の経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、説明責任を果たしていくことが必要である旨の意見が付されている。

【附帯決議】(31.3.28総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、業務改革等の不断の努力を通じ、受信料引下げを要因とする事業収支差金の赤字を見込んだ予算編成から、早期の黒字化への転換を実現し、より安定した業務体制を確保するよう努めること。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く公平に選任するよう努めること。

三、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。

四、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを再確認し、役員の職務執行に対して一層実効ある監督を行うこと。

また、監査委員会は、放送法に基づく調査権限を適切に行使し、役員に不適切な行為がある場

合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を失することなく厳格に対処すること。

五、協会は、平成25年の首都圏放送センター記者の過労死の事実を重く受け止め、協会の業務に携わる者の健康確保のため、適正な業務運営と労働環境確保に全力で取り組むこと。

六、協会は、関連団体を含め不祥事が頻発していることに対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、再発防止策の確実な実施等を組織一体となっていくことにより、信頼回復に全力を尽くすこと。

七、協会は、平成29年12月の最高裁判決も踏まえ、公共放送の存在意義や受信料制度に対する国民の理解を促進し、協会に対する信頼感の醸成に組織一体となっていくこととともに、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

なお、受信料については、繰越金の現状や今後の事業収支の見通し等を踏まえ、減免対象の拡大など受信料体系・水準の在り方を含めて、引き続き検討すること。

八、協会は、放送センターの建替については、透明性を確保するとともに、建設費の大幅な増大が生じないように万全を期すこと。

九、協会は、その運営について、情報の十分な開示・説明を行うため、経営委員会や理事会等における意思決定に至る過程や、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営状況、調達に係る取引等について、議事録の適切な作成・管理に努めること。

また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表すること。

十、協会は、インターネット常時同時配信等の通信分野における協会の業務の在り方について、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、民間放送事業者等の見解を幅広く聞きながら、関係者間での情報共有及び連携を図りつつ、できるだけ明確かつ具体的にその将来像を示すよう努めること。

十一、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十二、協会は、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるよう、国際放送の一層の充実を図ること。特に、外国人向けテレビ国際放送については、番組内容の充実、国内外における認知度の向上等に努めること。

十三、協会は、本院からの要請に基づく平成29年3月の会計検査院の報告等を踏まえ、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十四、協会は、4K・8K放送の整備及び普及促進に当たっては、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を持っていくこと。

また、4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について、国民・視聴者や関係事業者の意見を幅広く聞きながら、検討を進めること。

十五、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、字幕放送、解説放送、手話放送の一層の充実等を図ること。

十六、協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正しい情報が国民に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十七、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であること及び東京オリンピック・パラリンピックに向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

十八、協会は、早急に障がい者の法定雇用率を達成するとともに、職場での差別禁止や合理的配慮

を徹底し、障がい者の働く環境の改善を進めること。

十九、協会は、女性の採用・登用について、より高い数値目標を設定し、性別に関係なく仕事と家庭が両立できる職場の環境改善を進めること。

二十、協会は、放送と通信の融合が進む中で、公共放送の在り方について、不断の検討を行うこと。右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 元.5.30承認 参議院 6.10国土交通委員会付託 6.12本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成31年4月9日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(2年間の期間延長)に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一 北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、さらに、平成28年1月6日、同年9月9日及び平成29年9月3日に北朝鮮が核実験を実施したこと並びに平成28年2月7日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと、同年3月2日(ニューヨーク時間)に国連安保理決議第2270号が採択されたこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、次に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

1 北朝鮮籍の全ての船舶

2 外国の国籍を有する船舶(北朝鮮籍のものを除く。)のうち、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの

3 国連安保理の決定又は国連安保理決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定(以下「関連決定等」という。)に基づき、国連安保理決議第1718号8(d)等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶(その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。)であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの(1又は2に該当する船舶を除く。)

4 日本の国籍を有する船舶のうち、平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの(3に該当する船舶を除く。)

二 入港禁止の期間

1 一の1については、平成18年10月14日から平成33年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成33年4月13日までの間。

2 一の2については、平成28年2月20日から平成33年4月13日までの間。

3 一の3については、平成28年4月2日から平成33年4月13日までの間。ただし、平成28年4月1日以降に一の3の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から平成33年4月13日までの間。

4 一の4については、平成28年12月10日から平成33年4月13日までの間。

三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置

を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成31年4月14日から令和3年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 元.5.21承諾 参議院 5.31決算委員会付託 6.5本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成29年10月6日から10月30日までの間に使用を決定した金額は639億円で、その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費626億円、衆議院議員総選挙啓発推進に必要な経費5億円、訟務費の不足を補うために必要な経費4億円などである。

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 元.5.21承諾 参議院 5.31決算委員会付託 6.5本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成30年3月23日から3月26日までの間に使用を決定した金額は232億円で、その内訳は、大雪に伴う道路事業に必要な経費223億円、訟務費の不足を補うために必要な経費8億円である。

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額4,500億円のうち、平成30年4月27日から9月28日までの間に使用を決定した金額は1,939億円で、その内訳は、河川等災害復旧事業等に必要な経費557億円、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費414億円、災害救助等に必要な経費212億円などである。

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額4,500億円のうち、平成31年2月21日から3月29日までの間に使用を決定した金額は5億円で、その内訳は、国選弁護人確保業務等委託に必要な経費3億円、訟務費の不足を補うために必要な経費2億円である。

決算その他

平成二十九年 度一般会計歳入歳出決算、平成二十九年 度特別会計歳入歳出決算、平成二十九年 度国 税 収 納 金 整 理 資 金 受 払 計 算 書、平成二十九年 度政府関係機関決算書
 (衆議院 継続審査 参議院 31.1.29決算委員会付託 元.6.14本会議是認)

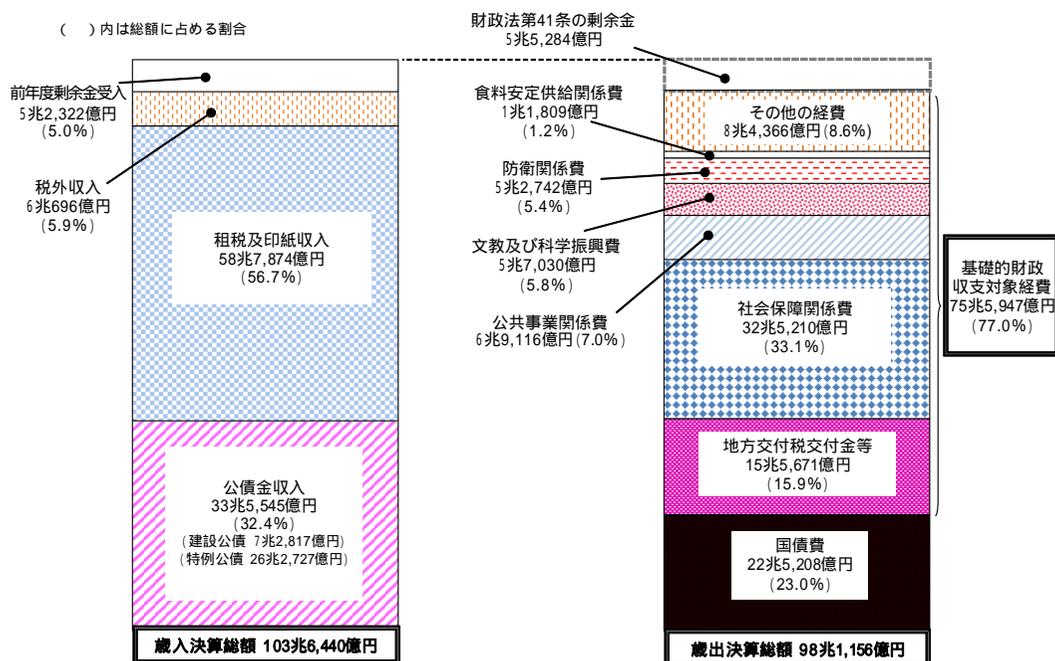
平成二十九年 度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は103兆6,440億円、歳出決算額は98兆1,156億円であり、差引き 5兆5,284億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成30年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第 6 条の純剰余金は9,094億円である。

平成二十九年 度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は386兆4,869億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は374兆1,502億円である。

平成二十九年 度国 税 収 納 金 整 理 資 金 受 払 計 算 書における資金への収納済額は75兆9,847億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は74兆6,234億円であるため、差引き 1兆3,612億円の剰余を生じた。

平成二十九年 度政府関係機関決算書における 4 機関の収入済額を合計した収入決算額は 1兆1,296億円、支出済額を合計した支出決算額は9,618億円である。

平成二十九年 度一般会計歳入歳出決算の概要



(出所)「平成29年度決算の説明」より作成

平成二十九年 度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 31.1.29決算委員会付託 元.6.14本会議是認)

平成二十九年 度 国 有 財 産 増 減 及 び 現 在 額 総 計 算 書 に お け る 29 年 度 中 の 国 有 財 産 の 差 引 純 増 加 額 は 8,161 億 円、29 年 度 末 現 在 額 は 106 兆 8,241 億 円 で あ る。

平 成 二 十 九 年 度 国 有 財 産 無 償 貸 付 状 況 総 計 算 書

(衆 議 院 継 続 審 査 参 議 院 31.1.29 決 算 委 員 会 付 託 元.6.14 本 会 議 是 認)

平 成 二 十 九 年 度 国 有 財 産 無 償 貸 付 状 況 総 計 算 書 に お け る 29 年 度 中 の 国 有 財 産 の 無 償 貸 付 の 差 引 純 増 加 額 は 301 億 円、29 年 度 末 現 在 額 は 1 兆 1,108 億 円 で あ る。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成29年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成29年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆1,437億円、負債合計は3,972億円、純資産合計は7,465億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,156億円、経常事業支出は7,073億円となっており、経常事業収支差金は83億円となっている。

賀詞案

賀詞案起草の件（御即位につき天皇陛下に奉呈する賀詞案）
（参議院 元.5.15賀詞案起草に関する特別委員会起草 5.15本会議可決）

賀 詞

天皇陛下におかせられましたは 風薫るよき日に 御即位されましたことは まことに歡喜に堪えないところであります

天皇皇后両陛下が御清祥であられ 令和の時代が悠久の歴史に新たな希望と光を添えるものとなりますよう 心からお祈り申し上げます

ここに参議院は 国民を代表して 院議をもって 謹んで慶祝の意を表します

規則案

参議院規則の一部を改正する規則案(規則第1号)

(参議院 元.6.21本会議可決)

【要旨】

本規則案は、参議院議員の定数の改正に伴い、常任委員会の委員の数を改めるものであって、その内容は次のとおりである。

一 常任委員会の委員数の改正

内閣委員会、法務委員会及び農林水産委員会の委員の数を20人から21人に改める。

二 施行期日

この規則は、令和元年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。

参議院規則の一部を改正する規則案(規則第2号)

(参議院 元.6.26本会議可決)

【要旨】

本規則案は、委員会等の会議録、委員長等から議長に提出される報告書等、質問主意書及びこれに対する内閣の答弁書、会議録並びに請願文書表について、経費の節減等に資するため、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これらを各議員に提供することができることとするものであって、その内容は次のとおりである。

一 会議録等の電磁的記録の提供その他の適当な方法による各議員への提供等

1 会議録

会議録、委員会の会議録等について、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これを各議員に提供するものとする。

2 委員長及び調査会長から議長に提出される報告書等

委員長及び調査会長から議長に提出される報告書等について、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これを各議員に提供するものとする。

3 質問主意書及びこれに対する内閣の答弁書

質問主意書及びこれに対する内閣の答弁書について、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これを各議員に提供するものとする。

4 請願文書表等

請願文書表について、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これを各議員に提供するものとする。

請願は、 による請願文書表の提供と同時に、各委員会に付託するものとする。

二 施行期日等

この規則は、令和元年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。ただし、一の2(第72条の4及び第80条の4第3項に係る部分に限る。)は、同日の前日(その日が国会に置かれる機関の休日に対応するときは、その日直前の当該休日以外の日)から施行する。

その他所要の規定を整備する。

規程案

参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程案(規程第1号)

(参議院 元.6.26本会議可決)

【要旨】

本規程案は、憲法審査会の会議録について、経費の節減等に資するため、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これを各議員に提供することができることとするものであって、その内容は次のとおりである。

- 一 憲法審査会の会議録の電磁的記録の提供その他の適当な方法による各議員への提供
憲法審査会の会議録について、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、これを各議員に提供するものとする。
- 二 施行期日
この規程は、令和元年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。

参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案(規程第2号)

(参議院 元.6.26本会議可決)

【要旨】

本規程案は、委員会等の会議録の各議員への提供の方法の変更に伴い、情報監視審査会の会議録の印刷及び配付に関する規定を整理するものであって、その内容は次のとおりである。

- 一 情報監視審査会の会議録
 - 1 情報監視審査会の会議録は、各議員には提供しないものとする。
 - 2 1にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、各議員に提供するものとする。
- 二 施行期日
この規程は、令和元年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。